
序 章

創 立 前 史

第1節 中央集権と財政の確立

1. 近代的金融制度の歩み

明治維新の足跡

明治維新は、徳川幕府 260 余年の封建、鎖国の治世から解放された新生日本の夜明けであった。激動の幕末動乱期を切り抜けて誕生をみた明治新政府の急務は、外については欧米先進国に対する独立の維持、内には国内統一の確立であった。このため新政府は、富国強兵、殖産興業、文明開化を三つの柱として、廃藩置県、地租改正、国民皆兵、義務教育の実施など、近代国家としての基盤の確立に腐心していた。

しかし、新政府は、あらゆる面で難問をかかえていたのである。わけても緊急の課題は、相ついだ内乱による戦費の膨脹で崩壊の危機に直面していた財政の整備と、幕末から引き継いだ通貨の混乱を整理することであった。このことは、国民の日常生活にとって密接不離の問題であるだけでなく、まだ混迷の域を脱せずにはいた国内治安の確立のためにも緊要であった。この大きな試練を乗り越えてこそ、四民平等の近代的市民社会の形成と国民経済の成立が約束されるのである。

版籍奉還と廃藩置県

新政府は、発足間もなく版籍奉還を断行した。すなわち明治 2 年 1 月 20 日、薩・長・土・肥 4 藩主連署による「版籍奉還の上表」が提出された。これは大久保利通^{とし}、木戸孝允^{みち}らの画策によるもので、これをきっかけにして各藩からなだれのように「奉還建白書」の提出が相ついだ。新政府は、翌 3 年 8 月までに 274 藩（総石高 1,904 万石余）に対し聴許の沙汰書を下している。

版籍奉還とは、字義どおり理解すれば、維新政府樹立の理念であった「王土王民思想」にもとづき、各藩が支配する土地、人民をいったん天皇に返納するとい

うことである。だが、実際には、そこに込められた意味あいは、それぞれかかわった人々の立場で違っていた。上表文に「その与うべきはこれを与え、その奪うべきはこれを奪い、およそ列藩の封土、さらによろしく勅命を下し、これを改め定むべし……」と述べられているように、そこには戊辰戦争の戦功に対する論功行賞への期待すら込められていたのである。

また、藩放棄論とでもいうべきものもあった。二度にわたる長州征伐への動員、さらに鳥羽伏見の戦い以来の内戦は、封建領主の支配を危機に追い込んだ。内戦にともなう膨大な軍事支出がもたらした財政危機である。危機は中小規模の藩および朝敵藩において、より深刻であり、それらの藩は藩体制を維持することじたいが困難な状態であった。このような状態のなかで、中小藩は藩を棄てる道を選択しようとした。藩を廃止し郡県制に切り替えることによって、強力な中央政府の統治を地域に導入し、自らは世襲の知藩事の地位を得ることで、従来の支配者の立場を保持しようとした。一種の封建制存続論である。

これらの藩主層の願いと、実際に版籍奉還を推進した維新官僚たちの意図とは大いに食い違っていた。木戸、大久保らの間には、その実行のテンポについては意見の相違はあったが、版籍奉還を封建的領主権否定への第一歩と考える点では一致していた。

2年6月25日に布達された「諸務変革数項」によって、まず藩財政のあり方に規制の手が加えられた。藩石高の10分の1を知藩事の家禄とし、残りを軍事費、行政費、家臣への俸禄とすることが定められ、複雑な各藩の身分制は、士族・華族の二つに単純化された。

ついで4年7月14日、廃藩置県の詔勅が発せられた。新政府樹立後、木戸、大久保らの維新官僚たちがめざした中央集権国家建設の事業が、一つの大きな障害を乗り越えたことになる。旧藩主は知藩事の職を解かれ東京に移された。藩主の家禄、家臣への俸禄の支給は政府によって保証され、3,400万円にもものぼる各藩の借財は政府が肩代わりすることになった。

新たに全国に1使（北海道開拓使）3府302県が置かれた。県の数が多いのは、旧来の藩の領域がそのまま県とされたからで、4年11月には1使3府72県に統

合されている。知藩事に代わり政府から任命された府県知事（権知事）、県令（権令）、参事以下の官吏が、全国の地方行政を担当することになった。

愛媛県では、8藩の廃止にともない7月14日に8県すなわち松山・今治・宇和島・吉田・大洲・新谷・西条・小松の各県が設置され、11月には松山・今治・西条・小松の4県が松山県に、宇和島・吉田・大洲・新谷の4県が宇和島県にそれぞれ統合された。そして行政官吏として松山県は本山茂任^{もとやましげとう}が参事に、宇和島県は間島冬^{まじまふゆ}道^{みち}が権令に任じられた。ちなみに松山県、宇和島県は翌5年に、それぞれ石鐵^{せきてつ}県、神山^{かみやま}県と改称、この2県がさらに統合されて愛媛県となるのは6年2月である。



明治11年新築の愛媛県庁

また、ほぼ同時期の4年7月29日、太政官^{だいじょうかん}制度が、2年に続いて再び改定され、従来神祇官の下位にあった太政官が制度上最高の地位を占めることになり、太政大臣、納言^{なごん}、参議^{せいぎん}からなる正院が、行政、司法、立法のすべての権限を一元的に掌握することになった。この改定によって明治国家は、天皇を頂点とする専制的中央集権国家の完成へと一歩近づいていったのである。

地租改正と秩禄処分

明治維新は、その帰結としてわが国領有制の解放をもたらした。廃藩置県と、その直後に土地・金融・財政制度さらには兵制、学制などにわたって一斉に公布された革新的諸法令は、土地領有制を否定しようとする政府の政策がはじめて発現したものとして評価されよう。

しかし、この諸法令は、政府・官僚層が領有制否定を明確に意図して公布したものではなかった。廃藩置県じたい、先にも触れたように、ただ各藩個別の領有権を中央政府へ集中することを企図したもので、領有制そのものの廃止は考えて

いなかったのである。

明治4年4月頃には、すでに大蔵省内で、廃藩置県後行うべき広範な改革措置の具体的準備ができつつあったが、そのなかで「地租田租の改正、分頭税の創設、印紙税の方法、^{えきてい} 駅遞郵便の処置、民法、郡村制法、海関事務等、凡百の要件、順序を追って整頓し……」と、租税改革の構想などを示している。

それは、多額の債務をかかえて出発した新政府にとって、財政支出の急増に促されて、早急に租税収入を確保する必要に迫られたからであった。当時のわが国は、人口の約8割を農民で占める農業国であったので、地租が国家財政の大部分を占め、6年の歳入総額に占める地租の割合が約70%であったことでもわかる。

新政府は、まず準備段階として5年2月、土地永代売買の禁止を解き、同時に地券渡方規則を定め、売買譲渡地に売買価を記した地券を発行し、ついでこれを一般の土地にまで及ぼした(^{じんしん} 壬申地券)。このうえに立って6年7月28日、「地租改正条例」「地租改正施行規則」を公布したのである。その骨子は次のようなものである。

- (1) これまでのように、収穫高(石高)に対して税を賦課するのではなく、土地の価格に対して一定の割合で賦課する。
- (2) 豊作凶作にかかわらず一定の税率を維持する。
- (3) 税率は当分地価の100分の3とする。
- (4) 税納入者は地券所有者とする。
- (5) 従来之物納を金納に改める。

地租改正条例は、一見、極めて近代的な装いを持っているようだが、その内実はまったく違っている。

まず、条例でいう直接耕作者である小作人の権利は無視されていて、古い小作慣行と高率之物納小作料を基礎とする半ば封建的な地主・小作関係には手をつけなかったのである。

次に、地価の100分の3という税率の算定にもからくりがあった。この数字は、農業の拡大再生産が可能な範囲の課税という、近代的な税観念にもとづいたものではなく、旧来の税収、江戸時代の領主の総収入1,200万石(3,600万円)を基準

にして、それを下回らないように逆算してはじき出されたものであった。これでは幕末以来、一揆・騒擾を繰り返し、封建的な貢租負担の軽減を求めてきた農民の努力も水の泡であった。

愛媛県における地租改正事業は、8年8月の達書によって着手され、15年11月に完了した。

地租の金納化は、農民を急速に商品経済の渦中に巻き込み、彼らに米をはじめとする農産物の価格変動の危険をも負担させる結果となった。しかも14年以降の松方財政のデフレ政策による米価の下落は、中小自作農の地租滞納や不納を増加させ、窮乏した中小農民のなかには、土地を売却したり強制処分をうけて小作農に転落する者が続出した。こうして大地主や富農による土地の集積が進み、農民階級の分解が促進されたのであった。

このような地租改正とは別に、新政府は、版籍奉還に当たって旧来の身分制度を華族・士族・卒族の3階級に簡易化し、諸藩の禄制の改革を命じた。各藩はそれぞれ独自の形で禄制を改革し、諸藩合わせて推計約800万石の家禄が削られた。この禄制改革は、廃藩置県によって中止され、全国統一的な家禄廃止が政府の日程にのぼった。

これにより政府部内に激しい対立が起こったが、結局は秩禄公債を下付することに帰着して、6年12月に「秩禄奉還の法」を定めたのである。その内容は、「家禄・賞典禄100石未満の者で奉還を願う者は、成業資金として永世禄6カ年分(終身禄は4カ年分)の半分を現金で、残りの半分を年8分の秩禄公債をもって支給する」というものであった。この家禄支給は、政府支出の28~47%を占めるに至ったため、政府にとっては財政上の大きな負担となった。政府は9年8月に「金禄公債証書発行条例」を公布して家禄の一律奉還を命じることによって従来からの家禄支給を廃止し、これに代わって家禄額に応じた金禄公債証書を華・士族などの有禄者に下付した。この公債は償還まで年5~10%の利子を所有者に支給するものであった。

この秩禄処分で金禄公債の下付をうけて家禄を失った者は31万4,000人、下付された公債金額は1億7,400万円で平均1人当たり554円であった。愛媛県では

下付人員 5,100 人、発行額 277 万円、平均 1 人当たり 545 円という記録が残されている。

こうして封建支配層としての領主・武士層は解体され、彼らはすべて公債を所有する利子生活者となり、収入が著しく減少した。松山藩士族の 20 石取りの上士を例にとってみると、これを金禄に換算した収入は 102 円となるが、公債の利子は 68 円程度で、実に収入の 33% を減じたことになる。

士族授産と殖産興業

秩禄処分で一切の土地への権利や生活の基盤を失い、日々窮乏を強いられた士族たちの不満は根強いものがあつた。このような世論は、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通らの外遊中に一挙に盛り上がった。このため政府部内に、国勢を外に向けることにより国内の安定をはかろうとする征韓論が台頭した。

欧米視察から帰朝した大久保は、今こそ維新以来の富国强兵、殖産興業を進める時であるとして、内政を優先させることの必要を痛感した。明治 6 年 10 月、征韓論は退けられ、これを機に士族無視の政革に不満を持つ保守派は政府から一掃され、大久保が新政府の中心的地位に就いた。

翌 11 月、内務省が創設され、大久保利通が内務卿に、大隈重信が^{しげのぶ}大蔵卿に就任した。大久保は警察を掌握して内治を整え、欧米視察の成果を基にして、新たな角度から殖産興業政策を展開しようとした。これに対して、うっ積した不満を爆発させた士族らは、佐賀・秋月・萩の乱と相ついで蜂起した。政府は、直ちにこれら士族の反乱を鎮圧し、地租の軽減をもってこれにこたえたが、薩摩士族は、西郷隆盛を擁して最後の拠点である鹿児島で起死回生を試みたものの失敗に終わった。

大久保亡きあと、首席参議大蔵卿となった大隈は、起業公債を発行し、土木事業を興すとともに綿紡績業を保護育成して輸出の振興をはかるなど、大久保の遺業を継いだ。

まず手を着けたのは、士族への処遇として、移住開墾の保護奨励、授産金の貸与など、いわゆる士族授産であった。ついで近代的な機械を輸入して、官営の鋳

工業を興して民間に範を垂れるとともに、あらゆる手段を尽くして民間産業の保護育成をはかり、博覧会、共進会など多くの事業を開催した。

殖産興業政策を強力に推進するには、十分な素養をもつ起業家や労働力が必要であった。これに適するものといえば、旧時代の知識層であった旧士族やその子弟たちであった。ここに士族授産と殖産興業の結合が行われた。

愛媛県の場合、その先見の明と創業の才をいかに発揮して、明治21年、わが国初の軽便鉄道である伊豫鉄道を創業し、初代社長として辣腕を振るった小林信近のぶちかの業績を看過することはできない。

小林信近は、第14代松山藩主久松定昭さだあきの小姓として仕えた。廃藩置県後は、県の役人や県会議員などを務めたが、小林がわが国地方鉄道史の輝かしい一ページを飾るに至った動機は、実は士族授産にまつわる発想であった。

明治6年、家禄奉還の士族に対し、政府は産業資本として官林の払い下げを行った。小林ら数人は、共同で上浮穴郡杣野村（現・面河村）で300町歩のひのき林を譲り受け、これを製材して大阪方面に積み出すことを考えた。松山～三津浜間は平坦な道ではあったが、雨後のぬかるみがひどかった。その運搬費が松山～大阪間の海上運賃よりも高くついたほどである。さらに阪神方面へ鉄道枕木を納入することになって、輸送手段改善の必要に迫られた。

種々苦心の末、軽便鉄道敷設の認可をとった小林は、その資金として士族に授産金の貸し下げを政府に嘆願して許可を得た。しかし、この金を個々に配分すれば雲散霧消することは歴然としている。そこでこの金を鉄道会社設立の株に充当すれば、安全な利殖方法となり、会社の有力な資金源にもなるだろうと考えた。しかし、授産金で株を引き受けたのはわずか20株、その総額は100円という予期に反した結果となったが、その後多方面の協力を得てようやく会社の設立へ漕ぎつけたのであった。

在来産業の動向

廃藩置県後の殖産興業政策の課題は、それまで各藩で実施していた産業諸施策を受け継ぐことであったが、全国的な見地からの見直しもあって、遅まきながら

新規事業もいくつか勃興しはじめた。

近代的な製糸(生糸)工場として名を馳せた富岡製糸所が、明治5年に開業し、薩摩藩が経営していた堺の紡績所を買収して兵庫製作所として工部省の所管としたのもその一つであった。また外国商社が鉱山採掘に進出しようとしたのに対処して、6年7月には「日本坑法」を制定して、国内鉱山資源の採掘権はすべて政府が預かることにし、高島炭坑、三池炭坑、釜石鉱山を官営化した例もある。

また廃藩置県により、諸藩所有の船舶が政府の手に移った。これにより3年1月に半官半民の回漕会社を興して海運の発達をはかったが、経営不振におちいり1年で解散した。政府は回漕取扱所を作らせ、回漕会社の船舶を下付して業務を引き継がせた。やがて同所の回漕問屋などを糾合した組織拡大の請願があり、日本国郵便蒸汽船会社の設立を認めた。政府はこれに航路補助を与えて、東京～大阪間の定期航路と、函館～石巻間の航路を開設させた。このように政府は積極的な海運の育成策をとったが、同汽船会社も8年には倒産した。

このほか佐賀藩で用いていた機械を活用した赤羽工作所、国産セメントを製造した摂綿篤製造所などの設置を挙げることができる。このような官業のなかでも特記すべきは、郵便、電信、鉄道などの運輸通信業で、わが国経済発展の大きな牽引力となった。電信は2年12月に東京～横浜間が開通し、5年4月には京都～大阪～神戸間が、6年2月には東京～長崎間が開通した。一方、鉄道は外国債の起債により、「汽笛一声新橋を……」と歌われた、あの新橋～横浜間が5年9月に開通、10年3月には京都～神戸間というように鉄道を延ばしていった。

このような際だった事業ではなかったが、農業部門で試験場が設けられたのも特筆に値するものである。7年6月には三田培養場(植物試験)、8年7月に上野の勸農寮試験場が開設された。ほかに5年10月に開かれた内藤新宿試験場とともに、農業部門の技術開発、品種改良の研究が行われたことは、わが国産業の中心が依然農業にあることをうかがわせる。

このほか異色のものとしては、4年頃、機械を外国から輸入して東京・築地にメリヤス製造工場が誕生、わが国初の機械編みメリヤスが登場した。

愛媛県の産業

明治期における愛媛県の移出品の主なものには、生糸、綿織物、伊予絣、和紙、木蠟、漆器、竹細工品などがあるが、特に養蚕製糸業は士族授産の事業として発達した。廃藩置県前の明治2、3年頃、すでに今治・宇和島両藩では先進地から技師を招いて養蚕製糸の方法を取り入れていた。廃藩後は県が士族授産事業として養蚕製糸業を奨励、5年には吉田藩の士族遠山^{のりみち}矩道らがこれをはじめ、ついで宇和島の士族もこれに習った。7年には大洲の士族福井茂平が開盛社（養蚕・座繰製糸会社）を設立した。生産方式も従来の座繰製糸からしだいに機械製糸に代わり急速な発展をみた。

一方、徳川時代から農家の副業として発達してきたものに、今治地方を中心に生産された白木綿と、松山地方を中心に生産された縞木綿（伊予縞）があったが、明治10年をピークとして衰退に向かった。

今治地方の白木綿は、享保年間（1716～35）に、今治の商人柳瀬忠治が、自己の利殖をはかるとともに今治地方の産業振興を意図して、小幅白木綿の製造販売をはじめたといわれている。白木綿は、天保年間（1830～43）まではその産額は少なかったが、大阪方面で名声を博するようになってから生産は年ごとに増え、明治10年には年産40万反にのぼったという。しかし、家内労働による幼稚な手紡製織では輸入綿糸布の流入に太刀打ちできず、しだいに衰退に向かっていった。

松山地方の縞木綿は、安政元年（1854）に松山藩が縞会所（縞座）を設け、問屋10軒を指定してから藩の専売制となった。廃藩後、興産会社が縞会所を継承し、明治10年頃には年産80万反にまでのぼったが、しだいに輸入綿糸布に圧倒されはじめ、12年に松山縞会社を設立して改良をはかったものの回復の見込みは立たなかった。

2. 草創期の財政事情

通貨制度の変遷

わが国の貨幣制度がほぼ統一されたのは徳川時代である。当時の幣制は、金貨も銀貨もともに本位貨幣である金銀複本位制であったとされている。徳川幕府は、慶長6年(1601)、江戸、駿府、伏見に金座、銀座を設け、大判金、小判金、丁銀、小粒銀などの貨幣を鑄造させ、また寛永13年(1636)、江戸の芝と近江坂本^{ぜに}に銭座を設け、寛永通宝(銅貨)を鑄造させた。この銅銭のほかに^{びた}鋳銭と称する鉄銭があり、いずれも補助貨幣であった。貨幣の単位は、両・分・朱といい、1両の4分の1が分、1分の4分の1が朱という4進法であった。

徳川時代の金銀複本位制は、当初金銀比価が1対4で、海外相場とさして開きがなかったのであるが、頻繁な貨幣の改鑄、特に金貨の改鑄により、法定比価はしだいに金貨が割安、銀貨が割高となり、海外相場との開きが著しく拡大した。幕末の開国直前には、海外の金銀比価が1対15に対し、わが国のそれは1対6という状態であった。このような開きにもかかわらず、とにかく金銀複本位制が維持されていたのは、鎖国による封鎖経済のためであったから、開国により大きな打撃をうけたのは必定である。しかもこの頃から銀価の世界的な低落がはじまっていたのもこれに輪をかけた。

また安政の開国条約が不平等条約であったので、この打撃は一層大きなものとなった。当時、アジアにおける国際通貨であった洋銀と呼ばれたメキシコ銀ドル貨幣が、大量にわが国に流入し、代わってわが国の大判金、小判金が流出し、金銀複本位制は事実上消滅して、銀本位制しかもメキシコ銀本位制となり、幕府の幣制は崩壊の一途をたどることになる。

このような幣制混乱のうちに明治維新を迎えるのだが、新政府は、近代的統一国家を建設するためには、まず幣制を確立することが第一義であると考えた。明治元年、三岡^{みつおか}八郎(後の由利公正)と小原^{きみまさ}仁兵衛に改鑄業務を、また久世治作(後の喜弘)と村田理右衛門に貨幣改鑄の事務を担当させ、その意見により貨幣の分

析所を京都二条の金座に設け、慶長以後の古金銀貨幣や欧米各国の貨幣を分析して、品位、量目などを比較研究させた。その結果、わが国の金銀貨幣が乱雑不均一で、欧米のそれとは比べものにならないことがわかった。このため、直ちに政府は、造幣官署を設けて純正画一な貨幣を製造することを決意するに至ったのである。

太政官札の発行

政府の新貨幣製造の意図は正しかった。しかし、相つぐ内乱の鎮定による多額の軍費支出で困窮した国家財政を救い、新たに殖産興業に必要な資金にあてるためには、新紙幣太政官札の発行が急務となった。由利公正の建議により最初の太政官札が発行されたのは、明治元年5月であった。

太政官札は10両・5両・1両・1分・1朱の5札であり、会計官（大蔵省の前身）が管理した。発行紙幣の一部は政府経費の支払いにあて、他は諸藩および農商に貸し付けたが、いまだ新政府の基礎が確立していなかった当時では、不換紙幣であるこの太政官札に対する疑懼の念が強く、流通は困難を極めた。それでも、明治元年5月から9年末頃までに9,300万円の太政官札が発行された。



太政官札

一方、硬貨については、さしあたり旧幕時代と同じ2分金および1分銀などを鑄造をしたのであるが、従来よりも劣悪な貨幣ができてますます幣制を混乱させ、この試みは失敗に終わった。

新貨条例の公布

先にも述べたように、開港以来、対外貿易決済に使われてきたわが国の貨幣は、まさに種々雑多であった。その混乱状況を救うため、政府はなによりも新貨幣を洋式設備で製造しようと、造幣局建設の計画をまとめるとともに、貨幣の改革について協議を重ねた結果、明治4年5月、わが国初の貨幣法規である「新貨条例」

を布告し金本位制を採用することとなった。

同条例によれば「皇国往古より他邦貿易のこと少なく、貨幣の制いまだ精密ならず。その品種各種にして、その価位も一定せず。いまその概略を挙ぐるに、慶長金あり、享保金あり、文字金あり、大小判金あり、1分銀あり、1朱銀あり、当100銭あり、大小数種の銅銭あり、その他一時通用の貨幣は枚挙にいとまあらず。甚しきは一国一郡限りの貨幣ありて、いまに至るまで僅かにその一部に通用し他方に流通せざるものあり……」というありさまであった。

江戸時代から引き継がれたこの雑多な貨幣群に、内戦期の混乱のなかで鑄造された悪貨、質貨が加わり、複雑さに拍車をかけた。政府自らが品質の劣悪な貨幣を鑄造していたのである。諸大藩も私鑄を重ねていた。まさに「良質の貨幣は徒らに富家庫中の宝物となり、あるいは外国へ流出せしものまた少なからず、遂に諸品換用の能力を失い、日用の便利の道を塞ぎ、流通の公益ほとんど絶えんとするに至る……」と述べているとおりである。

わが国と貿易関係をもつ列国は、当然この状況に対し強硬に抗議し、事態の改善を求めた。一方、国内においても、内戦期に両軍が戦費調達のために鑄造した劣悪な質造2分金による物価騰貴が原因となって、農民騒擾が続発していたいきさつもあった。

政府は、新貨条例の制定に当たり、当初、大隈重信らの提案をうけて、香港で鑄造されたメキシコドルと同品位、同量の香港ドルを本位貨として導入する、つまり銀本位制を採用する方針であった。ところが、ちょうど訪米中であった大蔵少輔伊藤博文^{ひろぶみ}の建議により、金本位制採用に急転することとなった。この建議は、世界の貨幣制度が金本位制に移りつつあることを論拠とするものであった。

この条例によって10進法による円・銭・厘の呼称が決められ、20円・10円・5円・2円・1円の金貨、50銭・20銭・10銭・5銭の銀貨、1銭・半銭・1厘の銅貨が発行されることになった。このほか各開港場における輸出入物品その他外国人の納める諸税および日本人と外国人相互間の通商取引の便に供するため、貿易用1円銀貨、いわゆる貿易銀を製造発行した。

しかし、この新貨条例（明治8年6月から「貨幣条例」となった）によって導

入をめざしていた金本位制は、その後の不換紙幣の乱発と開港場における貿易銀の流通により定着しなかった。わが国における金本位制の定着は、日清戦争後、清国からの賠償金の獲得にともなう「貨幣法」の公布（明治30年3月）に待たなければならなかったのである。

3. 銀行業のスタート

為替会社の設立

明治新政府は、藩閥体制の解体とその妥協のうえに中央集権国家を成立させたが、その政治的・経済的基盤は薄弱であった。このため多くの開発途上国がたどっているように、先進資本主義の諸制度の模倣から出発をはかった。そして基本的な政策として、殖産興業、富国強兵を2本柱とする国家目標を設定した。殖産興業では、農業経済から産業経済への脱皮をはかるため、産業の保護育成に当たると同時に、貨幣制度を整備して近代的な金融機関の発展を助成することが重大な課題であった。

明治元年4月、政府は商法司を設置し、収税と勸業を管掌しようとしたが、成績不振のうえ貿易を行えなかったため、翌2年2月、通商司を設置した。これは五代友厚と三井の番頭吹田四郎兵衛の献策によるもので、諸開港場に設置され、物価の公正化、貨幣の流通、運送、貿易、同業組合の認可、商業関係法の制定など絶大な権力が与えられた。さらに、東京、大阪などの有力商家に協力させて、為替会社、通商会社を設立して、貸付、損失補償などの援助により独占的な事業を行った。だが、これも管理が不適正で損失が多く、4年7月、通商司は廃止となった。しかし、わが国の会社事業の勃興を促進させる効果はあった。

このうち為替会社は、従来の両替商の金融業務を吸収し、紙幣の発行、預金・貸付・為替業務、官金の委託運用などの業務を司る組織で、その性格は純然たる銀行であり、名称も Bank の訳語が使われた。

為替会社は、東京・大阪・横浜・京都・大津・神戸・新潟・敦賀の8カ所に設けられ、資本金と政府の貸付金を自己資本とし、一般預金のほか、金券・銀券・

ぜに
 錢券および洋銀券の4種の
 兌換紙幣を発行した。ただ
 銀券は東京為替会社、錢券
 は京都と大阪の2社で、小
 札および銅錢の欠乏を補う
 ために発行されたが、これ
 らは、明治2年、小額紙幣
 である民部省札みんぶしょうきつの発行に
 より流通後わずか1年で通

表序-1-1 為替会社解散時の紙幣発行額 (単位：両)

為替会社	金 券	銀 券	洋 銀 券	錢 券
東 京	1,500,000	534,210		
大 阪	1,853,450			140,803
横 浜	1,500,000		1,500,000	
京 都	640,000			127,632
大 津	262,500			
神 戸	500,000			
新 潟	50,000			
敦 賀	41,000			
発行総額		8,649,595両		

『明治前期財政経済史料集成』(第13巻)『明治貨政考要』

用停止となった。洋銀券は横浜為替会社のみが発行を認められた。

しかし、為替会社は、政府の手厚い保護にもかかわらず業績はあまり振るわず、
 通商司が廃止された4年7月以降衰退に向かい、横浜を除く各会社は6年以降相
 ついで廃業・解散した。為替会社の失敗の原因は、諸規則の不備、経営者の銀行
 業務の知識と経験の不足が挙げられるが、ともかく先進国の企業組織や銀行業務
 の内容を一般に知らしめることとなった点に為替会社の歴史的意義を見出すこと
 ができる。

国立銀行の設立

為替会社が衰運に向かった明治4年頃から、種々の銀行設立計画がみられるよ
 うになった。民間では、いわゆる合本結社の組織によって私立銀行を設立しよう
 とする動きがしだいに強まっていった。

政府は、このような動きを歓迎しながらも、為替会社の轍てつを踏むことのないよ
 う、この際近代的な銀行を設立して、それが発行する銀行紙幣でもって、それま
 でに政府が発行してきた不換紙幣を回収し、あわせて殖産興業のための金融の円
 滑化をはかることを企図していた。

そこで伊藤博文の訪米を機に、南北戦争後の銀行制度をつぶさに調査させた。
 3年12月、伊藤はアメリカにあって、わが国の国立銀行制度の創設を書簡で政府
 に建議した。伊藤の建議を採用した政府は、アメリカのナショナル・バンクに範

をとる国立銀行の創設を決定し、5年11月、「国立銀行条例」を公布した。ちなみに国立銀行という名は、国法によって設立された銀行という意である。

この条例でいう国立銀行は、(1)株式会社組織とする、(2)設立に際して払い込まれた資本金の60%相当額を金札(政府紙幣の太政官札)をもって政府に納付する、(3)銀行はこれと引換えに同額の6分利付金札引換公債証書の下付をうけ、これを抵当として同額(資本金の60%)の兌換銀行紙幣を発行する、(4)資本金の40%相当額は正貨(金貨)で銀行に積み置きこれを兌換準備にあてるとするものであった。

政府は当初、国立銀行条例に準拠した銀行の設立が相当数にのぼるであろうと予想していたが、実際に設立されたのは政府の意図に反して三井・小野両組の資本による第一国立銀行、横浜為替会社から転身した第二国立銀行、それに新潟の第四国立銀行と鹿児島士族によって設立された大阪の第五国立銀行の4行に過ぎなかった。

このように国立銀行の設立が不振を極めたのには、次のような事情があった。国立銀行創設前後の明治5～6年頃には多額の政府不換紙幣が流通していたが、まだ正貨との間に打歩(プレミアム)は生じていなかった。ところが7年頃になると紙幣乱発の影響が現れ、加えて輸入の超過と世界的な銀貨の下落により、実質的に金銀複本位制をとっていたわが国から、金貨の海外流出が続いて紙幣価値は下落した。その結果、正貨と兌換義務のある国立銀行紙幣を発行すれば、すぐに正貨と引き換えられ、各銀行は交換のたびに莫大な損失を被った。このため発

表序-1-2

最初の国立銀行

地名	銀行名	開業年月日	資本金額 千円	紙幣発行 許可額 千円
東京	第一国立銀行	明治6.7.20	2,500	1,500
横浜	第二国立銀行	7.8.15	250	150
新潟	第四国立銀行	7.3.1	200	120
大阪	第五国立銀行	6.12.10	500	300
合計	4行		3,450	2,070

表序-1-3 銀行紙幣流通高

年月末	行数	紙幣発行 許可額 千円	紙幣流通高 円
明治6.12	2	1,800	852,520
7.6	3	1,920	1,356,979
12	4	2,070	802,730
8.6	4	2,070	381,163
12	4	1,470	233,861
9.6	4	1,350	62,456

『明治財政史』(第13巻)

(注) 大阪第三国立銀行は設立過程で解散

『日本金融史』(第1巻明治編)

行すべき銀行紙幣はいたずらに銀行に退蔵されてその流通高は激減し、やがて国立銀行の経営は、営業資金の不足から危機に直面したのである。

そこで政府はその応急策として、国立銀行に対して政府不換紙幣を貸し下げ、同額の兌換銀行紙幣を紙幣寮に納入させる措置をとった。このことは政府が、設立に当たって銀行に売り渡した金札引換公債証書を再び政府紙幣で買い戻したと同じ結果となり、不換紙幣回収の目的は失敗に終わった。

国立銀行条例の改正

このような情勢にかんがみて、政府は明治9年8月、国立銀行条例の一大改正を行った。

その改正の要点は、(1)国立銀行紙幣の正貨兌換を中止する、(2)銀行紙幣の発行限度を資本金の80%とする、(3)銀行紙幣発行の抵当として政府に供託する公債証書の範囲を4分利付以上の金禄公債証書、金札引換公債証書、秩禄公債証書などにまで広げる、(4)資本金の20%を通貨(政府紙幣)でもって引換準備とする、(5)最低資本金を引き下げるというものである。

表序-1-4 国立銀行条例主要改正点の対比表

国立銀行条例 (明5.11.15 布告第349号)		国立銀行条例 (明9.8.1 布告第106号)	
最低資本金の法定額			
人口10万人以上の都会の地	50万円	人口10万人以上の地	20万円
人口10万人未満1万人以上の地	20万円	人口10万人未満の地	10万円
ただし人口1万人未満3千人以上の地は大蔵卿の詮議で5万円までの資本金でも許可することができる		ただし大蔵卿の詮議で5万円以上10万円未満の資本金でも許可することができる	
銀行紙幣の発行限度額			
資本金×60%		資本金×80%	
銀行紙幣の準備			
資本金×40%=正貨(金貨)		資本金×20%=政府紙幣	

この条例改正による利点は、(1)国立銀行紙幣を正貨の準備なしに資本金の80%と、従来より20%多く発行できる、(2)引換請求があれば政府不換紙幣を交付する

というものであるから、金貨が海外に流出しても銀行の経営が脅かされることがない、(3)金禄公債を銀行紙幣発行の抵当とすることにより、流通性が阻止されて公債市価の下落を防ぎ、華・士族の生活が安定するなどにあった。

以上によって銀行業は極めて有利な事業になるとともに、政府も華・士族に対し、金禄公債の出資によって容易に銀行を設立する道を開いたのである。この結果、東京の第三国立銀行をはじめとして銀行設立を願い出るものが続出し、全国的に国立銀行設立ブームが巻き起こった。

年度別に設立数をみると、

表序-1-5 国立銀行出資金に占める金禄公債出資額

(金額単位：千円)

年 度	創立行数	資 本 金	資本金出資内訳	
			通貨出資	金禄公債出資
明治9年	12	22,176	4,350	17,826
10	27	4,380	4,380	0
11	109	12,905	1,610	11,295
計	148	39,461	10,340	29,121

金融経済研究所「日本銀行制度確立史」

明治9年度(9年7月~10年6月、以下同じ)12行、10年度27行であったのが、11年度には109行と急増している。しかし、政府は銀行紙幣の増発によるインフレを危惧して、当初に国立銀行の資本

金総額を4,000万円と定めていたが、12年11月に開業免許をうけた京都の第百五十三国立銀行でもって約3,770万円に達したため、同行を最後に以後国立銀行の設立は禁止された。

表序-1-6 年度別、国立銀行開業数および
資本金、紙幣発行高

年 度	年度内 開業行数	資本金額	発行紙幣額
明治9年	12	21,176,100 ^円	19,340,880 ^円
10	27	3,230,000	2,584,000
11	109	12,545,000	9,628,000
12	5	775,000	556,000
計	153	37,726,100	32,108,880

「明治財政史」(第13巻)

国立銀行条例改正後、国立銀行はその数が急増したばかりでなく、業績も良好で、預金、貸出金とも顕著な増加を示した。国立銀行の発展は一面において不換紙幣の新規増発を意味したので、当時の政府紙幣の増発と相まってインフレを進行させるところとなった。しかし、明治初期の近代産業の育成に重要な役割を果たしたほか、わが国銀行業務の基礎を築いた点は見逃せない。

以上によって銀行業は極めて有利な事業になるとともに、政府も華・士族に対し、金禄公債の出資によって容易に銀行を設立する道を開いたのである。この結果、東京の第三国立銀行をはじめとして銀行設立を願い出るものが続出し、全国的に国立銀行設立ブームが巻き起こった。

愛媛県の国立銀行の動静

国立銀行条例の改正と秩禄処分による金禄公債証書の交付を契機として、愛媛県においても国立銀行設立の動きがみられ、明治11年から12年にかけて3行が設立された。

〔第二十九国立銀行〕

愛媛県での最初の国立銀行は、明治11年1月、旧宇和島藩内の西宇和郡川之石浦（現・保内町）に設立された第二十九国立銀行である。設立の動きは、第2代大蔵卿となった旧宇和島藩主伊達宗城^{むねなり}が、10年7月、第二十国立銀行（資本金25万円）を東京に設立したことにより、旧宇和島藩と第二十国立銀行が緊密な関係にあったところから、第二十国立銀行の今岡好謙、宇都宮綱條が、宗城の命をうけて川之石の矢野小十郎を訪れ銀行設立を勧めたことにはじまったものである。



第二十九国立銀行本店

川之石浦は、辺境にもかかわらず、江戸時代から宇和島・吉田両藩の参勤交代の交通の要路としてにぎわい、また天然の良港とハゼ、鉱物資源に恵まれ、加えて地元民の進取の気性もあって、創立当時は海運、鉱業、木蠟などで活況を呈していた。

伊達家がこの川之石浦に銀行設立を勧めたのには、ほかにも次のような事情があった。明治維新前に宇和島藩の財政が一時窮乏におちいった時、資産家に献金を命じたところ、川之石地区だけで9,000両に及ぶ献金があるほどに富豪が多かったこと、また宇和島藩主伊達宗城は海産物、茶、木蠟などの生産を奨励し、それらの移出によって藩財政の基礎が確立されていたことである。さらに都合のよかったことは、明治8年、川之石地区の蠟座取締まりの任にあった矢野小十郎を中心に、兵頭吉蔵、菊池清平、清水一朗らが出資して川之石に潤業会社を設立し、

近在および東宇和郡野村地方の製糸業者を対象に^{かねかし}金貸業を営んでいたことである。

こうして矢野小十郎を中心に、宇和島の旧士族や地元の地主、商人、網元ら12人が準備を進め、明治10年9月7日、資本金10万円で川之石への国立銀行設置を大蔵省に請願した。大蔵省は、同年10月19日付でこれを認可、名称を第二十九国立銀行とすること、創立証書や定款を差し出すことを通告してきた。11年1月29日付で開業免許が下付され、同年3月15日に開業の運びとなった。創立当初の取締役は、頭取の清水一朗をはじめ矢野小十郎、菊池清平、宇都宮藤十郎、兵頭吉蔵の5人であった。

当時、四国には、高知市に第七国立銀行があるだけであったから、川之石浦が四国では2番目の銀行発祥地ということになる。

創立当初の貸付金は、伊達家の機関銀行といわれた第二十国立銀行に対するものが圧倒的に多かったが、その後14年の貸付先調査によれば、商人78%、農家18%、士族4%となって、商人のウエートが高くなっている。

〔第五十二国立銀行〕

第二十九国立銀行の設立が計画されていた頃、松山でも同じ動きがみられた。旧松山藩の旧士族加藤^{あきら}彰は、国立銀行設立の志をもって東京から松山に来たが、たまたま同郷の旧士族伊藤^{けいぎ}奚疑も同様の計画を持っていることを知った。両名は、相携えて士族仲間に同志を募るとともに、資金の獲得のため旧松山藩主久松家に株主となることを懇願するなど奔走したが、なかなか思惑どおりには進まなかった。こうしたなかで、当時の岩村高俊愛媛県権令は、加藤らに対し「士族は理屈はいつでも資力乏しく商売も下手ならん。商人は熟練はあれども規則の事などは不得手なり。依ってこれを合併せば宜しからん」として、当時県下で最大規模を誇っていた興産会社（銀行類似会社）と共同出資して国立銀行を設立するよう話を持ちかけた。しかし、商人との協調を潔しとしない士族間の反対が強く、この計画は挫折し、結局は士族だけの出資で計画を進めることとなった。

明治10年12月8日、東京在住の池内久親と小林信近、加藤彰、伊藤奚疑、奥^{おく}

平 貞幹だいらさだもとの旧松山藩士族5人および永木甚五平は、金禄公債の出資により資本金を7万円とする国立銀行の設立を大蔵省に請願した。大蔵省は11年2月7日に第五十二国立銀行として設立を認可、同年9月14日に開業免許を下付、9月25日に開業の運びとなった。四国では4番目の国立銀行である。創立当時の取締役には、頭取の小林信近をはじめ加藤彰、伊藤奚疑、永木甚五平、奥平貞幹の5人が就任した。

このようにして第五十二国立銀行は7万円の資本金で発足したが、開業直後に3万円の増資を決定、11年11月27日に大蔵省の認可を得て翌12年1月6日に払込みを完了、新資本金を10万円とした。

この間の11年12月16日、小林信近が和気温泉久米郡長に任命されることとなったので、創立直後の同年12月6日に頭取を辞任、翌12年1月5日、2代目頭取に加藤彰、取締役越智亀太郎が就任した。

初代頭取の小林信近については、先にも触れたが、本県事業界の草分け的存在で、伊豫鉄道会社初代社長のほか、松山市議会議員、愛媛県議会議員を務め、岩村権令とともに全国最初の特設県会を開催した。のちには衆議院議員にも数回当選、明治時代における本県政財界の第一級の人物であった。

なお、第五十二国立銀行の設置された紙屋町（現・松山市本町札の辻付近）一帯は、旧松山藩が、縞木綿生産に当たり縞会所（縞座）を設けるなど、当時県内

表序-1-7 第五十二国立銀行貸付金の抵当品別構成

(単位：%)

年 末 抵当品別	年			
	明治13	15	17	19
公債証券	61.0	48.9	29.1	13.7
地金銀	1.0	1.3	0	0.2
田畑・地所・建物	17.0	24.0	41.0	34.3
株券	0	3.4	7.9	19.1
米・雑穀	4.0	5.0	13.3	8.6
雑品	0	0	1.3	13.6
呉服・木綿・綿ネル	0	0	0	0
信用貸	17.0	17.4	7.4	10.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

で最もにぎわった所であった。

このため商人に対する貸付も活発ではあったが、旧松山藩の士族授産機関銀行としての性格が強かった。13年の貸付先調査によると、士族64%、商人22%、農家14%で士族に対する貸付金のウェートが高かった。

〔第百四十一国立銀行〕

愛媛県南予に第二十九国立銀行、中予に第五十二国立銀行が設立されたのに続いて、明治12年には東予にも四国における9番目の国立銀行として第百四十一国立銀行が誕生した。

同行は12年4月12日、開業免許が下付され、同年7月1日新居郡東町（現・西条市内）に開業した。同行は、旧西条藩主松平頼英をはじめ木村幾久太郎、西原荘左、寺川せん五郎、金川善兵衛、矢野彌一郎の6人により設立された旧西条藩の士族授産機関銀行で、創立当初の資本金は5万円、頭取は木村幾久太郎であった。

なお同行は29年10月22日、国立銀行の営業満期により普通銀行に転換したのを機に、その名を西條銀行と改称、その後藝備銀行（現・広島銀行）に吸収合併された。

表序-1-8 第二十九・第五十二・第百四十一
各国立銀行主要勘定 (明治13年末)

	第二十九 国立銀行	第五十二 国立銀行	第百四十一 国立銀行
紙幣発行高	79,972 ^円	80,000 ^円	40,000 ^円
当座預金	28,462	32,164	0
定期預金	4,098	9,151	331
貸付	81,930	82,222	27,547
貨幣在高	29,862	47,057	16,804
13年下期純益	18,323	16,518	6,883

朝倉孝吉「明治前期日本金融構造史」

表序-1-9 四国地方の国立銀行

銀行名	所在地	免許下付年月日	資本金	発行紙幣	頭取名
第七国立銀行	高知県土佐郡種崎町184番邸	10.2.20	100,000 ^円	80,000 ^円	由比直枝
第二十九国立銀行	愛媛県西宇和郡川之石浦	11.1.29	100,000	80,000	清水一朗
第三十七国立銀行	高知県土佐郡本丁56番地	11.10.17	150,000	120,000	三浦萬衛
第五十二国立銀行	愛媛県温泉郡紙屋町	11.9.14	70,000	56,000	小林信近
第八十国立銀行	高知県土佐郡下知村農人町11番邸	11.10.8	100,000	80,000	西野友保
第八十九国立銀行	高知県下阿波国名東郡徳島船場町5丁目162番地	11.12.23	200,000	160,000	山田 楽
第百十四国立銀行	愛媛県下讚岐国香川郡高松丸亀町22番邸	11.10.7	50,000	40,000	松本貫四郎
第百二十七国立銀行	愛媛県下讚岐国那河郡丸亀通町18番地	11.12.17	150,000	120,000	岩崎長武
第百四十一国立銀行	愛媛県新居郡東町	12.4.12	50,000	40,000	木村幾久太郎

(注) 香川県は明治9年9月愛媛県に併合されたが、同21年12月に愛媛県から分離して再び香川県となった。

銀行類似会社の設立

為替会社による金融活動が、銀行制度に対する一般の認識を高め、金融機関設置の機運を醸成したことにより、明治4年頃から銀行または銀行類似会社を設立する動きが各地に起こった。国立銀行が出現した後も、銀行類似会社は国立銀行の不振とは裏腹に増加傾向を示した。国立銀行条例以外にこれらの金融活動を規制する法規がなかったこともあって、政府は特にその活動を抑制する措置をとらず、「人民相互の結約」に任せた。しかし、それらは「銀行」の名を用いることは許されず、一般に「銀行類似会社」と呼ばれた。

銀行類似会社は年を追って増え、9年8月の国立銀行条例の改正により私立銀行が認められるようになってからも設立が相ついだ。銀行類似会社には、後年財閥銀行にまで発展した御為替・三井組（のちの三井銀行）や両替商・安田商店（のちの安田銀行）など営業規模の大きいものもあったが、その大部分は小規模のもので資本金は数百円程度、預金観念の普及していない当時だけに高利貸的性格が強かった。

ところで、愛媛県での銀行類似会社は、明治維新直後に、松山の商人たちが中

表序-1-10

銀行類似会社一覧表

(明治13年末現在)

社名	所在地	社長	社員	役員	株金高	当該年度純益高
積善社	越智郡片原町	阿部直平	10	3	2,185	969
興産会社	温泉郡本町	栗田與三	1	25	100,000	7,500
稱平社	伊予郡灘町	篠崎鎌九郎	3	1	4,000	720
集羸社	喜多郡新谷町	平野正臣	5	2	600	118
開営会社	喜多郡新谷町	稲月恭藏	9	4	1,000	188
信義社	北宇和郡佐伯町	上甲玄藏	19	1	927	587
漸成社	北宇和郡丸穂村	告森桑圃	4	1	5,000	1,386
楽終社	北宇和郡東小路	遠山矩道	1,160	5	10,800	1,676
南鐸社	北宇和郡吉田本町	赤松則働	124	5	23,000	2,702

(注) 上記のほか次のような銀行類似会社があった。

1. 栄松社

明治8年4月、旧松山藩主久松家によって設立されたもので、資本金5万円、社長は井手正隣であった。

2. 潤業会社

明治8年、旧宇和島藩の保内郷蠟座取締役矢野小十郎を中心に設立されたもので、第二十九国立銀行設立後解散した。

3. 種生会社

慶応4年、清水甚左衛門が講員15人をもって東宇和郡卯之町に種生（みばえ）講を創設したことにはじまり、明治8年2月に種生（しゅせい）会社と改称し、明治26年6月に株式種生会社とした。

心となって設立した「商法社」が最初のものである。ついで、3年8月には、同じく松山の実業家栗田^{よぞう}與三、藤岡^{かんざ}勘左衛門、仲田^{でんのじょう}傳之^{かねお}貶（包直）などにより「興産社」が設立された。同社は、地方産業の振興と凶事の際の救助を目的に、旧松山藩の手厚い保護のもとに活発な活動を続け、廃藩後も為替方を務め、県の徴収する年貢金の取扱いと用達を行った。さらに5年8月には商法社を合併して「興産会社」と改称し、旧藩の製茶場所、製紙場所、縞場所、藍染場所、綿質場所、家質場所などを県から譲り受けた。のちには米場所も譲り受けたほか、三津浜～大阪間に運輸業を興し、西南戦争では御用船を提供するなど、典型的な政商として成長し、26年12月には「松山興産銀行」と改めた。

愛媛県で2番目の銀行類似会社は、5年8月、旧宇和島藩の士族たちの出資によって設立された「信義社」である。その後各地に相ついで銀行類似会社が設立され、『愛媛県統計概表』によると、13年末の銀行類似会社は前掲のとおりとなっている。

私立銀行の設立

わが国における私立銀行の嚆矢は三井銀行であった。維新以来為替方として政府の金融事務を担当していた三井組は、イギリス流の中央銀行の創設を意図する政府の勸奨もあって、明治4年7月、わが国最初の私立銀行設立願を大蔵省に提出した。この願書は翌8月認可を得、同月には私立銀行として発足する手はずになっていた。ところが、翌9月、大蔵省は突如として認可を取り消すに至った。その背景には伊藤博文の建議によるアメリカ流の国立銀行制度採用の思惑があったといわれる。

国立銀行条例は、5年11月に公布されたが、政府の予期に反して設立は4行にとどまり、またすでに述べたように8年から9年にかけて国立銀行の経営は危機に見舞われた。

このような情勢下にあつて翌9年2月、三井組は三井銀行の設立を再び大蔵省に出願した。大蔵省も銀行私唱禁止令が廃止に向かいつつある情勢を考慮して、同年3月これを認可、同年7月1日に三井組は「私盟会社三井銀行」の名で営業

を開始した。こうして4年以來の三井組による私立銀行設立の念願はここに実現した。

明治9年8月1日の国立銀行条例の改正により、設立の基準が緩和されて私立銀行設立の道が開かれたが、国立銀行の設立も容易となったため、国立銀行の新設が認められなくなった12年11月までは、全国各地に国立銀行の設立が相つぎ、この間私立銀行の設立はほとんどみられなかった。明けて13年1月1日に私立銀行「合本安田銀行」が開業してからは、私立銀行の設立は目白押しとなり、15年には164行に達した。

愛媛県での最初の私立銀行は、13年6月、北宇和郡本町（現・宇和島市内）に設立された「宇和島銀行」であった。これは、同地にあった「佐野為替店」を継承したもので、設立当初の資本金は5万円、頭取は佐野徳治であった。

第2節 銀行業の発展と道程

1. 兌換制度

西南戦争とインフレ

明治新政府の文明開化事業によって身分と経済基盤を失った旧士族のなかには、政府の特権剥奪政策に抗議して反乱を起こす者が出てきた。反乱は、明治7年、江藤新平らが蜂起した佐賀の乱以後各地に相つのだが、10年2月、南九州にはじまった西南戦争は、西郷隆盛を中心とする鹿児島士族の反政府暴動で、10年10月までの半年余にわたる大きな内乱となった。この内乱で政府の出費は、実に4,156万円に達した。これは10年度の一般会計歳出の90%に匹敵するほどのものであった。

このような巨額にのぼる戦費の調達は、政府にとって深刻な問題となった。そこで政府は戦費補填策として、かねて計画中であった華族の出資による第十五国立銀行の設立を急がせ、これに紙幣制限外発行の特典を与え、その代償として1,500万円を低利で借り入れた。さらに、不足資金をまかなうため、損札交換用に準備していた予備政府紙幣2,700万円を追加発行した。

このため、紙幣の流通高は膨張し、10年末に1億1,900万円であった流通高は、翌11年末には1億6,500万円に急増した。これらの紙幣はすべて不換紙幣であり、しかもその大部分が戦費として増発されたため、インフレの高進を招くことになった。一例を挙げれば、明治9年から12年までの間に米の価格は1.5倍、塩の価格も2倍にはね上がった。

インフレによる農産物の騰貴で農村経済はうるおったものの、一方では物価高による生活費の高騰が、一般の俸給生活者や金利生活者を窮乏に追い込んだ。華・士族の家禄を廃止するために交付された秩禄・金禄公債の価格も下落し、旧武士階級の大部分が没落する運命となった。

松方財政の登場

紙幣増発によるインフレを収束させるため、政府紙幣の整理すなわち不換紙幣の回収消却を断行することが政府の重要課題となった。その重任を背負ったのは、明治14年10月大蔵卿に就任した松方正義であった。松方は、薩摩藩船奉行から長崎裁判所参謀を経て明治政府に出仕し、大蔵大^{じょう}丞として国家財政に携わり、財政指導者としてその力量を買われていたが、大蔵卿就任後、各庁の経費規模の縮小、各種租税の新設による超均衡財政を打ち出し、それから生まれる歳入の剰余を紙幣の消却にあてて紙幣価値を回復させるというデフレ政策を強力に推進した。

この松方デフレ政策により、紙幣流通高は、11年末の1億6,500万円から、15年末には1億4,300万円に、さらに18年末には1億2,200万円にまで減少するに至った。このような急激な紙幣の減少は、諸物価を低落させることになった。特に、米価の急落は、農民、中小地主に大きな打撃を与えた。農村購買力の減少は、商工業者の沈滞と倒産とをもたらし、経済界全般を深刻な不況の渦中に巻き込んだのである。

年 末	政府紙幣	銀行紙幣	兌換銀行券	合 計	デフレは年ごとに深刻の度を加え、17年にはついに恐慌状態を呈するに至った。特に米価の低落で農家経済が圧迫され、農民のなかには地租が払えないため農地を手離して小作人に転落するか、あるいは賃金労働者となって都会へ流出するものも出てきた。
明治 10	105.8	9.0		104.8	デフレは年ごとに深刻の度を加え、17年にはついに恐慌状態を呈するに至った。特に米価の低落で農家経済が圧迫され、農民のなかには地租が払えないため農地を手離して小作人に転落するか、あるいは賃金労働者となって都会へ流出するものも出てきた。
11	139.4	26.3		165.7	
12	130.3	34.0		164.4	
13	124.9	34.4		159.4	
14	118.9	34.4		153.3	
15	109.4	34.4		143.8	
16	98.0	34.3		132.3	
17	93.4	31.0		124.4	
18	88.3	30.2	3.7	122.2	
19	67.8	29.5	39.0	136.3	
20	55.8	28.6	53.2	137.7	

「明治財政史」第12巻

銀行もまた営業不振におちいった。すなわち有利な融資先が求められないうえに、信用貸のほとんどが焦付きとなり、担保付貸出も抵当物件価格の下落によって多額の滞り貸を生み、このため、破綻に追いやられる銀行も現れた。

しかし、一方では、デフレ政策は通貨の安定に寄与すると同時に貿易収支の改善をもたらすことになった。この結果、明治10年以降14年まで逆調を続けた貿易は、15年から出超に転じた。

日本銀行の創立

大蔵卿松方正義は、デフレ政策により不換紙幣の大整理を進める一方、正貨の蓄積をはかり、その正貨をもとに中央銀行を創立して紙幣発行権を一元化し、不換紙幣に代わる兌換銀行券を発行する構想を立てた。これにより、国立銀行紙幣と政府紙幣の2種類の紙幣流通による幣制の混乱をなくし、統一された近代的な貨幣制度、金融制度を確立しようとした。

このようにして明治15年6月27日、「日本銀行条例」が公布され、同年10月10日、国庫金出納取扱いと兌換銀行券発行の特権を持つ「日本銀行」が開業した。資本金は1,000万円で、その半額は政府が出資した。総裁は勅任、副総裁は奏任とするほか、大蔵卿の派遣する監理官をおいた。初代総裁には吉原重俊、副総裁に富田鉄之助が就任した。

兌換制度の確立

日本銀行の開業当時には、まだ政府紙幣や国立銀行紙幣が大量に流通しており、これら不換紙幣と銀貨との間にはかなりの値開きがあったので、政府は日本銀行に兌換券の発行を許可しなかった。その後、紙幣整理が順調に進むとともに、紙幣価格も急速に回復した。銀貨1円に対する紙幣価格は、明治14年4月には1円80銭にまで上がっていたが、15年末から急速に低下し、18年6月には両者の値開きがほとんどない状態となった。また、物価も低落した。これを米相場で見ると、14年平均で1石当たり10円48銭であったのが、16年平均で6円7銭、17年平均では5円37銭にまで急落している。貿易収支は輸出の増大と輸入の減少で均衡が回復し、このため正貨流出の最大要因は消滅した。

政府は、紙幣整理の成功を見通して、17年5月、「兌換銀行券条例」を公布、これをうけて日本銀行は、翌18年5月、銀貨と引き換えられる「日本銀行兌換銀券」

表序-2-2

平均銀価推移

(単位：円)

明治 月	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
1	1,365	1,728	1,700	1,327	1,105	1,171
2	1,389	1,746	1,650	1,404	1,155	1,198
3	1,435	1,774	1,553	1,407	1,134	1,185
4	1,549	1,795	1,542	1,362	1,091	1,065
5	1,373	1,620	1,550	1,332	1,093	1,016
6	1,367	1,625	1,560	1,325	1,067	1,004
7	1,378	1,628	1,567	1,259	1,047	1,004
8	1,387	1,629	1,655	1,212	1,049	1,003
9	1,489	1,690	1,611	1,190	1,047	1,006
10	1,651	1,734	1,586	1,151	1,061	1,007
11	1,686	1,692	1,478	1,093	1,064	1,002
12	1,659	1,695	1,398	1,110	1,152	1,001
平均	1,477	1,696	1,571	1,264	1,089	1,055

「大蔵省百年史上巻」から作成
 (注) 銀貨1円に対する紙幣価格

を発行した。この紙幣は、大国主命が刷り入れられてあるところから、「大国様のお札」と呼ばれた。前にも触れたように、わが国では、さきの明治4年、伊藤博文の建議にもとづき金本位制が採用されていた。その後、世界的な銀価の下落にもなつて事実上の銀本位制に転換していたが、ここに銀貨兌換の銀行券が発行されて、名実ともに銀本位制となった。

国立銀行条例の再改正

日本銀行による中央銀行制度を確立させるためには、紙幣発行権の集中と兌換銀行券による紙幣の統一が必要で、そのためには、従来の紙幣発行権を持つ国立銀行の性格を変更するとともに、流通している政府紙幣、国立銀行紙幣を整理しなければならなかった。

政府は、明治16年5月、「国立銀行条例」に重大な改正を行った。その内容は、各国立銀行の営業期間を開業免許をうけた日から20年と限定し、満期後は紙幣発行の特権を持つ国立銀行としてではなく、「私立銀行」としてのみ営業を継続できることとし、さらに国立銀行の発行紙幣を営業満期までに漸次消却しなければならぬとするものであった。これは9年の同条例の改正で、国立銀行育成のため

銀行設立の基準をゆるめたことにより、国立銀行が乱立して通貨の膨張を招いていたため、各国立銀行に対して自行発行紙幣の消却を命じたのである。

この条例改正では、当初は紙幣消却を各国立銀行について個別に実施させる予定であったが、手続の簡便をはかるため、各銀行紙幣を合同で消却し、消却の結果を紙幣発行高に応じて各銀行に割り当てる方法に変更した。これは銀行紙幣合同消却法と呼ばれた。

2. 相ついだ企業勃興

内閣制度の創設

明治憲法起草の準備が進められていた明治18年12月22日、政府は太政官達第69号をもって太政官制度を廃止し、新たに内閣制度を創設した。太政官制度の内閣制度への移行は、古代律令制に起源をもつ太政官制度が複雑で能率が悪く、近代国家の政治・行政の遂行に不適當となったことによるものである。

改革推進の中心となったのは、憲法起草や華族制度改革を行った伊藤博文らで、従前の機構維持を主張する太政大臣三条実美を説得しつつ、プロイセンの内閣制度に範をとって実行された。初代内閣の顔ぶれは、次のとおりであった。

総 理	伊藤 博文 (長州出身)
外 務	井上 馨 (長州出身)
内 務	山県 有朋 (長州出身)
大 蔵	松方 正義 (薩摩出身)
陸 軍	大山 巖 (薩摩出身)
海 軍	西郷 従道 (薩摩出身)
司 法	山田 顕義 (長州出身)
文 部	森 有礼 (薩摩出身)
農 商 務	谷 干城 (土佐出身)
逓 信	榎本 武揚 (旧幕臣)
書記官長	田中 光顕 (土佐出身)

この内閣制度の創設によって、指揮系統と職務分掌が明確となり、ここに近代日本の行政機構の確立をみるに至ったわけである。また、特に大蔵、農商務、通信など経済・技術閣僚の指導がよかったために、わが国の金融制度の確立や鉄道、通信、産業の発展が推進され、それがやがて資本主義の開花につながるようになった。

松方デフレの終息

明治14年にはじまった松方デフレ政策は、19年の政府紙幣銀貨兌換の開始をもって終息を告げた。デフレ政策にともなう物価の下落と世界的な銀価格の下落により、銀本位国であったわが国の輸出は増進し、金融の相対的緩慢化と金利の低下がもたらされた。このような環境のもと、19年以降22年にかけてわが国は好況期を迎え、鉄道業をはじめ紡績業、鉱山業などに数多くの企業が勃興した。

しかし、経済界の活況は、必ずしも経済の堅実な発展を意味するものではなかった。なかには商品取引の活発化を好餌とし、新会社を興して暴利を得ようとする者も多く、一方では、株式の売買による投機が流行して株式相場は急騰した。金融は繁忙を告げ、銀行業も発展した。国立銀行は漸次預金を増加して基礎を強固にし、私立銀行は銀行類似会社の衰退とは逆にその数を増し、経済界に大きな影響を及ぼす存在となった。

当時の情勢について『明治財政史』は、「かつてなき好況により、人民は驕奢の風習に陥り、投機事業は全国に波及して、以て正業の妨害をなし、一朝瓦解の端を発せば、たちまち不測の惨状に陥らんとする有様なりき……」と記している。

この危機的予測は、まさに明治23年の恐慌となつて的中した。19年にはじまる企業勃興は、時に狂气的と認められるほどで、いわゆる泡沫会社が続出し、また、常軌を逸する起業計画も少なくなかったので、金融は需給のバランスを欠くこととなった。23年1月、ついに多くの新興会社は経営内容の弱点を暴露して破綻し、株式相場の暴落は堅実な株式までも巻き添えにした。金融は極度にひっ迫し、経済界はまったくの沈滞状態におちいった。

もちろん、これにはいろいろな要素が入り交じっていた。22年7月から天候不

順となって各地に風水害が起こり、産米の収穫高が3,300万石と前年比56万石の減収となり、そのため米価が暴騰して年末には1石当たり8円7銭と、6月に比べ64%高を示すなどの特殊事情もあった。また、23年7月にアメリカにおいてシャーマン銀買上法が成立し、同国が銀の買入れ量を大幅に引き上げたのを契機に銀塊相場が世界的に暴騰し、22年中1オンス当たり42ペンス台を保ったロンドン相場が、23年8月には54ペンスとなった。このため銀本位国であるわが国の外国為替相場はたちまち騰貴して、22年末の1円対3シリング2ペンスが23年8月には3シリング10ペンスに上昇、特に23年中の生糸輸出高は1,300万円となり、前年に比べて半減する悲況を現出した。

『日本金融百年史』によると、「このように22年の産米不作も、またアメリカの銀買い入れ政策の変更も、(中略)わが国経済に与えた影響は極めて深刻であり、特に国際収支の悪化による正貨の流出は、直接日本銀行の正貨準備を減少に導き、23年中の減少高が1,278万円に達したことは、兌換制度創設以来最初の異変として、その衝撃は想像に余るものがあつた……」と述べている。

政府はこの事態に対処し、23年の2月と5月の2回にわたり、金禄公債800万円を償還して金融緩和をはかるとともに、同年2月、日本銀行に対し兌換券の制限外発行をはじめて許可し、日本銀行も同年5月にいわゆる担保品付手形割引制度を創設して金融緩和に努めた。その後、投機の沈静、泡沫会社の整理、豊作に

年	月	米 価	物価指数
		円	
明治	22. 6	4.92	107
	9	7.85	119
	12	8.07	118
	23. 3	8.67	118
	6	10.85	119
	9	9.34	119
	12	7.47	111

		明治23年中	明治22年中
輸	出	56,603	70,060
うち	生 糸	13,859	26,620
	製 糸	6,821	6,156
	米	23	7,436
輸	入	81,728	66,103
うち	米	12,302	136
	砂 糖	8,410	6,229
	毛 織 物	6,726	5,455
差引	輸出入(△)超過	△ 25,125	3,956
金銀	流出入(△)超過	12,577	△ 8,984

「日本金融百年史」
 (注) 米価は1石当たり。物価指数は日本銀行調査、20年1月=100。

「金融事項参考書」昭和4年調

よる米価の下落、そして銀価下落による輸出の増勢により、金融ひっ迫はやや緩和された。しかし、24～25年を通じても景気が好転の兆しをみせなかったことから、銀行に対する不信感が強まり、24年5月における徳島の久次米銀行の休業をきっかけに、名古屋の第

四十六国立銀行など国立銀行を含む数行が営業を停止するなど動揺が続いた。26年に入っては、金融緩慢による金利の低下がはなはだしく、日本銀行の公定歩合は24年5月から26年5月にかけて5回引き下げられた結果、明治年間最低の日歩1銭3厘を記録した。

日清戦争による好況

沈滞を続けていた景気が、ようやく回復過程に入った明治27年8月、日清戦争が勃発した。この戦争のため、わが国が支出した軍事費は総額2億円にも達した。その財源は、国庫剰余金2,300万円と特別会計からの臨時繰入金7,800万円のほか、軍事公債の発行1億1,600万円などであった。当時の銀行預金が、国立銀行と私立銀行分を合わせても、1億円をやや上回るに過ぎない状態からみても大変な額であった。

1億1,600万円の軍事公債の募集は市中金融に大きな影響を及ぼした。このため、国内では金融ひっ迫に対する警戒感から起業熱は中断されていた。しかし、相つぐ戦勝ののち、28年4月に清国との間で講和条約の締結をみると、邦貨換算約3億円という巨額の賠償金受入れや朝鮮、清国への海外市場の拡大を背景に、またも激しい企業勃興期を迎えることになった。当時の急激な企業勃興は、20年代初頭と同じく、無数の泡沫会社の発生となり、日清戦争後2年間に設立された会社は3,000を超え、資本金の増加は3億円、払込資本金の増加は1億5,000万円にのぼった。朝に興って夕べに消えた泡沫会社を含めると、新規に計画された事業の資本金は実に12億9,000万円にものぼったと伝えられている。

表序-2-5 公定歩合の推移

実施年月日	公 定 歩 合	
	日歩	銭厘 (年利換算%)
明治 24. 3. 2	2.0	(7.30)
24. 5. 6	1.8	(6.57)
24. 7. 21	1.7	(6.21)
25.11.24	1.6	(5.84)
26. 3. 23	1.4	(5.11)
26. 5. 31	1.3	(4.75)

『日本銀行百年史』(資料編) から作成

当時の企業勃興は、銀行・鉄道・紡績を中心に、製糸・織物・石炭・造船・電力など各分野に及び、特に綿業、絹業など軽工業部門では、この時期に近代的機械生産様式が支配的となり、産業資本の確立をもたらした。貨幣・金融制度も一段と整備され、26年7月の「銀行条例」「貯蓄銀行条例」の施行、29年3月の「営業満期国立銀行処分法」の公布に続いて、28年以降、清国から巨額の賠償金を受け取るようになったのを契機に、わが国は欧米諸国にならって金本位制をとることとなり、30年3月、「貨幣法」を公布、10月1日から施行した。

愛媛県産業の特殊事情

明治20年代における鉄道・海運業の勃興は、原料および製品の輸送力を強化し、産業の発達を促した。その後、原動力使用の機械が導入され、手工業から機械工業への転換が愛媛県下でも顕著となった。

なかでも特筆すべきは、明治20年9月に創立された伊豫鉄道会社である。同社はわが国最初の軽便鉄道で、小林信近によって発起された。鉄道敷設とともに高浜築港を推進し、松山市に海陸運送接続の新機軸をもたらした。さら



明治40年頃の伊豫鉄道

に小林は28年に伊豫水力電気会社を設立した。すでに火力発電は四国各地で試みられていたが、水力発電の発想を実現した点で四国の他県に先んじた。このほか地方経済社会の発展基盤、いわゆる社会資本に該当する公共諸事業を振興し、銀行、鉄道、電気と、地方の基幹産業に貢献した功績はまことに大きいものがあった。

〔別子銅山〕

新居浜の別子銅山は、元禄4年（1691）に開坑された。住友家4代友芳の頃で

ある。幕府に稼業請負いを出願して許可され開坑の運びとなったが、開坑初期の別子の産銅高は、2年目で59万6,000斤、5年目で109万5,000斤、7年目で224万5,000斤、9年目の元禄12年(1699)には253万4,000斤と飛躍的に上昇した。

明治に入っても、官有鉱山の民間請負いという形で住友家による経営が続けられた。明治16年の洋式精錬の導入をはじめとして、採鉱、精錬などの機械化が進められ、23年には和式精錬の廃止、蒸気巻揚機の導入をもって機械化の基礎的な体制づくりを完了し、この年の産銅高は300万斤の大台に達した。その後も20年代の輸出増大、30年代以降の電気事業をはじめとする新市場の開拓、日露戦争による軍需の増大など、好材料により産銅高は増加の一途をたどった。

〔製糸業〕

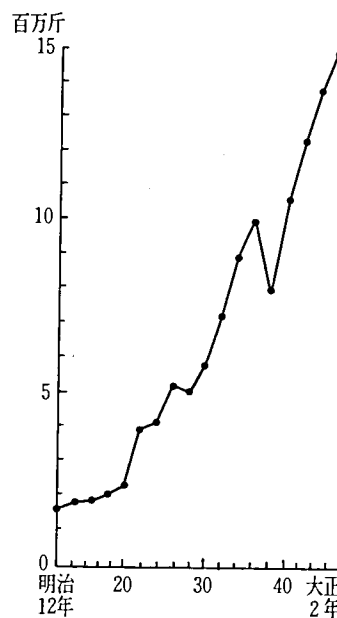
愛媛県の製糸業は、政府および県が積極的に生産を奨励したこともあって、著しく発展し、明治20年代には原動力使用による工場生産への転換がみられた。すなわち、22年5月、小笠原長道が宇和島に南豫製糸会社を創立し、蒸気機関による原動力使用の機械製糸工場を新設したのをはじめ、28年の県内の原動力使用製糸工場は11を数えた。その後も増加傾向が続き、33年には22工場となり、他産業を含めた県内原動力使用工場総数の約6割を占めた。

〔綿織物業〕

綿織物業については、明治20年代、工業における資本主義の最初の形態であるマニファクチュアへの転換がみられた。洋式紡績工場で生産される機械製綿糸が、原料として在来機業者に普及するにしたがって綿替制が解体した。すなわ

図序-2-1

別子銅山産銅量



「住友金属鉱山二十年史」
統計集から作成

3. 銀行乱設時代を迎える

私立銀行の増加

明治9年8月、国立銀行条例の改正に際して私立銀行設置の道が開かれたが、10～11年にかけては、その設立はみられなかった。しかし、12年の京都第百五十三国立銀行の設立を最後に国立銀行の設立が打ち切られたので、その後私立銀行(普通銀行)が続々と新設された。新設数は13年29行、14年47行、15年は80行にのぼった。そして、「銀行条例」施行の前年である25年末には324行の多きを数えた。

ところで明治23年の恐慌は、政府に金融機関への監督強化の必要性を痛感さ

表序-2-6 普通銀行の推移

年次	銀行数		資本金		
	増減要因		年末銀行数	年末資本金	新設銀行 1行当たり 資本金
	新設	鎖店および合併			
明治9	1	—	1	千円 2,000	千円 2,000
10	—	—	1	2,000	—
11	—	—	1	2,000	—
12	8	—	9	3,680	210
13	29	—	38	7,010	115
14	47	—	85	10,837	77
15	80	1	164	16,937	69
16	35	—	199	18,458	43
17	20	6	213	19,025	64
18	14	10	217	18,362	39
19	11	9	219	17,539	95
20	11	12	218	18,371	89
21	25	13	230	19,219	77
22	31	6	255	22,060	101
23	24	7	272	25,571	149
24	31	9	294	27,061	59
25	43	13	324	28,835	59
合計	410	86			

大蔵省「銀行便覧」

ち、農家の副業として手紡糸生産が続けられていたのが、紡績会社の紡糸生産に圧倒されて衰退を余儀なくされ、手紡糸の流通を掌握していた仲買は、農家からの手紡糸の集荷が困難となったのである。

今治地方の白木綿についても、綿替制手紡製織の行き詰まりを打開するため、農家の家内製織を工場生産に切り替え、綿布の種類も白木綿に限らず、需要度の高い綿織物に転換する傾向がみられた。19年には綿ネル工場が創設され、今治地方における最初のマニファクチュアが出現、白木綿についても22年に伊豫木綿会社が設立された。

『今治綿業史』に、「織成準備工程ハ、全部会社ニ於テ之ヲ為シ、農家ハ単ニ織成ノミヲ為ス」と記されているように、賃機制への転換がみられ、24年以降、^て出機制が同地方一帯に普及した。しかし、これら綿織マニファクチュアは、紡績業が織布の兼営をはじめたことにより、たちまち限界に直面した。紡績兼営織布の開始は、国産織布の輸出増大をはかり、紡績糸の需給バランスを紡績経営面で調節する必要から生まれたもので、23年の綿糸の生産過剰が契機となった。これにより、当時、マニファクチュアの段階にあった今治地方の綿織物業も大きな圧迫を受け、緩慢ながらも力織機を導入して機械工業に転換してゆく風潮が生まれた。

一方、松山地方では従来の伊予縞から伊予絣への転換がみられた。伊予縞が衰退しかかっていた19年、徳島で開催された共進会に伊予絣を出品、その創始者鍵谷カナが農商務大臣から表彰されたことが転換の刺激となり、20年に松山・伊予・温泉・風早・和気・久米5郡の間屋、仲買、製造業者、染色業者を組織して伊予織物改良組合が設立され、伊予絣の生産は年ごとに増加した。

20年代に入って、ようやくマニファクチュアとみられる経営が現れたが、伊予絣は柄物という性質上、品種が多様で、しかも流行に左右されたため、大資本による一元的大量生産が不可能で、機械生産への転換は遅れた。30年代当時の織機台数は力織機1,000台、足踏機6,000台で動力機はまだ姿をみせていない。

せた。同年4月の「商法」の公布によって、会社制度が定まったこともあり、銀行業の制度と管理方針を決定する必要に迫られたのである。同年5月に建議された「銀行条例制度ノ議」によると、商法のみでは私立銀行の管理に不十分で、少数銀行の不振が他の銀行に影響して金融市場の信用を乱す恐れがあると強調している。この建議に即して、23年8月、「銀行条例」が公布されたが、施行は商法の施行延期にともない26年7月となった。

銀行条例は、銀行の意義、設立の許可、業務の監督などわずか11条からなる簡単なものであったが、最も注目されたのは、大口貸出制限の規定で、第5条に1人または1会社に対する貸付、割引について制限を設け、「払込資本金額の10分の1を超過してはならない」とされた。これは普通銀行の経営を健全化し、商業銀行として育成しようとしたもので、貸出が特定の企業に集中することを避け、いわゆる機関銀行化することを防ごうとするものであった。しかし、28年には、東京銀行集会所の反対もあって、大口貸出制限規定は削除された。この銀行条例は、特殊銀行を除くすべての銀行に適用され、28年以降、6回にわたり改正を重ねたが、特に重要な変更をうけないまま、昭和3年に「銀行法」が施行されるまで普通銀行を規制した。

なお銀行条例は、乱立していた銀行類似会社の取締まりを強化することをも目的としていたので、施行を機に全国的に銀行類似会社の整理が進んだ。このため25年末には680社もあった銀行類似会社のうち約300社が普通銀行に転換した結果、26年末の普通銀行は一挙に604行となった。

さらに、日清戦争後の企業勃興と貨幣・金融制度の整備を背景に普通銀行の発展はめざましく、増設につぐ増設で、34年には1,890行とわが国銀行制度史上最高の銀行数を数えるに至った。その背景には、(1)日清戦争後の産業発達により資金需要が増大し、これにともなって銀行収益も向上したこと、(2)国立銀行の大多数が営業満期により普通銀行に転換したこと、(3)明治26年施行の銀行条例は銀行業を認可営業としたが、施行当初は銀行の普及に重点をおくあまり資本金その他になんらの制限も設けなかったことなどが挙げられる。また、26年から35年までの営業状況をみると、公称資本金は10倍強、払込資本金は8倍強、積立金は17

倍弱と著しい伸びを示した。預金については、国立銀行の預金が25～26年頃から増えたように、普通銀行の預金も26～27年頃から急増し、ほぼ14倍となった。貸出金も同じく14倍であった。

表序-2-7

普通銀行諸勘定の推移

年 末	銀 行 数	開業銀行数	公称資本金	払込資本金	積立金	預 金	貸 出 金
明治 26	604	545	千円 34,760	千円 30,583	千円 2,826	千円 38,426	千円 49,083
27	700	700	45,758	37,380	4,141	49,196	59,178
28	817	792	70,423	49,807	5,692	84,252	89,165
29	1,054	1,005	141,304	87,899	8,942	141,937	157,200
30	1,305	1,223	222,271	147,812	13,407	207,741	241,900
31	1,485	1,444	276,839	189,439	20,214	287,045	438,100
32	1,634	1,561	296,388	209,973	27,762	392,256	581,036
33	1,854	1,802	352,729	239,364	33,032	436,779	661,974
34	1,890	1,867	365,031	251,700	38,868	450,186	635,107
35	1,857	1,841	365,383	258,111	45,679	536,702	697,552

大蔵省「銀行便覧」「明治大正国勢便覧」「銀行局年報」

愛媛県の私立銀行

愛媛県では、鉄道、電気の発達と相まって、松山・今治・三瓶・三島など各地に相ついで紡績業が興った。明治20年代以降は産業・経済の近代化が進み、生産高と所得の向上をみたことで、銀行発展の条件が整い、県内の銀行は、24年末において8行であったのが10年後の33年末には約6倍の50行にも達した。

しかし、34年の『愛媛県統計書』によれば、零細かつ弱小のものが多く、なかには泡沫銀行に属するものもみられる。このような弱小銀行が現れた原因は、まだ地域に資本の蓄積が十分でないのに加えて銀行の新設認可が極めて寛容であったことによるが、特に愛媛県では地域社会がまだ孤立的で、産業組織も分散され小規模であったため、資金需要も比較的少なかったこともある。

県内における普通銀行の設立状況をみると、「宇和島銀行」が明治13年に設立された後、長い間普通銀行の設立はみられず、県内金融はもっぱら国立銀行と銀行類似会社にゆだねられていた。

19年3月に「郡中銀行」が登場した後、21年11月、浦中友次郎らの手で「八

幡濱銀行」が設立され、翌22年には「浦和銀行」「(旧)大洲銀行」が設立された。浦和銀行は愛媛県の南端、南宇和郡御荘村(現・城辺町)に22年1月、二神家を中心として資本金1万5,000円で発足したものである。浦和という行名は、昔、海浜を浦と呼んでいたところから、御荘の浦の人々

表序-2-8 愛媛県銀行数の推移

年 末	国立銀行	普通銀行	貯蓄銀行	特殊銀行	計
明治 20	3	2			5
21	3	3			6
22	3	5			8
23	3	5			8
24	3	5			8
25	3	5			8
26	3	8			11
27	3	12			15
28	3	12			15
29	2	23	1		26
30		32	2		34
31		38	2	1	41
32		44	3	1	48
33		46	3	1	50
34		45	3	1	49

が和して銀行を育てようとする意味をこめて名付けたと伝えられている。(旧)大洲銀行は、22年6月に養蚕業を中心とする地域産業の育成を目的に設立された。初代頭取は村上長次郎、当初の資本金は3万円であったが、業績の伸展とともに資本金も増加し、29年1月には15万円となった。

25年になると、今治地方の綿織物業の綿ネルへの転換や工場制手工業の採用



今治商業銀行(明治29年)

などの動きを背景に、「今治融通株式会社」が5月に設立され、翌26年11月に「今治銀行」と改称、頭取に今治融通の社長阿部光之助が就任した。設立当時の資本金は5万円で、日清戦争後の好況で業績を伸ばし、29年3月には資本金は20万円となった。

また25年6月には、宇摩郡三島村(現・伊予三島市)に「東豫物産株式会社」が設立された。ついで26年には1月に「久万山融通株式会社」が、3月には西宇和郡三瓶村(現・三瓶町)に「朝屋銀行」がそれぞ

れ設立され、12月に興産会社が銀行条例、商法の施行にともない「松山興産銀行」と改称した。翌27年5月には西宇和郡喜須来村（現・保内町）に「漸成銀行」の設立をみたほか、2月に東豫物産が「伊豫三島銀行」、久万山融通が「久万銀行」とそれぞれ改称、12月には南鐸社が「伊豫吉田銀行」と改称した。

このようにして、愛媛県の普通銀行は27年末までに12行にのぼり、国立銀行3行と銀行類似会社4社（信義社、楽終社、株式種生会社、栄松社）を合わせて県下の銀行業は19社に達し、やがて日清戦争後の好況による銀行乱設時代を迎えるのである。

その後29年には11行が設立された。喜多郡では養蚕製糸業の隆盛を背景に4行の設立がみられた。すなわち「大洲商業銀行」が29年4月に設立され、5月に開業した。同行は取引先の便をはかるため、日曜日の休業を廃止している。頭取は程野茂三郎、当初の資本金は20万円であったが、31年1月に（旧）大洲銀行が資本金を同額の20万円としたところから、対抗上、同年2月に倍額の40万円に増資した。両行は、40年代以降も増資競争を展開している。「喜多銀行」は大洲村に大洲商業銀行と同じ29年4月に設立された。頭取は村上丈夫、当初の資本金は3万円であったが、同年7月、5万円に増資した。「内子銀行」も同年4月に内子町に設立され、頭取は芳我弥三衛、当初の資本金は8万円であった。「新谷銀行」は同年8月、新谷村（現・大洲市）に設立され、頭取は河内宇十郎、当初の資本金は5万円であった。

このほか29年には、松山に「松山商業銀行」（2月）、宇摩郡上分村（現・川之江市）に「東豫銀行」（3月）、「八幡濱商業銀行」（6月）、「砥部銀行」（7月）、「（旧）今治商業銀行」（9月）、「三津濱銀行」（10月）が相ついで設立された。また、同年10月には第百四十一国立銀行が「西條銀行」として普通銀行に転換した。

30年は普通銀行9行の増加をみた。国立銀行の普通銀行への転換により、「第二十九銀行」「五十二銀行」が生まれたほか、東宇和郡山田村（現・宇和町）に「穂積銀行」（4月）、同郡高山村（現・明浜町）に「伊豫高山銀行」（6月）、同郡多田村（現・宇和町）に「多田銀行」（12月）、西宇和郡神山村（現・八幡浜市）に「五反田銀行」（7月）、同郡伊方村（現・伊方町）に「西南銀行」（12月）、周桑

郡福岡村（現・丹原町）に「伊豫周桑銀行」（7月）、松山に「伊豫農業銀行」（10月）が設立された。

ついで31年には、北条村（現・北条市）に「本永井銀行」（2月）、伊予郡中山村（現・中山町）に「中山銀行」（3月）、同郡郡中町（現・伊予市）に「伊豫商業銀行」（9月）、東宇和郡上宇和村（現・宇和町）に「永長銀行」（10月）、同郡笠置村（現・宇和町）に「常盤銀行」（10月）、北宇和郡岩松村（現・津島町）に「岩松銀行」（12月）の6行が設立された。

32年には、東宇和郡多田村（現・宇和町）に「伊延銀行」（2月）、西宇和郡真穴村（現・八幡浜市）に「佐海銀行」（3月）、喜多郡長浜町に「伊豫長濱銀行」（3月）、松山に「大野銀行」（5月）、温泉郡垣生村（現・松山市）に「今出銀行」（6月）、宇和島に「宇和島共栄銀行」（9月）の6行、翌33年には、東宇和郡宇和町に「宇和商業銀行」（10月）、同郡中川村（現・宇和町）に「中川銀行」（3月）、松山に「八東銀行」（10月）の3行が設立された。なお同年9月、「今治銀行」は「（旧）今治商業銀行」を合併し、翌10月に「今治商業銀行」と改称した。

このように、県下の普通銀行は33年末にピークの46行に達したが、翌34年12月に「伊豫商業銀行」が任意解散を決議（翌35年5月破産決定）したので45行となった。地域別では東予5、中予13、南予27と県下各地に設立をみている。34年春に襲った金融恐慌は愛媛県にも波及し、その後若干の新設はあったものの、弱小銀行の消滅、あるいは有力銀行への吸収合併によって、同年を境に以後は漸減傾向をたどるようになった。

なお、この時期、三つの貯蓄銀行が誕生している。29年2月の「松山貯蓄銀行」、30年7月の「宇和島貯蓄銀行」と32年4月の「八幡濱貯蓄銀行」である。これらは、23年8月に公布、26年7月施行された「貯蓄銀行条例」にもとづくものである。貯蓄銀行条例は、預金者保護を徹底させるため、取締役の無限連帯責任制、貯蓄払戻しの保証、貯蓄預金運用の方法などを詳細に規定したものであった。

また、31年7月には「愛媛県農工銀行」が誕生した。これは29年4月に公布された「農工銀行法」にもとづき、全国46府県に1行ずつ設置された農工銀行の一つである。同行は、資本金70万円で松山市二番町に設立され、農業、工業の改良

発達のため不動産抵当の長期年賦貸（30年間）や定期貸（5年間）、公共団体への無抵当貸などを業務とした。以来同行は昭和12年3月、「日本勸業銀行」（現・第一勸業銀行）に合併されるまで、約40年間にわたり愛媛県の不動産金融機関として活躍した。

明治34年末、県下の普通銀行、銀行類似会社、貯蓄銀行および農工銀行の総数は53であった。

当時のエピソードを紹介してみよう。温泉郡垣生村（現・松山市）には明治末期から大正時代にかけて一時、松山の銀行頭取を3人まで出した記録がある。「愛媛銀行」頭取の村上半太郎、「(旧)伊豫銀行」頭取の新野伊三郎、「今出銀行」頭取の新野米太郎である。まだ伊豫鉄道の郡中線が開通していない時期、3人の銀行頭取が郡中街道を徒歩または人力車で出退勤していた光景がしのばれる。このため垣生村は“頭取村”とさえいわれていたという（『新野伊三郎伝』）。

表序-2-9 愛媛県内銀行概況 (明治34年末現在)

地方別	郡市別	銀行		類似会社	払込資本金	積立金
		本店数	支店数			
東予地方	宇摩郡	2	1	—	144,437	8,457
	新居郡	1	2	—	230,000	13,500
	周桑郡	1	1	—	66,500	6,520
	越智郡	1	3	—	360,000	71,500
中予地方	松山市	8	11	1	1,652,000	223,053
	温泉郡	3	—	—	135,310	8,790
	伊予郡	3	1	—	197,800	11,905
	上浮穴郡	1	—	—	50,000	4,800
南予地方	喜多郡	6	11	—	793,933	96,246
	西宇和郡	9	6	—	1,029,700	106,759
	東宇和郡	8	3	1	475,124	48,057
	北宇和郡	5	9	2	373,800	37,104
	南宇和郡	1	—	—	20,000	1,200
計		49	48	4	5,528,604	637,891

(注) 支店数には出張所・代理店を含む。

4. 第五十二国立銀行の発展

営業概況

明治11年9月25日に開業した第五十二国立銀行（松山・紙屋町）の発展過程のあらましは次のとおりである。同行の紙幣発行制限額は当初5万6,000円（資本金7万円の80%相当額）であったが、開業直後3万円の増資をして、これが8万円となった。同行は先述のとおり、旧松山藩の士族授産機関銀行としての性格が強く、この資金を元手とし、さらに政府・



第五十二国立銀行紙幣

民間の預金を吸収して貸出金に運用、地方経済の発展と呼応しながら業容を拡大していった。

〔預 金〕

預金は、創立後から上昇の一途をたどり、明治11年末の2万5,000円から16年末の24万8,000円へと10倍に伸びた。わけても御用預金の伸びは大きく、13年末の1万4,000円が、16年末に15万7,000円と10倍強となった。当時の国立銀行は紙幣発行権を持ち、公金取扱いの特権が与えられていたので、労せずして資金調達ができ、民間預金に依存する必要が少なかった。同行も12年7月に松山大蔵省為替方の取扱いを開始したのをはじめ、愛媛県内の役所、警察、病院などの公金を数多く取り扱った。同行に対する一般の信用は厚く、開業当初から民間預金の伸びも順調で、御用預金の伸びをはるかに上回った。17年には、御用預金の激減により預金高は落ち込んだが、翌18年には御用預金の回復と、今治支店の開店で急増した。22年までは全国的な景気回復とともに、民間預金は漸増傾向をたどった。23年には、わが国初の資本主義的恐慌に遭遇し、愛媛県もその余波をう

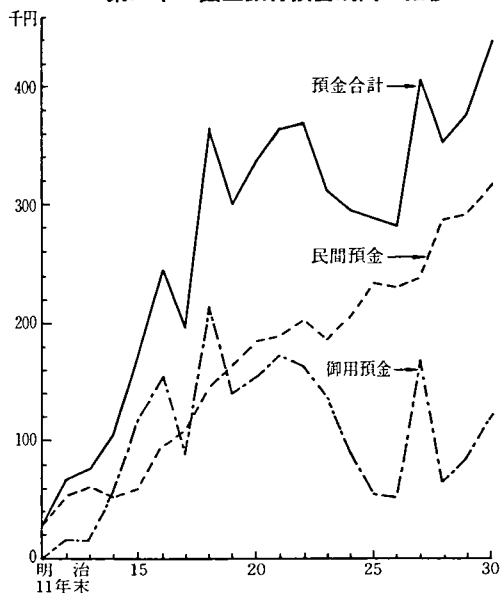
け商況は沈滞した。銀行界では24年5月の久次米銀行の休業をきっかけに、国立銀行を含む数行が営業を停止するなど動揺がみられたが、同行は民間預金の獲得に努めたので、預金は恐慌時わずかに減少したにとどまった。民間預金はその後漸増し、30年には総預金の73%を占めるに至った。

民間預金の推移を主要科目別にみると、定期預金と当座預金が大きく伸びたほか、19年から23年にかけて別段預金が大きな割合を占めた。定期預金は開業当初約定預金に押され、民間預金全体の約20%に過ぎなかったが、16年以降漸増を続け、25年末には総預金の70%にまではね上がった。特に24年の伸びが大きく、1年間に約2倍増となった。当座預金は24~25年頃まで伸び悩み、総預金の約20%に過ぎなかったが、27~28年には伊予絣を中心とした地方産業の好況を反映して急増、44%を占めるに至った。

次に民間預金のうち、定期預金の預金者別構成をみると、13年には士族59%、商業21%、工業12%、農業7%、官吏1%であったのが、15年~17年に、一時商業が士族を上回ったものの、その後再び士族の預金が優位を占め約40%に

図序-2-2

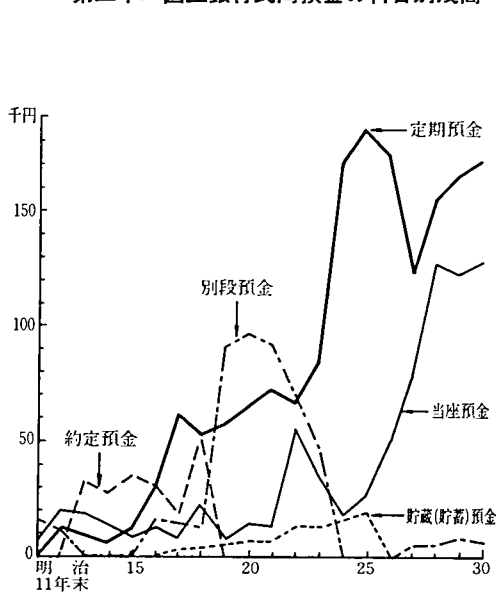
第五十二国立銀行預金残高の推移



行内資料
(注) 明治30年は6月末

図序-2-3

第五十二国立銀行民間預金の科目別残高



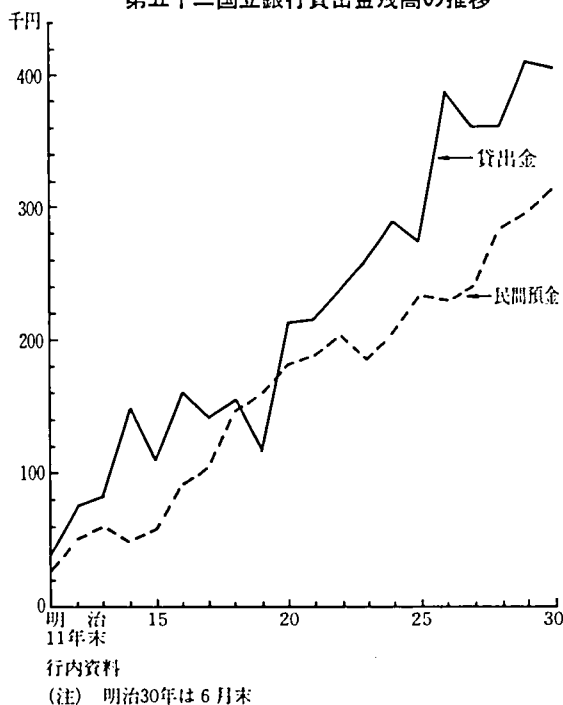
行内資料
(注) 明治30年は6月末

のぼっている。しかし、20年を境に士族の預金は下降傾向をたどり、上昇傾向にあった商業に首位を譲った。また、それまで比較的低位にあった農業の預金も25年以降大きく伸びた。これは伊予絣が24年に立ち直って好調を続けたこと、今治地方の白木綿・綿ネルの製織が活況を呈し、農家の所得が向上したことによるものである。

〔貸出金〕

明治10年代の愛媛県は、産業の発達がみられず、県内の貸出は沈滞して、県外への資金流出がめだった。物価は日ましに高騰し、公債証書を抵当とする士族への貸付の多くが衣食などの消費にあてられたためとにかく返済されず、申込みがあっても断わらなければならない状態であった。第五十二国立銀行でも、14年には一時企業の資金繰りがひっ迫して貸出金の増加をみたが、その後19年までは商況の低迷と金融緩慢のため資金需要が少なく、さらに米穀抵当の貸出金が返済されたため貸出金は伸び悩んだ。しかし、20年以降になると、愛媛県においても産

図序-2-4
第五十二国立銀行貸出金残高の推移



業が発達してきたため、25年および日清戦争時の27～28年を除いて金融はしだいに繁忙となり、貸出金は比較的順調に増加した。

貸出金の科目別構成をみると、貸付金が圧倒的な割合を占めている。当時の貸付金は現在のように手形を使用しないで借入金証書を使用しており、現在の証書貸付に相当するものであった。当時の考課状によると、期限内の貸付金を単に貸付金とし、期限経過後も回収されないものを期限外貸付金、さらに確実な抵当物と確実な引受人のある貸付金以外で、

その返済期限を6カ月以上経過したものを滞貸付金として分類している。

国立銀行の貸付金利率は、9年8月改正の国立銀行条例により年10%以内に制限されていたが、10年9月に「利息制限法」が公布されてからは、元本100円未満20%、100円以上1,000円未満15%、1,000円以上12%となった。

しかし、実際の貸付金利率は需給

関係によって高水準にあり、第五十二国立銀行の場合も、開業当初は概して高く大口貸出の場合でも最高年18%の場合もあった。その後、15年10月に日本銀行が創立されて以来、金融市場の安定化とともに貸付金利率は低下傾向を示した。なお、貸付金の約定期間は短いもので1カ月、長いもので1カ年にわたり、平均期間は6カ月であった。

貸付金の貸出先別構成をみると、同行が士族の出資により設立、経営された銀行だけに、開業当初は士族の占める割合が高かったが、その後低下し、代わって商業がその過半数を占めるに至った。また、貸付金の抵当品別構成でみると、士

表序-2-10 第五十二国立銀行の貸出金利率
(単位：%〔年率〕)

年 末	貸 付 金		当 座 貸 越	
	最 高	最 低	最 高	最 低
明治 11	14.4	10.0	13.0	—
13	18.0	12.0	14.0	10.0
15	18.0	12.0	14.0	12.0
17	15.0	10.0	13.0	12.0
19	12.0	9.6	9.5	9.1
21	12.0	7.2	9.5	—
23	14.4	8.4	12.1	—
25	13.2	7.8	10.5	10.2
27	13.8	10.2	13.5	13.1
29	13.8	10.8	11.7	—

(注) 本店分

表序-2-11 第五十二国立銀行貸付金の抵当品別構成
(単位：%)

年 末	明治13	15	17	19	21	23	25	27	29
公 債 証 書	61.0	48.9	29.1	13.7	18.4	8.1	14.6	5.1	1.0
地 金 銀	1.0	1.3	0	0.2	14.1	0	0.1	0.7	0.7
田畑・地所・建物	17.0	24.0	41.0	34.3	12.5	42.3	36.8	48.4	32.5
株 券	0	3.4	7.9	19.1	17.3	12.8	18.3	27.7	33.7
米 ・ 雑 穀	4.0	5.0	13.3	8.6	9.3	10.3	14.1	4.5	8.5
雑 品	0	0	1.3	13.6	15.2	10.1	3.6	2.6	5.7
呉服・木綿・綿ネル	0	0	0	0	0	1.4	0.9	0	9.8
信 用 貸	17.0	17.4	7.4	10.5	13.2	15.0	11.6	11.0	8.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

族への貸付が多かった開業当初は、公債証券の占める割合が高かったが、商工業の隆盛とともに商人との取引が盛んになり、田畑、地所、建物などの不動産や株券などの動産が増加した。

〔為 替〕

第五十二国立銀行は、開業早々の明治11年10月、第一国立銀行大阪支店との間にコルレスを締結し、ついで同年12月、東京の第二十国立銀行（現・第一勧業銀行）との間にコルレスを結んだ。その後、コルレス取組先数は每期ほぼ2店の割合で増え、17年には九州同盟銀行31行との間に連帯為替契約を締結し、さらに21年には新しく中国・四国同盟連帯為替が創設された。この結果、30年の為替取引可能店舗数は今治支店分を含めて合計167カ店にのぼり、その地理的分布は北は東京、南は沖縄、さらに国外の台湾にまで及んだ。

〔有価証券〕

有価証券保有高は、開業以来増え続け、ピーク時の明治20年には開業当初の約4倍となった。しかし、その後は資金運用面における相対的地位が低下し、絶対額においてもピーク時を下回った。資金運用額に占める有価証券の割合は、10年代はおおむね60～70%を示したが、20年代になると貸出金の割合が急増し、30年

表序-2-12

第五十二国立銀行有価証券の種類別構成

(単位：%)

年 末	有価証券 総 額	構 成 比					其 他
		合 計	6分利付 金禄公債	7分利付 金禄公債	中 山 道 鉄 道 公 債	整 理 公 債	
明治13	137,872 ^円	100.0	29.3	69.4	—	—	1.3
15	168,704	100.0	27.9	56.0	—	—	16.1
17	264,458	100.0	21.9	59.9	17.9	—	0.3
19	332,550	100.0	15.0	65.3	19.3	—	0.4
21	322,045	100.0	17.0	46.0	20.0	16.5	0.5
23	275,905	100.0	21.3	17.0	25.1	35.8	0.8
25	282,953	100.0	20.9	—	—	74.8	4.3
27	290,285	100.0	—	—	—	87.9	12.1
29	268,538	100.0	—	—	—	79.0	21.0

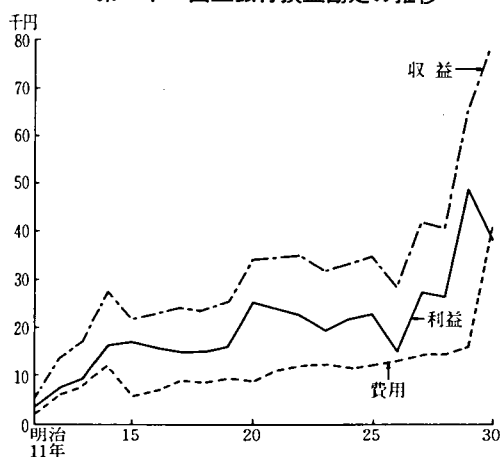
には40%を割るに至った。

その種類別構成をみると、10年代では金禄公債が大部分を占め、なかでも7分利付公債が有価証券全体の50~70%を占めた。しかし、19年10月に「整理公債条例」が公布され、すでに発行済みの6分利付以上の公債を償還して、新たに発行する5分利付公債に借り換える公債整理計画が、30年5月まで進められた。この結果、20年に入ると、同行の有価証券は7分利付の金禄公債、中山道鉄道公債などに代わって、整理公債の占める割合が高くなり、20年代後半には全体の80~90%を占めるに至った。

〔損益概況〕

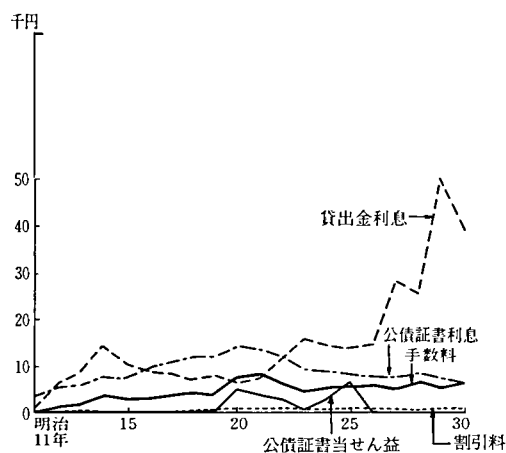
収益の動きをみると、開業後明治14年下期まで、貸出金利息を中心に収益は大きく増加した。その後、公債証券が漸増傾向をたどり、20年下期の公債証券利息は収益全体の49%にも達したが、一方では、貸出金利息が減少したので、収益は全体として伸び悩んだ。21年以降、公債所有高の減少にともなって公債証券利息は漸減したが、公債証券当籤益と貸出金利息の増加がこれを補った。27年以降、日清戦争による好況から貸出金が増え、貸出金利息も急上昇して収益の伸びをみた。

図序-2-5
第五十二国立銀行損益勘定の推移



行内資料
(注) 各年下期、ただし30年は上期(1~6月)

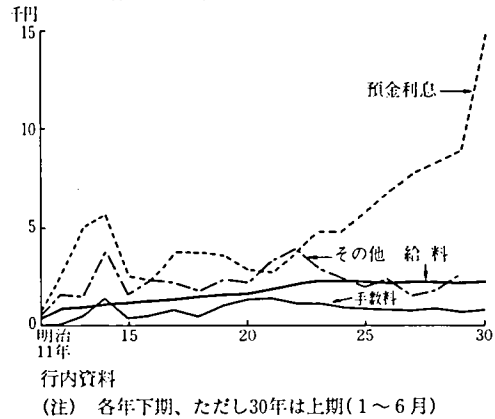
図序-2-6
第五十二国立銀行収益勘定の推移



行内資料
(注) 各年下期、ただし30年は上期(1~6月)

費用の動きをみると、預金利息が最も高いウエートを占めた。13～14年における預金利息の増加は、物価上昇により生活費として民間預金それも特に士族の定期預金が多額に引き出されたことによるもので、さらに預金利率の上昇がこれに拍車をかけた。15～16年には、反動的に預金の引出しが減少したため、預金利息の支払いは急激に減少したが、その後、定期預金を中心と

図序-2-7
第五十二国立銀行費用勘定の推移



表序-2-13 第五十二国立銀行の利益処分

年	利益金 (A)	社内留保 (B)		社外分配		留保率 $\frac{(B)}{(A)}$	配当性向 $\frac{(C)}{(A)}$	配当率 $\frac{(C)}{\text{資本金}}$
		積立金	繰越金 増減(△)	株主配当 金 (C)	役員賞与金			
明治 11	3,313	300	22	2,660	331	9.7	80.3	16.7
12	7,576	700	114	6,000	762	10.7	79.2	12.0
13	9,328	1,000	△ 18	7,400	946	10.5	79.3	14.8
14	16,090	1,600	729	12,600	1,161	14.5	78.3	16.8
15	16,690	2,300	187	12,900	1,303	14.9	77.3	17.2
16	15,555	1,000	685	12,600	1,270	10.8	81.0	16.8
17	14,885	1,200	393	12,000	1,292	10.7	80.6	16.0
18	14,868	1,200	353	12,000	1,315	10.4	80.7	16.0
19	15,879	2,800	414	11,250	1,415	20.2	70.8	15.0
20	25,289	11,600	639	11,250	1,800	48.4	44.5	16.0
21	23,203	8,700	533	12,000	1,970	39.8	51.7	16.0
22	22,613	9,300	△ 220	12,000	1,533	40.2	53.1	16.0
23	19,223	5,300	1	12,000	1,922	27.6	62.4	16.0
24	21,442	7,300	142	12,000	2,000	34.7	56.0	16.0
25	22,633	9,000	△ 467	12,000	2,100	37.7	53.0	16.0
26	15,240	3,000	△ 1,283	12,000	1,523	11.3	78.7	16.0
27	27,213	13,000	△ 237	12,000	2,450	46.9	44.1	16.0
28	26,302	12,000	△ 328	12,000	2,630	44.4	45.6	16.0
29	48,860	38,000	△ 5,540	12,000	4,400	66.4	24.6	16.0
30	38,330	23,256	774	12,000	2,300	62.7	31.3	16.0

(注) 1. 各年下期 (配当率は年率換算)
2. 明治11年の営業日数は83日、30年は上期 (1～6月)

する預金の増加と預金利率の上昇にともなって預金利息は漸増した。

以上のような収益、費用の動きにともなって、利益金は、開業後明治15年まで増加したものの、その後は20年に一時上向いたのを除き、28年まで全般に伸び悩んだが、29年には収益の伸びによって利益金の急増をみた。利益処分をみると、留保率は第1期の9.7%から年々上昇し、30年には62.7%を示した。一方、配当率は年約16%で推移し、当時の国立銀行としては高い配当率であった。16年から銀行紙幣消却のための積立がはじまったにもかかわらず高率の配当を続けたのは、同行が士族出資の銀行であり、株主である士族を優遇したためと考えられる。

紙幣消却

国立銀行は、明治16年5月の国立銀行条例の再改正により、営業期間を開業免許の日から満20年と定められ、その間に発行紙幣を全部消却しなければならなくなった。

具体的な消却方法は、(1)各国立銀行がまず紙幣下付高(資本金の80%)の25%相当額を紙幣引換準備金として、また半期の決算ごとに紙幣下付高の年2.5%(半期1.25%)相当額を紙幣消却元資積立金としてそれぞれ日本銀行に預託する、(2)日本銀行は、この二つを合計したものを銀行紙幣消却元資として、これにより公債を購入し、その利息で紙幣消却を行う、(3)営業満期に至ってもなお未消却紙幣がある時は、公債を売却して消却にあてるというものであった。その後、明治29年の「営業満期国立銀行処分法」および「国立銀行営業満期前特別処分法」の公布により、国立銀行は以上の方法によってもなお未消却紙幣が残存する時は、相当金額を無利息で日本銀行から借り受け、これを政府に納付して消却することとなった。

紙幣下付高が8万円である第五十二国立銀行は、前述の消却方法によって、16年上期から30年上期までに3万2,646円の紙幣消却を終えた結果、未消却残高は4万7,354円となった。同期末をもって紙幣消却を完了して普通銀行の転換を計画していた同行は、銀行紙幣消却元資で購入していた公債の売却によって残る紙幣の消却にあてることにしていたが、当時、公債価格が下落していたこともあっ

て、最終的な消却不足額1万5,200円を日本銀行から借り入れ、30年6月30日、未消却紙幣相当額を政府に納付することによって同行の紙幣消却はすべて完了した。

5. 愛媛県における国立銀行の転換

積極的に転換をはかる

第五十二国立銀行は、明治31年の営業満期に至らずに、30年上期をもって紙幣消却を完了し、普通銀行に転換したが、転換に至る道は必ずしも平坦なものではなかった。同行に限らず、全国の国立銀行に一樣にみられたことであるが、予想外の二つの障害に遭遇している。その一つは公債価格の騰貴であった。16年以降、国立銀行は、銀行紙幣の消却を実施してきたが、23年以降、銀価の下落、輸出の増進、正貨の流入を背景とする金融緩慢を反映して、公債価格が騰貴し、年々買入れるべき公債証書の価額が当初の計画を大幅に下回った。もう一つは19年10月の「整理公債条例」により、高利回りの公債が低利なものへ借り換えられたことであった。当初年7分と見込まれていた公債利率が5分に低下し、国立銀行紙幣消却元資の利殖に大きな見込み違いをもたらした。



五十二銀行本店

これらの予期しなかった事

情により、国立銀行は、営業満期に至っても余剰金がうけられなくなるばかりか、未消却紙幣を消却するために多額の支出を要することとなり、21年以降、全国の国立銀行は、紙幣消却の延期について善処方を政府に要請した。

愛媛県の三つの国立銀行も、27年4月、全国的な運動の一環として、中国・四国銀行同盟会の名のもとに営業期間の延長を請願したが、その後、29年に公布さ

れた営業満期国立銀行処分法等により、紙幣消却方法が緩和されたことや、日清戦争後の好況で銀行収益が増大したことによって、いずれも営業期間の満期を待たずに普通銀行への転換を遂げることができた。その結果、第百四十一国立銀行は29年10月「株式会社西條銀行」に、第二十九国立銀行は30年3月「株式会社第二十九銀行」に、そして第五十二国立銀行は30年7月「株式会社五十二銀行」と、それぞれ転換と同時に行名を変更した。

表序-2-14 愛媛県における国立銀行の転換状況

国立銀行名	所在地	開業免許下付 年 月 日	営業満期 年 月 日	普通銀行転換 年 月 日	転換後の 銀行名
第百四十一	西 條	明治12. 4.12	明治32. 4.11	明治29.10.22	西 條 銀 行
第 二 十 九	川之石	11. 1.29	31. 1.28	30. 3. 1	第二十九銀行
第 五 十 二	松 山	11. 9.14	31. 9.13	30. 7. 1	五十二銀行

第3節 景気変動と銀行合同

1. 日清・日露戦争と銀行

日清戦争と景気変動

明治23年の恐慌以来沈滞を続けていたわが国経済は、日清戦争の勝利によって好況に転じ、企業は急激に活況を呈するようになった。銀行業も28年下期以降、“乱設時代”ともいふべき時期を迎えた。当時、好景気による資金の旺盛な需要から銀行業の利益が激増したこともその一因であった。例えば、26年には銀行の資金100円に対する純益は全国平均で16円57銭であったが、27年には17円22銭、28年には20円58銭、29年には27円93銭と、年を追うごとにね上がった。利を求める資本家がこの事実直面して銀行の設立に向かったのも当然である。これを銀行数でみれば、27年末に868行であったのが31年末には1,806行となり、また払込資本金では同期間に1億100万円から2億5,200万円と、いずれも驚くべき急増を示した。

しかし、その後間もなく反動の兆しが現れた。29年下期には早くも外国貿易が

表序-3-1 全国銀行数の推移（明治期）

年 末	国立銀行	普通銀行	特殊銀行	農工銀行	貯蓄銀行	合 計
明治26年	133	604	2	—	23	762
27	133	700	2	—	33	868
28	133	817	2	—	91	1,043
29	121	1,054	2	—	161	1,338
30	58	1,305	3	6	227	1,599
31	4	1,485	3	41	273	1,806
32	—	1,634	4	45	348	2,031
33	—	1,854	5	46	435	2,340
34	—	1,890	5	46	444	2,385
35	—	1,857	6	46	434	2,343

後藤新一「日本の金融統計」

(注) 35年末の特殊銀行：横浜正金、日本、日本勧業、台湾、北海道拓殖、日本興業の各銀行

逆調に転じ、さらに天候不順による農産物の不作がこれに追い討ちをかけた。これらの影響で金融はひっ迫し、29年9月30日に大阪同盟貯蓄銀行が支払い停止となったのに続いて、10月以降、大阪をはじめ西日本各地に銀行の取付が発生した。しかし、これらは全国的に波及することなく局地的な動揺にとどまった。

32年中頃には一時回復しかけた景気も、同年末から再び沈滞に向かい、33年末、熊本地方に端を發した銀行取付を契機に恐慌が勃發した。

その経過をたどると、33年12月、熊本の第九銀行と熊本貯蓄銀行の支払い停止をきっかけとして、銀行取付は翌34年1月、久留米、福岡など九州一円に広がり、さらに遠く三重県の桑名まで飛び火した。同じ頃、関東地方でも横浜蚕糸銀行が

表序-3-2 明治34年恐慌前後の普通銀行

年 末	年 度 中					年末現在 銀行数	
	廃業	合併消滅	無配当		損失計上		
明治32年	19	6	210	38	54	38	1,634
33	45	12	319	285	48	39	1,854
34	45	7	355	279	73	77	1,890
35	39	5	232	149	84	80	1,857

破綻し、これが東京その他関東地方に影響して取付が続出した。その後、一応下火となったものの大阪地方で再燃し、34年3月、北村銀行の破綻にはじまって、翌4月には

『明治財政史』(第12巻)

(注) 無配当、損失計上の欄は左に上期、右に下期の銀行数を表示

第七十九銀行、続いて香川、さらに京都・名古屋・三重・長崎の各銀行へと全国的に波及し、休業銀行は50行にものぼった。その震源地となった大阪では、日本銀行をはじめ同地の堅実な銀行が、事態を憂慮して救済融資を行い、恐慌の拡大を防ぐことに努めたため、5月に入ってようやく取付は終息した。

愛媛県では他府県ほどの大きな混乱はなかったものの、それでも大阪の第七十九銀行の破産決定にともない、同行の伊豫郡中支店が、34年4月に動産を差し押さえられたことで、松山地方の人心に不安を与えた。そのうえ、同行の頭取古畑寅造が、伊豫鉄道2代目社長を兼ねていたことや、同社の半数近い株式を買収して実権を握っていたことから、「伊豫鉄道破産」のデマが飛び交うありさまであった。

日露戦争と景気変動

明治34年の恐慌以来、景気は沈滞気味に推移していたが、36年頃からようやく回復の兆しがみえはじめた。しかし、37年2月の日露戦争の勃発により、政府は新規事業を抑制するとともに金融市場の資金を軍事費に向けたため、軍需品および日用必需品のほかは市況は不振を極め、民需産業は再び沈滞した。また、日露戦争では、わが国が兵を動かすこと100万人、これに要した軍事費は約15億円を超えるに至り、このため国民の負担は想像を絶するものがあった。その影響はたちまち銀行界に波及し、大阪の百三十銀行の臨時休業にはじまって、関西・中京地区の十数行が支払い停止や取付に遭った。

38年8月に日露戦争が勝利に終わると、金融市場の資金は漸次豊富となり、企業勃興の機運さえ生じるようになった。ちなみに、日露戦争後の企業の勃興で急速に発展したものに、戦前から発展段階にあった紡績業のほか、造船、鉄鋼、機械、肥料、セメント、電気、ガス事業などがあり、また重化学工業の勃興もみられた。なかでも、39年6月8日の勅令で発表された南満州鉄道株式会社の創立は特筆に値するものがある。満鉄の資本金は2億円、株式総数100万株(1株200円)のうち第1回公募として9万9,000株を一般募集としたところ、応募競争は激烈で、1人で全額を申し込むものさえ現れるほどの過熱ぶりであった。

このような起業熱の爆発とともに株式相場も騰貴の一途をたどり、いわゆる日露戦争後の“成金ブーム”を現出した。

表序-3-3 明治40～41年恐慌
資本金別休業銀行数

	資本金別	行数
払込 資本 金	5万円未満	11
	5万円以上	12
	10万円以上	10
	25万円以上	6
	50万円以上	4
	100万円以上	1
	計	44

『現代日本産業発達史銀行編』

しかし、このような常軌を逸した起業熱はいつまでも続くものではない。日清戦争後の反動が株式の暴落にはじまったのと同様に、40年1月には早くも株価の大暴落となり、株式界の恐慌は一部の投機者を再起不能の窮地に追い込んだ。同時に信用を拡大させていた一部の銀行も破綻を暴露し、流言飛語が広がって経済界は恐慌におちいった。40年2月の名古屋銀行の取付を契機として、翌41年7月までに取付は139行、休業は東京の扶

桑銀行など44行にのぼった。休業銀行のうち23行が払込資本金10万円未満の小銀行であり、その半数以上が貯蓄銀行や貯蓄業務兼営の普通銀行であった。

政府はこの恐慌に当たって、やむなく41年3月、第1回国庫債券1億円の償還期日の繰上げを決め、期限前割引により資金の窮迫した方面に便宜償還の方法を講じた。しかし、政府の景気回復策も効を奏さず不況は深刻化し、国際収支の悪化をかかえたまま大正期を迎えることとなった。

愛媛県産業の動き

明治20年代には、製糸業、紡績業を中心として愛媛県の産業にも原動力機械が導入され、日清戦争後の好況を反映して生産は増加した。30年代に入ると、綿織物に力織機が、また製紙業に叩解機^{こうかい}が導入され、さらに印刷・煙草製造・精米業などにも原動力が使用されはじめた。しかし、一方では景気変動の波をかぶって綿織物業、紡績業などに浮沈がみられた。

〔製糸業〕

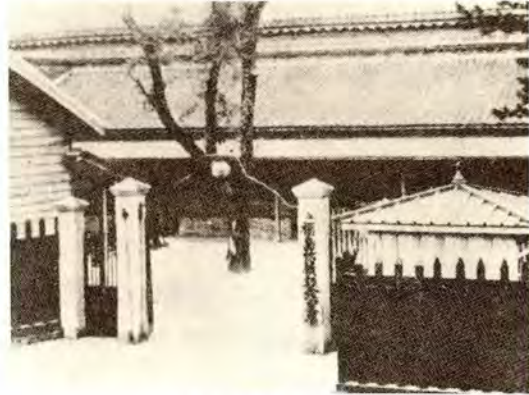
30年代には、アメリカにおける絹織物の需要の増大と、金本位制の採用による生糸価格の安定によって、わが国では蚕糸類の輸出が伸び、特に日露戦争を境に急増して機械製糸の全国的な発展を導いた。愛媛県でも、40年代に機械製糸が大きく伸び、42年の機械製糸生産量は4万1,710貫で全国12位となった。

〔紡績業〕

紡績業はわが国の産業革命をリードした代表的な産業であったが、愛媛県では一般産業界をリードするほどの比重をもたなかった。というのは、10年代から士族、豪農がしばしば政府に紡織機械の払下げを出願したが、許可されなかったためである。それでも21年6月には宇和紡績会社(西宇和郡川之石村=現・保内町)が設立され、ついで25年12月に松山紡績会社(温泉郡朝美村=現・松山市)と伊豫紡績会社(越智郡今治町=現・今治市)、29年8月に八幡浜紡績会社(西宇和郡八幡浜町=現・八幡浜市)の4工場が設立された。

33年春には、全国の紡績業界は、30年以降の輸出不振に加えて、棉花の不作と北清事変の勃発という悪条件が重なり、生産4割減の操業短縮（操短）を実施せざるをえなくなった。このような紡績業の不況は愛媛県内の紡績会社をも直撃し、松山紡績は35年下半期には9,000円余の欠損を出し、また35年から36年にかけて宇和紡績、伊豫紡績が解散した。

伊豫紡績は資本金20万円、錘数4,000の会社であったが、技術が未熟なうえに不況のあおりを受けて業績が振るわず、解散後の36年9月、大阪の福島紡績に買収され同社今治工場となった。八幡浜紡績も同年12月に解散し、大阪の渋谷合名会社に買収されて同社八幡浜紡績所となっ



福島紡績今治工場

たが、その後39年12月に独立して愛媛紡績となった。

日露戦争の開戦により糸価は好調となり、全国の紡績会社は活況を取り戻した。県内の業界もこの好況に刺激されて、38年4月に、元の宇和紡績の事業をうけて白石紡績所が設立された。しかし同社は40年4月、大阪紡績会社に買収されて同社川之石工場となった。この結果、愛媛県内の紡績会社4社のうち、創業以来一貫して地元産業資本に支えられてきたのは松山紡績のみとなり、他はいずれも大阪資本に買収されたことになる。大阪紡績は、その後の大正3年に三重紡績と合併して東洋紡績に衣替えした。

〔綿織物業〕

わが国の綿織物生産額は20年代に急伸したが、愛媛県では28年の生産額が全国7位となり、その後も全国生産額の5～6%のシェアを維持し、主要綿業県としての地位を保った。

松山地方を中心とする伊予絣は、30年に69万反、66万円と、それまで優位にあった縞木綿を追い越して綿織物のなかではトップとなった。そして30年代を通

じて、農村購買力の向上、販路の開拓などにより生産は増加し、伊予絣の基礎が確立した。しかし、その後は国内市場の狭小と日露戦争後の不況で生産は伸び悩み、さらに捺染絣、抜染絣の出現で脅威をうけたことが、種々の改善を促す契機となった。

今治地方の綿ネルの生産方式は、30年代に入って、これまでのボタン機と手掻きから蒸気力による力織機、起毛機への転換がみられた。日露戦争後はロシア・東南アジア方面の海外市場が開拓され、国内でも明治中期から大正期にかけて一般衣服用綿ネルの需要が伸び、生産額は上昇して、40年代には同地方の白木綿を上回るに至った。

一方、綿ネルと並ぶ白木綿は、24年以降の出機制の普及と一般需要の伸びに加えて、日清戦争の勃発とともに包帯用木綿として軍需品となったことから生産が回復し、28年には年産は500万反にのぼった。しかし、30年代に入ると、不況による価格の暴落に見舞われ、36年には伊豫木綿株式会社が解散したほか、手織業者の大幅な後退がみられた。38～39年には日露戦争の影響をうけて一時活況を呈したが、白木綿は今治地方の産業としてもはや存在価値をなくしていたため、その後は惰性的に生産を継続したものの漸次衰退せざるをえなかった。

〔製紙業〕

愛媛県の製紙業は、大洲・宇和島地方では明治維新まで藩の保護政策のもとに生産が奨励されていたが、廃藩置県後は保護がなくなり急速に衰退した。ことに大洲半紙は、明治維新後も商業ベースに乗って命脈を保っていたが、しだいに粗製の弊におちいり、藩政当時の名声を失墜させてしまったという。明治時代に入って、両地方ともに退勢の挽回に努め、40年に大洲産紙改良同業組合、42年には宇和産紙同業組合を組織して改良をはかったが、効果はなかった。

一方、宇摩地方の製紙業は、藩政時代に藩の保護をうけなかったため、かえって業者の自立心と研究心が培われ、このことが30年代後半から40年代にかけて生産機械化の機運を高める原動力となり、やがて西洋紙にも対抗できるほど、生産のコストダウンと紙質の改善がはかられるようになった。

例えば、38年には、周桑郡中川村（現・丹原町）に県下初の蒸気機関による三好製紙工場が誕生した。そして翌39年には、宇摩郡川之江町（現・川之江市）のしのはらさくたろう篠原朔太郎が、印刷局抄紙部に学んだ経験から、和紙の原料叩解こうかいにビーター（叩解機）を導入して、愛媛県製紙業における産業革命の第一歩を踏み出した。さらに篠原は、40年にビーターの動力用蒸気機関から生じる排蒸気を利用して回転式三角乾燥器を発明、晴雨にかかわらず紙の乾燥ができるようにして、紙質の改良、生産の効率に多大の貢献をした。この時期、宇摩郡妻鳥村（現・川之江市内）の近藤又太郎も近藤式蒸気乾燥機を発明している。

このように愛媛県の製紙業は着実な発展を続け、生産額は19年の約40万円から30年には100万円、さらに明治末年には200万円となり、綿織物、生糸につぐ生産額となった。全国的にみても、県下の和紙生産額は、明治30年代後半から大正の初期にかけて全国の10%を占めるに至り、愛媛県は明治末年では高知県について全国2位の和紙生産県となった。

政府の銀行合同政策

政府は、明治29年4月に「銀行合併法」を公布して、当時の商法（旧商法）で規定されていた銀行合併の煩雑な手続の簡素化をはかった。すなわち、商法では銀行が合併する時はいったん解散して新たな銀行を設立することとしていたのを、銀行合併法は、合併しようとする銀行同士では、一方の銀行が他方の銀行のすべての資産・負債を受け継いで合併するか、あるいはこれらの銀行が解散せずに合併して新たに一つの銀行を設立するか、いいかえれば、「吸収合併」か「新立合併」かのいずれかの方法によることにしたのである。これは、国立銀行の営業満期に当たって銀行を整理合併する便宜をはかり、同時に、日清戦争後に顕著となった弱小銀行の乱立の弊を改めようとするところに狙いがあった。

銀行合併法公布後も、政府は機会あるごとに銀行合同を勧奨し、小銀行を大銀行の支店組織に改める必要を説いた。例えば、30年8月、田尻大蔵次官は内務省地方官諮問会で、「金融機関なるものは資本の大にして信用の鞏固なるを要す」と、小銀行乱立の弊について警告を發し、銀行合併に対する大蔵省の積極的な意図を

はじめて表明した。

明治34年の恐慌で多くの中小銀行が破綻したことから、政府の銀行合同政策はさらに強化された。34年9月、大蔵省は全国の地方長官に対して銀行新設の制限に言及する通牒を発し、銀行の新設は会社組織で50万円以上、個人組織では25万円以上の資本金を必要とする方針を明示した。

政府の銀行合同に関する方針は、日露戦争後にさらに強まった。戦後に紡績、製糸などの軽工業が一段と発展し、新しく重工業が台頭するなど、産業の大規模化にともない銀行の大型化が必要となったためである。

44年10月、大蔵省は全国の地方長官にあてて、地方の小資本銀行を合併させることで相互競争の弊害を避け、銀行の基盤を一層強化すべきであるとする次官通牒を発した。同時に、人口10万人以上の都市における銀行の新設については、資本金は原則として100万円以上、また設立時には公称資本金の半額以上の払込みがなければ認可しない方針を打ち出した。

銀行数の推移

銀行合併法の公布で合併の手続が容易になったものの、合併は遅々として進まないばかりか、小銀行の設立は依然として後を絶たず、銀行は増加の一途をたどった。明治29年末に1,054行であった全国の普通銀行数は、34年末には最高の1,890行となった。しかし、34年の恐慌を機にその後減少に向かい、大正3年末には1,595行となり、最多時から実に295行の減少をみた。明治29年から大正3年までの間に消滅した銀行541行のうち合併によるものは95行で、残りの446行

表序-3-4

明治29年～大正3年普通銀行数の推移

(明治28年末銀行数817)

	増 加				減 少				差引 増減	大正3年末 行 数
	新 設	国立銀行 から転換	貯蓄銀行 から転換	計	廃 業	貯蓄銀行 へ 転 換	合併 消滅	計		
明治29年 └ 大正3年	1,382	122	39	1,543	446	224	95	765	778	1,595

『明治財政史』(第12巻)、『日本金融史資料明治大正編』(第7巻下)(第22巻)より作成
(注) 廃業は、解散・破産を含む。

は解散、破産、廃業によるものであった。しかもそのほとんどが小規模銀行で、政府の合同奨励策はさほどの効果を現さなかった。

変動する愛媛県の銀行界

愛媛県の銀行数は、明治33年末の50行をピークに、翌34年には伊豫商業銀行の解散決議で49行となっていたが、大正2年末には41行となり、その間に8行の減少をみた。内訳は設立3行に対し消滅11行であった。

設立銀行は、40年3月、「風早銀行」(北条町=現・北条市、資本金2万円)、同年10月、「三机銀行」(西宇和郡三机村=現・伊方町、資本金4万円)、45年2月、「御荘銀行」(南宇和郡御荘村=現・御荘町、資本金50万円)である。

一方、消滅銀行についてみると、37年に御荘の浦和銀行が解散したのについて、翌38年、伊豫農業銀行による八束銀行の買収と常盤銀行の解散、40年に本永井銀行と中山銀行、続いて42年には永長銀行の解散がみられた。また43年12月に郡中銀行が任意解散し、その債権債務を五十二銀行が継承したのに続いて、翌44年10月、砥部銀行が同じく五十二銀行に買収された。このほか同年12月、宇和島貯蓄銀行が宇和島銀行に、さらに大正2年2月、岩松銀行が第二十九銀行にそれぞれ買収され、同年11月には東豫銀行が西條銀行に吸収合併された。

表序-3-5 愛媛県本店銀行数の推移

年次	設立行数	消滅行数	年末行数
明治36年	—	—	49
37	—	1	48
38	—	2	46
39	—	—	46
40	2	2	46
41	—	—	46
42	—	1	45
43	—	1	44
44	—	2	42
45	1	—	43
大正2年	—	2	41
計	3	11	

このほか、明治39年9月、旧松山藩主久松家の経営する銀行類似会社の栄松社(資本金7万円)が、その債権債務を五十二銀行に譲渡して任意解散した。また同年6月に中川銀行が「實業銀行」に、40年11月、松山興産銀行が「仲田銀行」に、44年、八幡濱貯蓄銀行が「愛媛貯蓄銀行」にそれぞれ改称した。

以上により、愛媛県の銀行業は大正2年末で44(銀行類似会社3社を含む)となった。

愛媛県の預・貸金状況

愛媛県に本店のある普通銀行の預金は、明治30年代前半には不況を反映して伸び悩んだが、その後、毎年増加を続け、35年から44年までの10年間に3.6倍となった。官公金預金とは対照的に一般預金の伸びが著しく、38年以降は預金が自己資本を上回るに至った。

表序-3-6 愛媛県本店普通銀行および五十二銀行の預貸金の推移

年 末	愛 媛 県 本 店 普 通 銀 行			貸付金	五十二銀行	
	預 金				預 金	貸付金
	官公金	一 般	計			
明治34年	209	3,372	3,581	6,033	578	765
36	128	4,073	4,201	6,173	768	733
38	114	6,351	6,465	6,429	1,260	1,027
40	166	7,655	7,821	8,879	1,519	1,869
42	229	8,494	8,723	9,315	2,311	1,969
44	159	12,599	12,758	12,540	3,032	3,348
34~44年 増加(倍)	0.8	3.7	3.6	2.1	5.2	4.4

(単位：千円)

一方、これまで常に預金を上回っていた貸付金は、30年代になると伸び悩み、38年以降は預金とほぼ同規模で推移し、35年から44年までの10年間の伸びは2.1倍にとどまった。

30年代後半から全国的な傾向となった預金の大銀行への集中現象は、県下で最大の資金量を誇っていた

五十二銀行にも現れた。同行の預金の伸びは35年から44年までの10年間に5.2倍と、県内普通銀行の平均を大幅に上回り、特に30年代後半からの伸びは著しく、県内普通銀行の全預金に占める同行のシェアは、34年末の16.1%から44年末の23.8%に上昇した。貸付金は、35年から44年までの10年間に4.4倍と、県内普通銀行の2.1倍をはるかに上回る伸びを示した。

2. 欧州大戦と銀行

欧州大戦と財界

明治40年代の不況は、大正年間に入っても回復しないばかりか一段と深刻さを増してきた。貿易は入超続きで正貨の流出が激しく、大正2年には入超は9,700万円にも達した。金融はひっ迫し、財界にはまたも恐慌の声が聞こえるありさまで

あった。破綻する企業も現れ、銀行界でも大正元年下期に京都の起業銀行など4行、2年にはさらに東京商業銀行をはじめ14行が支払い停止となった。

大正3年7月の欧州大戦の勃発は、やがてわが国の経済に巨大な市場を開き、貿易の拡大で予期しない繁栄をもたらすことになるのであるが、開戦当初は、為替取引の麻痺と海上貿易の途絶による輸出の減少から滞貨の増大を招き、綿糸・生糸の相場が暴落して一時的に不況を深刻化させた。これをうけて銀行界も動揺した。ことに大阪株式取引所および堂島米穀取引所の機関銀行として知られ、関西金融界に覇を唱えていた北濱銀行は、前年来の不良貸付760余万円の欠損が暴露し、3年8月に支払いを停止した。ちょうど人心不安を生じていた折だけにその影響は大きく、続いて名古屋市の諸銀行にも波及して取付が起こった。これがさらに東京、大阪、京都その他の弱小銀行にも広がり、同年末までに取付に遭い、あるいは破綻したものは三十数行を数えた。

しかし、4年下期には輸出の伸長によりわが国の経済は漸次好転し、翌5年以降は本格的な大戦景気を展開した。国際収支は4年から7年までの4年間に、貿易収支で14億円、貿易外収支で14億円、合計28億円の黒字となり、所有正貨は著しく増えて、わが国は債務国から一転して債権国となった。国内通貨の流通高は、3年末の5億8,800万円から7年末の15億4,300万円へと3倍弱の膨張を示し、物価は3年7月から7年末までに2.3倍も上昇した。企業利潤の増大も著し

表序-3-7 第1次世界大戦中の国際収支

(単位：百万円)

年 別	貿易収支		貿易外収支			
	輸出	輸入	輸出超過	受取勘定	支払勘定	受取超過
大正3	591	596	△5	146	150	△4
4	708	532	176	226	154	72
5	1,127	756	371	460	175	285
6	1,603	1,036	567	675	219	456
7	1,962	1,668	294	895	319	576

『日本金融史資料明治大正編』(第22巻)

(注) 1. 輸出入は台湾、朝鮮を含まない。

2. 貿易外収支には、公社債類、有価証券、その他資本の移動を含まない。

表序-3-8 第1次世界大戦中の正貨保有高

(単位：百万円)

年 末	総 額	所有別正貨		所在別正貨	
		政府	日本銀行	内地	海外
大正3	341	49	292	128	213
4	516	153	363	137	379
5	714	262	452	227	487
6	1,105	386	719	461	644
7	1,588	855	733	453	1,135

『日本金融史資料明治大正編』(第22巻)

く、払込資本金利益率は、3年の15%から7年の52%に上昇、株式相場も約2倍にはね上がり、商品投機も激烈を極めた。

産業の発達

欧州大戦にともなう好況を背景に、事業の新設、拡張も旺盛となった。輸出を中心とする外貨の受取りが増大したため、金融は大正6年まで緩和を続け、事業計画資本は3年の2億5,100万円から、7年には10倍の26億7,700万円にのびた。

表序-3-9 第1次世界大戦後の各種事業計画資本

(単位：百万円)

	新 設	拡 張	計	うち払込
大正3年	117	134	251	198
4	96	197	293	124
5	272	386	658	261
6	867	696	1,563	727
7	1,655	1,022	2,677	1,413
8	2,680	1,388	4,068	1,236

大蔵省「金融事項参考書」(昭和4年調)

このようにして、わが国の産業は大戦の恩恵をうけて大躍進を遂げたが、その花形となったのは海運、造船、鉄鋼、薬品、染料、肥料を中心とする重化学工業で、一朝にして巨富を成すものも現れた。そのほか電気事業も伸びて電力の利用が全国的に普及した。資

本の集積もこの期間に促進され、企業規模の拡大強化が目立った。

戦後の熱狂的ブーム

欧州大戦は大正7年11月11日、ドイツとの休戦条約で終わりを告げた。株式市場は講和近しとの情報を織込み済みだったので、11月休戦の報により株価を下げたのは特殊株のみであった。しかし、鉄、染料、薬品など戦時中貿易の停止により暴騰していた商品のなかには、反動による暴落で大打撃を被ったものも数々あった。例えば銃鉄は5分の1、ソーダ灰は3分の1以下に暴落し、関連産業は一転して奈落の底に落ち込んだ。ただその状況は8年4月頃までの短期間に終わり、同年6月のパリにおける講和条約調印後は再び未曾有の好景気に移った。物価は高騰し起業熱が沸騰して、事業計画資本は8年中に40億6,800万円にものぼった。このような起業熱は、他面、株式市場や商品市場にも反映して空前の熱狂

的な投機の発生をもたらし、当時の井上準之介日本銀行総裁の表現を借りれば、“燎原の火”のごとく拡大したのである。

当時の物価についてみると、8年3月の指数を100とすれば、同年12月には144、9年3月には157となった。なかでも熱狂的相場を出したのは生糸と綿糸であった。

愛媛県の企業勃興

欧州大戦による企業勃興の意欲は、愛媛県下でも極めて旺盛であった。

〔電 力〕

明治末年の県下の電力会社は、伊豫水力電気（松山）、愛媛水力電気（今治）、宇和水電（宇和島）、松山電気軌道（松山）の4社であったが、大正年間に入ると、家庭用電灯需要の増加と欧州大戦の好況による工業用電力需要の増加に刺激されて、電気事業は活況を呈し、電気会社の新設と既存会社による発電所の増設が相ついだ。

新設会社は南海電気（松山）をはじめ6社にのぼった。既存会社では大正5年12月、伊豫水力電気が伊豫鉄道と合併して伊豫鉄道電気と改称したのを契機に、電気事業の経営合理化、サービスの改善、能率の増進がますます要請された。県内では、もっぱら水力電気の開発に多くの事業者が力を注いだが、さらに水火併用して電源の充実と完備を争うようになった。しかし、建設設備費の高騰と相まって電気の原価もかさんだため、中小電気会社はその後しだいに淘汰されることになった。10年4月の伊豫鉄道電気と松山電気軌道との合併が、電気業界の合併時代の火付け役となって、残る8事業所も伊豫鉄道電気が順次吸収合併し、ここに電気事業の県下統一の大業が達成された。

〔化学肥料〕

大戦後の好況を反映した米価の高騰で農村の購買力にも余裕ができ、肥料に対する需要が高まった。このため、大正2年9月に設立された住友別子鉱業所の肥

料製造所に続いて、6年には電気会社、ガス会社でも塩酸カリの製造をはじめめる所が多数現れた。さらに7年には、松山に伊豫化学工業会社、西宇和郡川之石(現・保内町)に大阪アルカリ肥料会社がそれぞれ工場を新設した。

〔鉱業〕

大戦の勃発でアンチモン・銅の価格が暴騰し、大峯鉱山(現・保内町)、高浦鉱山(現・三崎町)をはじめ愛媛県内の諸鉱山は異常なほどの好景気となった。採掘願が相ついで出され、大正5年には県内の試掘出願数が全国3位となった。

愛媛県産業の活況

愛媛県下の在来産業も、欧州大戦による経済界の好況から、いずれも活況を呈した。

〔製糸業〕

県内の生糸生産額は、大戦前から関西のトップにあり、繭と水質が良くて仕事が入念なことから、品質は“日本一”の折り紙がつけられ、横浜市場では信州糸よりも高く評価されていた。大正3年春には、アメリカにおける絹織物の需要増大により、生糸市況はますます好調で新糸約定も活発であった。ところが、大正3年7月の大戦の勃発は、世界経済を混乱におとしいれ、開戦による不安人気、為替相場・海上運賃および保険料の騰貴、ヨーロッパ諸国からの生糸約定の解約などで生糸相場は暴落し、いわゆる“蚕糸恐慌”が起こった。このため各地の間屋は前貸しを拒み、銀行も警戒したところから、製糸業者は資金に窮し経営難におちいったものが少なくなかった。3年11月、大日本蚕糸会は全国の製糸業者の大会を開催して、「政府が特別の金融機関をつくり時価により製品を担保として救済融資を行うことを要望する」決議を行った。この運動は全国的なもので、4年3月には500万円の政府助成金をうけて、資本金600万円の帝国蚕糸株式会社が発足した。

一時、100斤当たり700円の安値にあった輸出生糸の相場も、帝国蚕糸の糸価維

持策によって回復に向かった。大戦の拡大とともにヨーロッパで生糸相場は大打撃を受けたが、戦場から遠く離れたわが国では、交戦国との貿易が停止状態となったアジア・アフリカ地域への輸出が増加して、生糸の需要も増大した。いうなれば、わが国は“戦わずして”戦争の利益を得たことになる。

県下でも、好況の波に乗って大規模な生糸工場を新設するものが現れ、既存の工場も6年には一斉に増釜を行った。さらに8年4月には、県下で最大規模といわれた伊豫製糸株式会社が、松山市郊外の竹原に設立されて操業を開始したのがきっかけとなり、県下にも製糸の大企業を誘致する風潮が高まった。

9年に入り、東宇和郡・北宇和郡・西宇和郡内でそれぞれ企業合同の機運が熟しかけていたが、同年4月以降の反動恐慌に見舞われて計画は挫折した。

表序-3-10 愛媛県の生糸産額

年 度	数 量	金 額
	千貫	千円
大正5年	96	7,985
6	119	10,152
7	129	13,061
8	151	24,310
9	147	15,067
10	161	16,571



活況を呈する機械製糸業

〔綿織物業〕

綿織物業は、日露戦争後の明治40年以來、動力機の採用を進めた。すなわち、いままでの手織機から力織機に移すものが多く、急速に機関数、馬力数を増やした。だが慢性的な不況が続き、その生産額は依然伸び悩んだ。ことに大正3年の大戦勃発当初は、棉花の輸入や綿製品の輸出の見通しがたたず市況は悪化した。しかし、5年頃から不況は一転して好況に向かった。参戦したヨーロッパ諸国の東洋市場への輸出が途絶するにともない、わが国の綿製品の市場がインド、南洋、アフリカ、近東にまで拡大されて、生産が急増したためである。県下でも、農村地帯の子女を紡績工場や地場の織物工場に送り、家計補充的な低廉労働力を供給することによって、大戦景気に沸く綿織物産業の急激な発展を支えてきた。

今治の綿ネルは、力織機の急増で2年には生産額300万円と、伊予絣の生産額を上回り県内綿織物のトップに躍り出た。しかし、3年に大戦が勃発してからは、綿糸・染料の暴騰、輸出の途絶による売行き不振、金融難などによって業界は不振となり、同年11～12月には、再三にわたり操短の強化、織賃の引下げを実施した。今治商業銀行と五十二銀行今治支店では、業者に対して低利の滞貨融資をはかり年末年始の苦境を救った。ところが、4年秋から5年春にかけて綿糸相場の回復、軍需の増加、海外需要の復活などで再び活況に転じ、各工場とも操業時間の延長や設備の増強をはかった。このため資金需要が強くなり、これに応じて5年には西條銀行、松山商業銀行がそれぞれ今治に支店を設置した。しかし、翌6年9月の綿糸の暴落にともなって製品価格が下落すると7年9月には再び持ち直すなど、市況の浮き沈みが激しかった。

また同地方の白木綿は、明治末期から力織機に転換したため、大正年代に入ると生産過剰におちいり、そのうえ大正3年5月の綿糸の暴落で不況は一層深刻となった。折から大戦の勃発で包帯木綿が有望視されながらも、3年から4年にかけて相変わらず不振を続けた。ところが5年以降、満州（現・中国東北地方）方面へ輸出する大正布を製造しはじめてから、にわかに活況を取り戻し、7年には大正布の輸出額が綿ネルの2倍以上に達したため、力織機の増設もみられた。

松山を中心とする伊予絣は、明治39年を頂点として生産額は年を追って減少し、大正元～2年には破産、廃業するものが続出した。機械化された捺染絣の進出で家内手工業が衰退したことによるもので、この傾向は大和絣、久留米絣、備後絣など全国的にみられた。さらに3年には、大戦当初の売行き不振に加えて染料が高騰したため、翌4年の業界は沈滞を極め、綿ネル製造に転換するものも現れた。ところが5年2月以降、米価の騰貴により農村購買力が回復し、伊予絣もにわかに活況を呈して製品は不足気味となった。8年になると、問屋筋の思惑買いが激しくなり、絣相場は高騰して異常な好景気を迎えた。しかしこの間、好況の波に乗って粗製乱造の弊がみられたため、伊予絣の評判を落とす結果となった。9年3月からはじまった反動恐慌によって業界は再び不況に転じ、伊予絣の滞貨および返品は60万反にのぼった。

南予の縞木綿は伊予縞と呼ばれ、明治中期以降、九州から沖縄・台湾・中華民国（現・中国本土）方面にかけて販売され、その品質のよさで伊予縞の声価を高めていた。この業界では日清・日露戦争後の好景気をうけて、明治末年から大正初期にかけて動力織機を導入する工場が多くなり^{てはな}手機が減少した。大正3年3月には、八幡浜、宇和島にそれぞれ共同染色工場が設立され、4年以降も好況の波に乗って新工場を設立するものが多く、在来の縞木綿以外に綿ネル、大正布、粗布（ターフ）の製造も盛んとなった。こうして南予地方では力織機工場の新設や拡張が相ついでみられ、松山地方の織物業界が伊予縞のほかに新しい織物工場を興すことができなかつたのと対照的な動きを示した。

〔紡績業〕

明治末期から大正初期にかけて、全国の紡績業界は全般的に長期の不振状態におかれてきたが、大正元年9月末からは輸出が伸びて一時的な活況を呈し、工場新設や増錘が相ついだ。県下でも2年2月に三島紡績株式会社が創立され、松山紡績も1万錘の増設計画を立てた。

しかし、全国で新設備の稼働がはじまった翌3年には市況が再び逆転した。輸出の好調にもかかわらず、米価の下落により農民の購買力が減退したうえ、中華民国の内乱による海外市場の不安から糸価も低落したからである。事業資金のひっ迫も著しく、このため同年8月には全国的に操短が実施された。一方、新設・増設計画を中止する工場も多く、県下でも松山紡績が増錘計画を中止した。

紡績会社の新設、拡張が意のままにはかどらなかつたことから、中央の大紡績が地方の小紡績を吸収合併する機運が生じた。県下でも7年春以降、紡績業の集中と独占が展開されることになった。すなわち愛媛紡績は近江帆布に、福島紡績今治工場は、大阪の伊藤忠兵衛、今治の岡田恒太らにより創設された今治紡績合名会社に、また地元資本による唯一の紡績会社であった松山紡績も、倉敷紡績にそれぞれ合併または買収され、地元資本の会社は皆無となった。

8年のパリ講和条約調印後の熱狂的ブームのなかで、同年下期の綿糸布は記録的な高値を示した。綿糸暴騰の熱に浮かされた地元機業家や問屋の思惑がはなは

だしく、200 梱の需要に 500 梱の取引が行われるほどの狂乱ぶりで、一度反動がくれば大打撃を被ることは必至であった。その予感も 9 年上期に的中した。大戦後の反動恐慌に見舞われた県下の企業は、製糸業、紡績業、織物業を中心に大打撃をうけて倒産と休業が続出し、1 万人余の職工が解雇された。

〔製紙業〕

宇摩郡を中心とする和紙製造業では、明治 40 年代に手すきから機械すきへ転換する機運が高まり、この傾向は大正年代に入ってさらに促進された。大戦により原材料の輸入が途絶し、価格が暴騰して相当の打撃をうけたが、大正 5 年春以降、原材料の不足も解消し、紙価も騰貴して活況を取り戻した。宇摩郡を中心とする伊予紙は、翌 6 年以降、東京市場に進出してからは注文が殺到して品不足の状態となるほどの活況ぶりであった。業者の利益は急増して多くの“紙成金”が生まれた。

金融業の繁忙

経済の未曾有の発展にともない、金融市場もまた活発となった。欧州大戦開始までの金融業は一般に閑散な状態が続き、当時の銀行の営業時間は午前 9 時から午後 4 時までとなっていたが、実務に従事していたものは往々にして無為に過ごすことも少なくなかった。それが大正 5 年以降、大戦景気の上昇にともなって多

表序-3-11 全国銀行の預金・貸出金の推移

(単位：百万円)

年 末	銀行数	預 金		貸出金	
		預 金	指数	貸出金	指数
大正 3 年	2,153	2,212	100	2,683	100
4	2,149	2,569	116	2,872	107
5	2,140	3,464	157	3,574	133
6	2,110	5,146	233	4,795	179
7	2,086	7,236	327	6,819	254
8	2,049	8,734	394	9,161	341
9	2,036	8,829	399	9,521	355

忙に向かい、戦後はいよいよ繁忙を極め応接にいとまないありさまとなった。またあまりの繁忙に行員の健康上にも問題が生じてきたため、ついに 9 年 1 月、銀行間で協定のうえ、翌 2 月から閉店時間を午後 3 時に繰り上げることになった。

8 年の大戦景気の状態を全国銀行の預・貸金で見ると、8 年末の残高は、

『本邦主要経済統計』より作成
(注) 貯蓄銀行を含む

3年末に比べて預金で4倍、貸出金で3倍と、大幅な増加を示すほどの活況ぶりであった。しかも産業規模の拡大、特に重工業の発展は所要資金量の増大を招く結果となったが、企業はそれを自己資金でまかなうことができず、銀行信用に依存せざるをえなくなった。銀行もこれにこたえるため資金量の増大に狂奔した。

愛媛県の銀行の動向

大正初期における愛媛県の銀行の動向についてみると、大正3年5月、風早銀行が「伊豫勝山銀行」に改称、さらに、伊豫吉田銀行の債権・債務を譲り受けて5年6月に「(旧)伊豫銀行」が設立されたほか、7年2月には、「伊豫野村銀行」が東宇和郡野村(現・野村町)に資本金50万円で設立された。銀行類似会社では、6年2月に楽終社が「吉田商業銀行」に、また8年4月には株式種生^{しゅせい}会社が「卯之町銀行」にそれぞれ改称した。県下の銀行の新設は、明治45年の御荘銀行設立以来久方ぶりのものであった。

預金争奪と預金利子協定

欧州大戦後に全国の銀行でみられた預金の急増は、積極的に預金獲得競争が展開されたことによるもので、特に大正6年頃からこの傾向は激化していった。直接のきっかけは、一部の特殊銀行が信託預金を受け入れるだけでなく、さらにその利上げを行ったため普通銀行の預金が漸次これに移り、普通銀行も対抗上、預金利率を引き上げて反撃に出たことにあった。そこで当局は、7年7月に金融界の安定化をはかるため、特殊銀行の反対機運にもかかわらず新規の信託預金を禁止した。しかし、それだけでは預金獲得競争は収まらなかった。異例の高金利が一般化し、定期預金には7分以上の金利がつけられるようになり、なかには8分5厘という預金も生まれた。また信用のない弱小銀行のなかには、手持ち証券を担保にして預金を預かるものさえ出てきた。

このような風潮が銀行経営に悪影響を及ぼすのは必然である。政府および日本銀行は、このような事態を憂慮し、銀行業者に預金争奪の自粛を要望した。銀行界でもその機運が生じ、7年12月、東京をはじめ6大都市で預金利子協定が成立

した。これは違反者に対する制裁規定を含む預金協定の最初のもので、その後しだいに全国に普及した。

増資時代

経済界の好況にともなって一般商工業の旺盛な資金需要に応じるため、銀行は預金の吸収のほかに自己資本の増大でこれに対処してきた。

5大銀行を除く地方銀行の払込資本金の総額は、大正元年の3億2,100万円から、8年の5億6,200万円へと約1.8倍に増えた。これらの自己資本総額の増加

表序-3-12 愛媛県本店銀行資本金の推移 (単位：千円)

年 末	公称資本金	払込資本金
大正3年	15,538	12,183
4	15,048	11,954
5	15,183	12,093
6	17,218	13,669
7	24,380	16,854
8	30,105	21,851
9	39,478	28,898

は、新設または貯蓄銀行からの転業あるいは増資によるものであったが、なかんずく増資によるものが最も多く、4年から9年までは「普通銀行史上空前の増資時代」といわれるほどに盛況で、この間835行が増資を行った。

愛媛県でも例外ではなく、相つぐ増資により県内銀行の払込資本金は、大正4年末の約1,200万円から9年末には約2,890万円へと倍増した。

(注) 銀行類似会社を含む

表序-3-13

普通銀行の増資行数

(単位：行)

区 分	大正4年	5年	6年	7年	8年	9年	計
公称資本金 100万円以上 500万円未満	1	4	28	53	54	174	314
500万円以上1,000万円未満	—	—	7	7	13	31	58
1,000万円以上5,000万円未満	—	2	4	5	7	22	40
5,000万円以上	—	—	—	—	1	5	6
小 計 (A)	1	6	39	65	75	232	418
100万円未満 (B)	45	55	57	56	92	112	417
増資銀行数 ((A)+(B))	46	61	96	121	167	344	835

『明治大正財政史』(第16巻)

銀行合同の進展

欧州大戦中および戦後における銀行の大規模化は、主として単独増資によって

実現されていった。中小銀行の合併吸収による資本金増加の事例は、単独増資に比べれば極めて少数であった。

大正初期の銀行合同が大正後期ほどに進展しなかったのは、大戦中の好況期において銀行合同の機運が熟さなかったからである。当時は政府の政策も、もっぱら小規模銀行の出現を阻むことに重点がおかれていた。明治44年10月以降、人口10万人以上の都市における新設銀行の最低資本金を100万円以上と定めて、新設の基準を厳しくしたことは、すでに述べたとおりである。大正7年5月、大蔵省はこの基準をさらに強化して、新設銀行の最低資本金を200万円に引き上げ、銀行の設立認可に対する制限を一層厳重にした。銀行規模の拡大は、単独増資ではなく銀行合同によって行うことを奨励しようとしたわけである。政府は、大戦終結後も銀行合同政策を積極的に進めていった。9年8月には、銀行条例を改正して商法の会社合併に関する除外規定を設け、銀行の合同機運を助長した。

以上のような経緯もあって、貯蓄銀行業務兼営銀行を含む全国の普通銀行数は、2年末の1,616行から8年末には1,344行となり、この間に272行の減少をみた。また1行当たりの平均公称資本金は、2年末の36万円から8年末の80万円に増加した。

ところで、大蔵省編纂の『明治大正財政史』は、大正前期の銀行合同の特徴として次の諸点を挙げている。

- (1) 合同は銀行の規模および業務の拡張を基調としたこと。
- (2) 比較的大銀行間の合同が進展したこと。
- (3) 政府の合同方針が強化され、地方長官らの勧奨またはあっせんのもとに行われたこと。

表序-3-14 全国普通銀行数の推移

(明治44年末銀行数1,615)

年 別	消 減			増 加		年 末 現在数
	廃業	転業	合併	新設	転業	
大正元年	5	7	6	18	6	1,621
2	18	6	2	21	—	1,616
3	15	18	3	13	2	1,595
4	4	155	2	4	4	1,442
5	10	14	7	10	6	1,427
6	19	10	16	15	1	1,398
7	15	3	21	16	3	1,378
8	20	15	31	29	3	1,344
合 計	106	228	88	126	25	

『銀行局金融年報』

第4節 慢性的不況の浸透

1. 反動恐慌から関東大震災へ

大戦後の反動恐慌

大正7年11月の欧州大戦の終結により、大戦中に活況を呈していたわが国の産業界は、一時的な恐慌状態となった。株式・綿糸相場は暴落し、銅、鉄、染料などの暴落も8年春頃まで続いた。しかし、8年4月頃から政府による景気刺激策が奏効し、わが国経済は再び未曾有の好景気に移っていった。

物価の騰貴と企業熱の勃興を反映して、商品・株式市場では思惑需要と投機熱が高まり、各地の取引所は連日盛況を極めた。しかし、一方では参戦国の疲弊による購買力の減退とアメリカの景気後退によって、わが国の海外市場は縮小し、貿易は輸入超過となった。そのうえ、国内では企業資金や投機資金など資金需要の急増による金融のひっ迫で、好景気の基盤はしだいに崩れつつあった。

表序-4-1 株価指数と物価指数

年 月	平均株価指数	東京物価指数
大正 9. 1	250.84	317
2	246.85	330
3	225.41	338
4	165.68	316
5	149.18	286
6	113.11	261
7	126.37	252
8	127.92	247
9	120.76	242
10	113.35	237
11	120.93	233
12	119.55	216

果たして大正9年3月、大戦景気の

反動が到来した。同月15日、金融のひっ迫によって金詰まりに追い込まれた投機筋が、手持株式の投売りに回ったため、東京・大阪の株式市場で株価が大暴落、これに端を発して各地の株式市場も大混乱におちいった。『東京株式取引所五十年史』によると、当日の東京株式市場の混乱ぶりは、「急霰の如き投物に相場奔落して疾風枯葉を捲くが如く」であったという。また4月14日には一般取引も衰退して商品相場も暴

大正3年7月=100

『日本金融史資料明治大正編』（第22巻）から作成

落を演じ、大阪三品取引所は18日まで立会が停止された。その暴落状況は、日本銀行の調査によると、平均株価指数(大正3年7月=100)は、9年1月の250から同年6月には113へと半分以下に下落し、東京卸売物価指数(同前)も317から261へと低下するほどに著しいものがあつた。このような反動は金融界をも襲い、各地の銀行に取付が発生した。9年4~7月までに取付に遭つた銀行は、4月7日の大阪の増田ビルブローカー銀行をはじめとして、栃木・神奈川・静岡・富山・京都・徳島・広島など各府県の中小銀行169行に及び、このうち休業を余儀なくされた銀行は21行を数えた。

このような情勢に対し、各方面から救済要望の声があがつた。日本銀行は、当面、ひっ迫している金融を緩和させることが急務であるとして、朝鮮、台湾、横浜正金などの特殊銀行に対してはコールマネー返済資金と為替資金、取付をうけた銀行で立ち直りの見込みのある銀行に対しては支払準備資金、一時窮境におちいつた銀行に対しては救済資金の融資を実行した。さらに、株式市場をはじめ生糸、綿糸、砂糖、羊毛など主要商品の関係業者に対しても、取引市中銀行を通じて特別融資を行った。政府もまた、預金部資金をもって工業金融ひっ迫の救済にあてることとし、日本興業銀行経由で産業界へ4億円に近い資金を放出した。

これら一連の救済措置により、9年夏頃には経済界の混乱は沈静に向かう一方、アメリカの市況の回復もあつて、翌10年7月以降いわゆる「中間景気」が現出した。しかし、この中間景気は、結局は大戦による好況で蓄積された資本の食いつぶし、あるいは綿糸、期米などの特定商品や株式に対する思惑的な投機がもたらした結果に過ぎなかつた。商品・株式市場の盛況は、本格的な景気回復の動きとはまったく無縁のものであつたのである。

また、この中間景気は、金融緩和にともなう市中銀行の積極果敢な融資によって助長されたものでもあつた。10年7月の『日本銀行調査月報』は、「遊資消化難の結果、貸出焦慮の傾向を生じ、漸次放漫なる貸出を為すに至り、一部には株式其他定期取引に多額の貸出を敢行し、殊に低利なるコール資金を株式商品市場の投機に供し、以て思惑取引を助長せしめた」と報じている。

中間景気は、銀行資金の証券への流出と貸出の固定化を招いて再び金融を圧迫

するようになり、やがて消滅するに至った。特に11年2月に起こった石井定七事件は、中間景気の消滅に決定的な役割を演じた。投機界の有力仕手であった大阪の材木商石井定七は、これまで株式、三品などの定期市場でしばしば大思惑を試みて注目されていたが、10年9月以来の米穀投機により多額の資金を滞らせてしまったうえに、11年2月に株の買占めで失敗し、ついに資金繰りに窮して行き詰まったのである。大なり小なり石井と関係していた銀行は、彼の機関銀行で、同年3月に破綻した高知商業銀行のほか、阪神地区の住友、山口、鴻池など三十数行にもものほり、その融資額は総額で2,800万円に達していた。

この事件を契機に、多くの銀行の放漫な貸付が明らかになるにつれて、銀行の貸出態度は一転して警戒的となった。このため、金融は急激に引き締められ、経済界の動揺を一段と強めていった。

また、11年10月に京都の日本商工銀行が臨時休業を発表したのに端を発した銀行の取付は、京阪地方だけでなく、11月には九州、中国、北陸、関東にも波及した。年末までに銀行の取付は数十行に及び、そのうち16行が臨時休業を行ったが、日本銀行の特別融資と有力銀行の協調により、金融界の動揺は年内にはほとんど終息した。

銀行破綻の原因

大正9年のいわゆる反動恐慌は、まず産業界を襲い、金融機関はその余波をうけたものであったが、11年末の金融界の動揺は、これとはやや趣を異にしていた。その原因となったのは中小銀行の放漫経営で、これが破綻につながって銀行に対する預金者の信用を失わせ、さらに同業者に累を及ぼしたものであった。

当時の銀行破綻の原因として、日本銀行調査局の『世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史』では、次のような銀行経営上の欠陥を指摘している。

- (1) 銀行重役が他の事業に直接の関係を有し、または自ら投機を行い、銀行をこれら重役の事業または投機の金融機関とすること。
- (2) 貸出金が放漫に流れ、一個人、同一会社あるいは同一事業への情実貸出、不動産あるいは換金困難な担保物への貸出、信用貸などが多いこと。

- (3) 重役の責任観念が非常に薄く、また監査役の監査も有名無実であること。
- (4) 地方銀行には、土地の資産家が副業的に銀行を経営するものが多く、重役がほとんど実際に行務をみないこと。
- (5) 銀行業者と取引先との関係が密接でなく実態の把握に欠けること。
- (6) 現金支払準備金の割合が少ないこと。

関東大震災と不況

大正12年9月1日、突如として発生した関東大震災は、9年の反動恐慌から完全に脱出し切れていなかったわが国の経済に致命的な打撃を与えた。この大震災は未曾有の災禍で、大地震に続く大火災により、東京の大半は根こそぎ破壊焼失して言語に絶する一大惨事となった。東京市内の金融機関は、本店121、支店222が焼失、金融機能はほとんど麻痺してしまった。

当時の首相加藤友三郎が震災直前の8月24日に死去したことにより、震災時は内田康哉外相が臨時首相に就任していた。内田臨時内閣は、9月2日、震災地域の治安を保つため戒厳令を布告すると同時に、非常徴発令を公布、また臨時震災事務局を設置して被災者の救護に当たった。

同日夜、後継内閣として山本権兵衛内閣が成立し、日本銀行総裁井上準之助が大蔵大臣に就任した。山本内閣は、治安維持令、暴利取締令、支払延期令、臨時物資供給令など、災害復旧に必要な勅令を矢つぎ早に公布して人心の安定と物資の円滑な供給に努めた。

一方、井上新蔵相は、被災地の銀行、企業を救済するため、金融政策の面で次のような非常緊急措置をとった。

まず、9月7日、緊急勅令をもって「支払延期令」を公布、即日施行した。これは、震災日の9月1日以前に発生し、同日から9月30日までに支払うべき私法上の金銭債務で、震災地を支払地とするものは、30日間支払いを延期するというものである。しかし、これは緊急事態に直面しての臨時的な非常措置であったため、9月末日で撤廃された。

ついで、この支払延期令に代わるものとして、9月27日に勅令のかたちで「震

「災手形割引損失補償令」が公布・施行された。これは、震災によって生じた経済界の混乱を収束するため、震災前に銀行が割引いた手形のうち、震災のために決済できなくなったものは、日本銀行が再割引して銀行に救済融資を行い、それによって日本銀行が損失を被った場合は、政府が1億円を限度として補償することを定めたものである。

ここにいう震災手形とは、このようにして日本銀行が再割引した手形のことで、13年3月末までに再割引された手形は、政府の予想を上回って4億3,081万円にものぼり、また救済融資をうけた銀行は96行にも達した。震災手形の決済期限は当初14年9月末であったが、この手形には、震災前からの不良貸付、放漫経営による不良手形も含まれていたため、決済はなかなかはかどらなかった。結局、決済最終期限は昭和2年9月末に延長されることになったが、昭和元年末にはなお2億680万円の未決済の震災手形が残ることになったのである。

以上のような金融面の応急措置により、経済上の大混乱は一応平静に戻ったが、震災による打撃から完全に立ち直ることは容易でなかった。製品価格の下落、為替相場の動揺などから事業会社の収益は減少した。しかし、好景気の再来を夢みて業績を糊塗し、高率の配当を続ける会社が多く、事業の根本的な立て直しをはからぬまま、資産内容の悪化から破綻に至る企業もやがて現れるようになった。

銀行もまた、資金需要の減退、金利の低下によって収益が減少した。加えて貸出金の回収困難なものも多く発生して業績はしだいに悪化していった。

2. 愛媛県経済の動揺

金融界の動揺

愛媛県においても、大正9年の反動恐慌の影響は大きく、一部の銀行に取付の発生をみるなど、県内金融界の動揺は免れえないものがあつた。すなわち、9年4月の増田ビルブローカー銀行破綻の影響をうけて、第二十九銀行宇和島支店が取付に遭つた。これは第二十九銀行が増田ビルブローカー銀行の株式を保有し、頭取菊池清平がその監査役に就任するなど両行が深いかかわりを持っていたため

である。また反動恐慌の影響で、第二十九銀行の矢野莊三郎取締役の経営する矢野鋳業株式会社も業績不振におちいり、これが（旧）大洲銀行にも飛び火することになった。（旧）大洲銀行は矢野鋳業に30余万円の貸出があり、これが滞って経営を揺るがすことになったのである。

これら一連の出来事は、10年から12年にかけて南予地方の銀行整理を一段と促進させるきっかけともなった。

その後も県内の金融界は引き続き不安のうちに推移し、11年1月に（旧）大洲銀行、同年夏に第二十九銀行本店、12年1月に今治商業銀行菊間支店が軽度の取付に遭い、13年には朝屋銀行が休業した。さらに15年7月には、帝国實業貯蓄銀行の今治・西条・角野の各支店に取付があった。

米価、繭価の暴落

大正8年に暴騰した米価、繭価は、翌9年の反動恐慌で下落に転じた。

まず8年に石当たり56円75銭の高値を示した米価は、9年3月15日の株価の暴落にはじまった反動恐慌により4月頃から下がりはじめ、6月7日には33円60銭に暴落し、松山米穀取引所はついに立会停止となった。下落傾向はその後も続き、10年1月には30円台を割り29円42銭となった。

米価の下落は農村に深刻な打撃を与えた。小作農家はもちろんのこと自作農家

表序-4-2 愛媛県の主要農産物価格

年次	玄米（石当たり）		大 麦 （石当たり）	繭 （貫当たり）
	上	下		
大正 7	円 銭 44.62	円 銭 40.87	円 銭 15.50	円 銭 —
8	56.75	55.12	19.25	—
9	—	—	—	—
10	41.50	38.50	12.30	—
11	31.00	26.00	9.00	12.58
12	37.50	34.50	9.50	12.68
13	43.00	40.00	14.50	7.54
14	39.50	35.00	12.00	11.59
15	38.50	35.00	10.00	9.88

『愛媛県統計書』『愛媛県の蚕糸業』

(注) 各年とも12月の価格

でさえ、米価が生産費を下回って赤字続きとなった。このような不況に対処して、9年11月、県農会は米価調節建議案を政府に提出、翌12月には米の投売り防止、政府による米の買上げ促進、朝鮮・台湾米の移入制限などをスローガンに、越智・温泉・新居・喜多などの各郡で農民大会が開かれた。温泉郡石井村（現・松山市）では約800人の農民が結集、「米の投売り防止期間中に金融してくれない銀行には農民全員が結束して預金全部を引き出す」などの大会決議を申し合わせた。

12年9月には、関東大震災の影響による一般物価の騰貴にともなって米価も一時回復したが、その後も多少の上下を繰り返しつつ下落し、昭和に入ってから世界恐慌に巻き込まれてさらに下落した。

表序-4-3 愛媛県の繭生産額

年 度	数 量	価 額
大正 7	134 ^{千石}	11,911 ^{千円}
8	157	17,713
9	152	10,431
10	154	11,688
11	1,610 ^{千貫}	16,931
12	1,761	17,846
13	2,001	15,436
14	2,450	24,208
15	2,455	19,830

「愛媛県統計書」

次に繭価であるが、愛媛県は西日本一の養蚕県であり、繭価の動向は愛媛県の農村経済を左右する重要な関心事であった。大正8年の繭の生産は、前年比で数量において2万3,000石、価額では5割近い600万円の増加となった。しかし、翌9年には、繭価は大暴落し、数量がほとんど変わらないにもかかわらず価額で700万円の大暴落となり、米価の暴落と合わせて農村の不況はどん底におちいった。その後、生産

高は年々増加したにもかかわらず価額はやや横ばいに推移し、12年と14年にわずかに回復したものの、やがて下落の一途をたどった。

製糸業の窮状

大正9年は全国の製糸業界にとって明るい見通しのなかで明けた。100斤当たり3,280円で越年した糸価は、新年早々から暴騰を続け、1月末には4,350円という空前の高値を示した。しかし、この繁栄は見せかけのもので長続きはしなかった。3月に起こった反動恐慌で糸価は、4月はじめには3,000円を割り、5月はじめには2,000円を割り込むほどの暴落となった。5月24日、横浜の生糸問屋茂木合名会社が破産するに及んで事態は最悪の極に達し、7月には糸価はさらに

1,100 円に下落した。このように製糸業界は、欧州大戦による空前の蚕糸ブームの絶頂期から一転して奈落の底に落ち込んだ。それだけにその深刻さは大正3年の時に数倍するものとなった。

愛媛県の製糸業界は、生糸相場の暴落により、9年4月下旬に西宇和機業組合をはじめ各地で工賃の値下げを実施、一斉休業を行った。生糸相場の暴落は、繭価暴落の引き金となって養蚕農家を窮地に追い込み、金融のひっ迫は、養蚕製糸資金にも悪影響を与えて製糸業者、養蚕農家、金融機関を三すくみの状態におとし入れた。これを打開するため、製糸業者・金融機関・農会の三者は、11年、シンジケートを組織して日本銀行から救済融資をうけ、窮状の切抜けをはかった。

11年当時、県下の製糸業の繭消費高は年間約30万石であったが、繭生産高は春・夏・秋合わせて約15万石に過ぎなかった。その数年前までは高知・大分・宮崎・福岡各県の繭を移入していたが、これらの県にも片倉製糸、山十組、郡是製糸などの分工場が設立されるようになり、逆に愛媛県産繭で移出されるものも現れ、県内製糸業者は原料繭の不足を告げるようになった。このため、生糸相場は下落したものの繭相場がこれにともなわず、原料高と製品安に金融のひっ迫が加わって、製糸業者は13年の3月25日から4月3日までの10日間、県下一斉に休業を実施した。その損失は約10万円にのぼり、約1万人の女工が失業した。

県下に製糸経営が存続したのは、農家との結びつきが強かったことが挙げられる。県下の桑畑は、大正9年の8,754町歩から昭和4年の1万5,137町歩へと倍

表序-4-4 生糸価格の推移

年 中	暦年平均価格(百斤当たり)
	円 銭
大正 8	2,005.41
9	2,119.90 (最高 4,350円)
10	1,425.00
11	1,792.50
12	2,127.50
13	1,855.83
14	1,960.83
15	1,595.00

『明治大正国勢総覧』

(注) 横浜生糸取引所、機械太上一番の価格

表序-4-5 愛媛県の生糸生産額

年 度	数 量	価 額
	千斤	千円
大正 8	151	24,310
9	147	15,067
10	161	16,571
11	160	19,839
12	170	21,893
13	191	23,063
14	214	26,128
15	231	23,126

『愛媛県統計書』

増の勢いをみせている。昭和4年のピーク時には、県下の畑地の3分の1が桑畑であったという。養蚕戸数も大正9年の3万9,000戸から昭和4年の5万7,000戸へと増え続けた。県下の製糸業者が窮状にあえぎながらも廃業するものがなく、生産高を年々増やし続けた背景には、この養蚕農家の下支えがあったことは明らかである。

伊予絨の不況

値段が安い大衆品ということで、広く関東・中部・東北地方の農民の野良着として珍重された伊予絨は、大正初期から全国市場で最大のシェアを占め、大正8年には一躍230万反という生産量を誇った。しかし、9年には反動恐慌で一挙に160万反に減少した。製品の売行きは悪化し、京阪地方の間屋筋からの返品も多く、滞貨は9年4月末には約40万反にものぼった。価格は欧州大戦後の盛況時に反当たり6円50～60銭にまで高騰したが、9年2～3月には株式・商品市況の暴落に際して半額に下落した。商品市況の変動は織り賃の変動をもたらし、8年に反当たり平均1円50銭であった織り賃は、9年の不況時には80銭に急落した。絨機業者は9年5月15日から同年末まで一斉休業を実行して滞貨の一掃に努めるとともに、有力者はシンジケートを組織して日本銀行から救済融資をうけ、危機の打開をはかった。その結果、滞貨も同年秋には解消され、翌10年には景気も回復した。この間、日本銀行からの救済融資は少額かつ短期間に終わった。

その間、9年4月18日には、伊予絨の大手松山染織株式会社が工場を閉鎖し、

表序-4-6 伊予絨価格の推移

年次	価格	年次	価格
	円 銭		円 銭
明治 36	1.11	大正 6	2.45
	1.38	7	3.52
大正 元	1.32	8	5.98
	1.33	9	4.03
	1.24	10	4.48
	1.10	11	3.30
	1.87	12	3.17

『日本金融史資料明治大正編』（第23巻）

(注) 反当たり各年平均価格

全職工 115 人を全員解雇した。しかし 7 月 1 日には、愛媛県農工銀行から 9 万円の融資をうけ、人員を 3 分の 1 に縮小して再開している。

緋機業者が景気の回復で一息ついたのも束の間、10 年 9 月頃から再び不振におちいり、11～12 年には不況のどん底にあえいだ。それというのも大正末期に、緋の着物が洋服に変わったからである。小・中学校では緋から小倉の制服へ、女学校もセーラー服へと変わった時期で、農村地帯においても野良着、普段着が緋木綿からしだいに離れつつあったことも大きく影響した。しかも 12 年の関東大震災で、東京の倉庫に保管中の織元手持品が焼失し、同時に東京・大阪地方の間屋 60 軒が倒産して大打撃をうけた。間屋から織元への支払い停止は、結局は直接生産者である織子にしわ寄せされた。

その後、震災地の需要増により、12 年の緋生産量は 270 万反に戻った。しかし緋相場は 13 年 2～3 月をピークに低落し、同年 6 月には夏物の消費不振から反当たり 2 円 60 銭となった。織り賃も 13 年 2 月の小柄 1 円 20 銭、大中柄平均 90 銭から 3 回の引下げをみて、同年 6 月には小柄 70 銭、大中柄は 50 銭になった。その後も相場は値下がり傾向が続き、大正 8 年の生産量 233 万反、価額 1,392 万円に対し、昭和 2 年には生産量 255 万反、価額 618 万円と、生産量は若干増加しながらも価額は半分以下となって、大正末期における伊予緋の慢性的不況を物語った。

伊予緋の生産量が、間欠的な休業や操短を繰り返しながらも平均 220 万反以上の線を維持できたのは、製造工程で改良が進められたことによる。伊予緋は伝統的に手機で織られてきたが、大正 13 年以降、足踏式の織機が導入されるようになった。手機は 1 反織るのに最も優秀な織子で丸 1 日を要し、普通の織子で 2 日を要した。これに対し足踏式織機は、普通の織子で 1 日 2 反を織ることができたから、能率は 4 倍となったわけである。

今治綿織物業の不況

今治地方の綿織物業は輸出物を主として先約方法で取引し、大正 8 年冬以来、業況もすこぶる活発であった。9 年の反動恐慌に際しても、ひたすら契約品の製

織を急ぎ、連日深夜業を続けたが、やがて中小工場が同年5月以降休業したのに続いて、大工場も6月以降操業停止状態となった。金融ひっ迫の結果、業界は、原料綿糸代金に現金払いを強要される一方、輸出商筋には約定品の引取りを拒むものが続出して代金回収は意のままにならず、このため資金面で窮状におちいった。

9年7月、機業家は救済資金借入れのため上京、日本銀行に陳情した結果、今治の市中銀行がシンジケートを組織すれば、相当の融資を行ってもよいとの確約を得たので、直ちに今治商業・五十二・松山商業の各銀行はシンジケートを組織した。

日本銀行の救済融資の確約と市況回復の見込みにより、9年9月以降、製織をはじめものも出たが、10年に入っても不況は深刻の度を増すばかりであった。今治織物同業組合は、同年12月、工賃引下げと操短のための実状調査を実施して、日給1割値下げ、タオル織り賃1ダースにつき1～2銭値下げなどの工賃引下げを行ったが、操短はタオル業者の反対で実現しなかった。11年に入っても、タオル、足袋裏地のほかはまったく売れず、しかも計画的な操短が行われないうちに、多くの在庫をかかえて不景気のどん底にあえいだ。賃金引下げ、大量解雇と並行して、綿ネル、大正布から別珍（本ビロード）への品種転換も進んだ。

そのやさきの11年10月、綿布の大暴落が起こり、綿織物業は9年春と同様の大打撃を被った。力織機6,000台が4,000台に減少し、中小工場は休業して労働者1,000人が失業した。その後、14年には輸出の増大により一時活況を呈したが、翌15年に入って3度目の不況に見舞われた。

再三の不況にもかかわらず、今治綿業の灯を守り続けることができたのは、業界の協調体制が堅固であったためといえる。今治地方の綿織物業者の組織化の歴史は古く、明治27年の織布同盟会に遡ることができる。大正初期には、伊予綿練同業組合と伊予綿布同業組合とがあり、前者は広幅織物、後者は小幅織物というように分けられていた。ところが欧州大戦頃からタオル製織が盛んになり、また広幅と小幅の両方を製織する業者も増え、大正9年、二つの組合を合併して今治織物同業組合を結成した。当初の組合員は153人、綿布・綿ネル・タオルの綿織

物製造業者 121 人、精練・漂白・染色・捺染・起毛などの整理加工業者 15 人、問屋など販売業者 16 人から構成されていた。時あたかも長期不況の時期に当たり、本組合は、操短による業界の協調、労働問題における業界の結束に強い指導力を発揮した。

3. 銀行の整備合同

銀行の整備合同と支店の新設制限

大正9年から昭和2年までの間は、反動恐慌、関東大震災、金融恐慌と、金融界にとっては正に受難の時代となった。この間、銀行合同は急速に進展し、普通銀行の消滅数は736行にも達した。そのうち過半数の485行は合併によるものであった。一方、大正11年1月に施行された貯蓄銀行法による貯蓄銀行業務の兼営禁止で、549行の貯蓄銀行が普通銀行に転換したため、これに新設の126行を加えた675行の普通銀行が設立をみたことになり、差引き61行の減少となった。

もっとも普通銀行の合併は、大正7年から特に際だった動きを示していた。これは、7年5月に、勝田主計蔵相が地方長官会議において銀行合同の奨励を言明したことが多分に影響しているものである。

政府は、反動恐慌の混乱期の9年8月、銀行合同を促進するため銀行条例を改正して合同の手続を簡便にするとともに、10年11月の第21回関西銀行大会で

年 末	預 金		貸 出 金	
	普通銀行	地方銀行	普通銀行	地方銀行
大正 8	5,744	4,309	5,666	4,420
9	5,826	4,258	5,902	4,669
10	6,444	4,868	6,242	4,972
11	7,801	6,286	7,848	6,631
12	7,805	5,826	8,059	6,445
13	8,093	6,088	8,289	6,729
14	8,726	6,624	8,842	7,217
昭和 元	9,178	6,948	9,219	7,434

『金融事項参考書』昭和12年調

も、高橋是清蔵相が銀行の「地方的合同」を勧奨した。その後、11年10月に京都の日本商工銀行、11月には同じく京都の日本積善銀行がそれぞれ休業し、これに端を発して全国各地で弱小銀行が破綻したのをうけて、大蔵省は、12年2月、(1)特別の事情なき限り、今後絶対に新銀行の設立を許可せざること、(2)支店新設の如きも、本店の内容が充実し且つ止むを得ざる事情ある場合のほかはこれ亦認可せざること、(3)銀行の合併を極力懲遷することなどを内容とする厳しい「銀行取締方針」を打ち出し、これにもとづいて銀行だけでなく支店の新設にも厳重な制限を加えた。さらにこの方針を徹底させるため、大蔵省は13年7月26日、各地の地方長官に対して通達を発し、「同一地方の銀行を相互に合同させる」というわが国独特の地方的合同方針を表明した。

続いて2日後の7月28日に大蔵省は、銀行支店濫設取締りの声明を発表、次のような厳しい支店設置基準を示した。

- (1) 資本金50万円未満の銀行に対しては、いずれの地にも支店設置を認めない。
- (2) 資本金50万円以上200万円未満の銀行に対しては、人口10万人以上の地または経済関係の希薄な地もしくは直接取引が希少な地での支店設置は認めない。
- (3) 資本金200万円以上の銀行の支店設置についても、乱設の弊におちいらぬよう一層厳重に取り扱う。

表序-4-8 普通銀行数の推移

年 中	減 少				増 加			増 減 (△)	年 末 銀 行 数
	廃業・解散・破産	貯蓄銀行へ転換	合併	計	新 設	貯蓄銀行より転換	計		
大正 9	11	17	32	60	38	4	42	△ 18	1,326
10	15	2	31	48	25	28	53	5	1,331
11	17	—	42	59	12	515	527	468	1,799
12	16	—	85	101	2	1	3	△ 98	1,701
13	32	—	49	81	8	1	9	△ 72	1,629
14	37	—	69	106	14	—	14	△ 92	1,537
昭和 元	46	—	87	133	16	—	16	△ 117	1,420
2	58	—	90	148	11	—	11	△ 137	1,283
大正9～ 昭和2年	232	19	485	736	126	549	675	△ 61	

大蔵省「銀行局年報」

(注) 大正11年における貯蓄銀行515行の普通銀行転換は、同年1月の貯蓄銀行法施行にともなうもの

したがって、地方の中小銀行は支店設置によって単独で経営規模を拡大する道が閉ざされ、合同への道を選ばなければならなくなった。また、これが必然的に一県一行主義の形をとることになるのであるが、同時にこれまでみられた大銀行の地方進出または有力銀行の地方銀行吸収も、原則として行われなかった。

愛媛県の銀行合同

大正9年の反動恐慌は、地方の産業や銀行に大きな打撃を与えた。愛媛県でも銀行のうけた衝撃は大きく、これを契機として県内各地で銀行合同が進んだ。9年3月、五十二銀行が八幡濱銀行を吸収合併して南予地方への進出を実現、翌10年9月には八幡濱商業銀行が佐海銀行を合併した。また12月には「伊豫貯蓄銀行」が誕生した。伊豫貯蓄銀行の創立については次のような経緯がある。

貯蓄銀行の根拠法は、明治26年7月施行の「貯蓄銀行条例」であった。しかし、この条例には預金者保護のため貯金払戻し担保として供託する金額や資金の運用に厳重な制限が設けられていたために、施行後約2年間に設立された貯蓄銀行は30行を数えるに過ぎなかった。28年3月、これらの制限を緩和するため条例が改正されてからは、全国各地で貯蓄銀行の設立が相つぎ、また普通銀行の兼営も激増して、大正8年末には657行の多きに達した。しかし、このなかには普通銀行を親銀行としてその資金吸収機関となるものが多く、預け金が預金の30%にもの

表序-4-9 愛媛県内の本店銀行数

年 末	普通銀行	貯蓄銀行	特殊銀行
大正 9	39	2	1
10	38	1	1
11	37	1	1
12	34	1	1
13	33	1	1
14	33	1	1
昭和 元	32	1	1
2	32	1	1

(注) 昭和2年末の貯蓄銀行は伊豫相互貯蓄銀行、特殊銀行は愛媛県農工銀行

ぼる状況となっていた。このため資金の吸収や運用面に多くの弊害を生じ、このことが大衆の貯蓄心を少なからず阻害していたのである。この結果は、9年の反動恐慌時に多くの貯蓄銀行の破綻となって現れるに至った。そこで政府は、貯蓄銀行の健全化をはかるため、10年4月に「貯蓄銀行法」を公布して貯蓄銀行業務を限定するとともに

資金運用方法にも制限を加え、貯蓄銀行が特定の普通銀行の資金吸収機関となるのを排除することにしたのである。

当時、県内には松山貯蓄銀行と愛媛貯蓄銀行があり、さらに普通銀行で貯蓄銀行業務を兼営するものが11行（今治商業・伊豫周桑・松山商業・伊豫農業・喜多・内子・大洲商業・（旧）大洲・宇和商业・八幡濱商業・第二十九）あった。10年4月の貯蓄銀行法の公布を機に、県内13行の貯蓄銀行業務を集中統合することとなり、同年12月、資本金100万円の伊豫貯蓄銀行の創立となったのである。

ついで11年3月には、伊豫農業銀行が松山商業銀行を吸収合併して「愛媛銀行」と改称し、7月には宇和島銀行が宇和島共栄銀行を買収した。さらに8月、（旧）大洲銀行が大洲商業銀行を吸収合併して長年にわたる両行間の増資競争に終止符を打った。

12年1月には卯之町銀行が大分県の大野成業銀行を買収した。また、五十二銀行が2月に伊豫勝山銀行を買収、ついで11月に伊豫周桑銀行を吸収合併、さらに13年8月には朝屋銀行を買収して支店網を拡充した。15年12月には喜多銀行と（旧）大洲銀行が新立合併して「大洲銀行」となった。

なお前述の伊豫貯蓄銀行は、15年1月から共存共栄の精神にのっとり、毎期の純益金を株主と預金者に分配する相互主義を採用し、同年3月、行名を「伊豫相互貯蓄銀行」と改めた。

愛媛県の預金利子協定

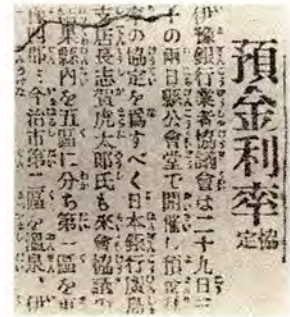
大正7年12月、東京において最初の預金利子協定が成立した。当時は銀行預金金利は各行の自由裁量にゆだねられ、地域的な協定は行われていなかった。

愛媛県でも9年の反動恐慌後、各行とも早急な経営改善の必要から、預金利子協定の成立を望むようになっていた。10年3月、第33回伊豫銀行同盟会総会とあわせて、県内の全銀行を網羅する愛媛県銀行大会を松山市で開催し、「預金利率協定規約」を協議した。その結果、伊豫銀行同盟会とは別に愛媛県組合銀行会を組織し、その下に県内を5区に分けて各区ごとに利率を協定し、同年5月1日から実施することを決議した。なお、翌11年4月、愛媛県組合銀行会は伊豫銀行同盟

会に吸収され、預金利子協定は伊豫銀行同盟会の事業として引き継がれた。

県下の預金利子協定は、実施後約1年間は互いに励行されたが、貸出金の固定化、信用組合の発達などから預金獲得競争が激化し、12～13年にかけてしだいに励行されなくなり、各区とも金利がつけ上げられるに至った。当時、各銀行はいずれも経営不振に苦しんでいたため、その弊害を十分認めてはいたが、潜在している競争意識がそれを妨害したのである。

政府は、13年12月、全国地方長官、日本銀行および各地の銀行集会所または手形交換所あてに、預金利子協定の厳守について通達を發した。これと同時に、銀行経営改善のため減配、減資および合併を勧奨する旨の通達も發した。県下においては、14年に入って不況が深刻となるにつれて預金利率の引下げが必要となり、第1区、第3区で引下げを実施したが、第2区では実施を延期し、第4区、



預金利子協定を報じる新聞
(海南新聞 大10.4.1)

表序-4-10 愛媛県組合銀行協定預金金利 (大正10年5月)

区	科目	定期預金	当座預金	特別 当座預金	通知預金	別段預金
第1区		分厘 6.8	錢厘 1.0	錢厘 1.2	錢厘 1.5	錢厘 1.5
第2区	甲種銀行	6.8	1.1	1.3	1.5	—
	乙種銀行	7.3	1.1	1.3	1.5	—
	丙種銀行	7.7	1.2	1.4	1.6	—
第3区		7.5	1.3	1.4	1.5	—
第4区		7.5	1.2	1.4	1.5	1.4
第5区		7.5	1.1	1.3	1.3	—

『伊豫銀行同盟会資料』

- (注) 1. 第1区 宇摩郡・新居郡・周桑郡・越智郡・今治市
 第2区 温泉郡・伊予郡(中山町・広田村・下灘村を除く) 上浮穴郡(小田町村を除く)・松山市
 第3区 喜多郡・上浮穴郡のうち小田町村・伊予郡のうち中山町・広田村・下灘村
 第4区 東宇和郡・西宇和郡
 第5区 南宇和郡・北宇和郡・宇和島市
 第2区における銀行種別 甲種銀行 五十二・農工・伊豫貯蓄・藝備支・四国支
 乙種銀行 仲田・三津浜・久万・今治商業支
 丙種銀行 (旧)伊豫
2. 定期預金は年利(1年定期)、他は日歩

第5区では時期尚早として見送った。しかし、15年になると全県下での引下げが実現した。配当率の引下げについても、14年上期から大多数の銀行が実施に踏み切り、0.5～1.0%の減配を実施した。

第5節 金融恐慌と銀行法

1. 吹き荒れた金融恐慌

金融恐慌の勃発

昭和2年に勃発した「金融恐慌」は、わが国金融史上における一大事件であった。

わが国の経済界は、欧州大戦の戦中・戦後を通じての好況で飛躍的な発展を遂げたが、その後、大正9年の反動恐慌と12年の関東大震災に直面して大きな打撃をうけ、破綻ないし不振におちいる不良企業が少なからず出現した。日本銀行調査局の『関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界』によれば、大正末期から昭和初期にかけてのわが国の経済界は、「基礎ハ極メテ危ク何等カノ事変ニ遭遇セバ財界全般ニワタリ瓦壊ヲ生ズベキ状態トナリ全ク薄氷ノ上ヲ走ルノ観アリタリ」という実情であったのである。このような財界を早期に立て直すことがわが国経済の最大課題であり、そのためには財界の^{がん}瘤となっている2億680万円に及ぶ未決済の震災手形を一刻も早く整理する必要があった。

そこで政府は、未決済震災手形の最終処理を目的として、昭和2年1月、「震災手形損失補償公債法案」と「震災手形善後処理法案」を議会に提出した。この2法の要点は、未決済震災手形2億680万円のうち支払い不能となったものについて、(1)大正12年9月施行の「震災手形割引損失補償令」にもとづき、1億円を限度として政府が日本銀行に対して公債でもって補償する、(2)残余の手形については所持銀行（日銀から震災手形の割引をうけている銀行）が手形債務者との間に10年以内の年賦償還契約を交わした場合、政府は銀行に公債を貸し付け、銀行はこれを資金化して震災手形の整理を行うというものであった。ところが、両法案の審議中に震災手形の所持銀行名や金額が漏れたため、緩慢ながら預金の取付が行われるようになった。

このような状況にあった2年3月14日の衆議院予算委員会で、片岡直温^{なおほる}大蔵大臣が「本日正午頃渡辺銀行が破綻」と失言したのに端を発して、翌15日に東京渡辺銀行およびそれと同系のあかぢ貯蓄銀行が取付に遭って休業した。ついで19日に中井、22日には左右田^{そうだ}、八十四、中沢、村井という京浜地方の有力銀行が破綻し、その他の地方でも22日に埼玉県^{くさき}の久喜銀行、京都府^{やましる}の山城銀行が休業した。これに対し同日に日本銀行の非常貸出が行われ、また翌23日には前記2法案が貴族院を通過したため、人心は安定して銀行の取付も一応収まり、恐慌はいったん下火となった。

未決済震災手形の最大所持銀行は台湾銀行であった。その保有高は昭和元年末で1億4万円に達しており、その大部分は放漫経営のうわさの高い神戸市の新興財閥鈴木商店関係のものであった。また、台湾銀行は鈴木商店に対して同行の貸

	震災手形 総額	未 決 済 高		
		大正13年 11月末	大正14年 11月末	昭和元年末
総額 (96行) (A)	430,816	275,677	233,359	206,800
うち台湾銀行 (B)	115,225	104,271	101,276	100,035
(B)/(A) %	26.7	37.8	43.4	48.4

付総額7億2,000万円の46%に当たる3億3,271万円を融資しており、そのうち3億387万円が固定貸となっている状態で、同社の経営危機は台湾銀行への信用不安となることは必至であった。

『日本金融史資料明治大正編』(第22巻)より作成

(注) 未決済高には、当時の日銀割引残高だけでなく、当初いったん日銀で融通し、その後各銀行手持分となっているものも含む。

	大正 13年末	14年末	昭和 元年末	2年 4月16日
貸出総額 (A)	786,326	714,983	719,985	720,756
うち鈴木商店関係貸出 (B)	275,901	297,911	332,710	352,285
うち鈴木商店関係固定貸 (C)	250,000	273,165	303,867	322,456
(B)/(A) %	35.1	41.7	46.2	48.9
(C)/(B) %	90.6	91.7	91.3	91.5

『日本金融史資料昭和編』(第24巻)

台湾銀行は、3月26日(土曜日)夕刻、大蔵省の指令により鈴木商店に対して28日以降の新規貸出の停止を通告した。糧道を断たれた鈴木商店は、やむなく4月5日に内外の新規取引の中止を発表するに至った。同月8日、同商店が大株主であった神戸の第六十五銀行が取付に遭って、関西の財界に動揺をもたらした。

政府は、4月13日に、台湾銀行の窮境を救うため緊急勅令によって日本銀行の特別融資を行わせようとしたが、枢密院本会議は4月17日、この緊急勅令案を憲法違反として否決した。このため若槻礼次郎内閣は総辞職するところとなり、財界の形勢は急転直下の勢いで悪化していった。ここに至って台湾銀行の救済は絶望的となり、18日に同行の内地支店は休業を発表、同日、国債シンジケート銀行として信用を保ってきた大阪の近江銀行も休業となった。その影響は他の銀行にも波及し、19日に滋賀の蒲生銀行、大阪の泉陽銀行、広島^{あしな}の蘆品銀行、20日には岡山^{がもう}の西江原銀行、さらに21日には、当時わが国8大銀行の一つで華族銀行として信望を集めていた東京の十五銀行が休業に追い込まれた。こうして銀行に対する信用は失墜し、以降、取付は全国各地に広がり金融界は大混乱におちいった。

恐慌の終息

昭和2年4月20日に新しく発足した田中義一内閣^{ぎいち}は、この恐慌に対処するため二つの緊急措置をとることとした。その一つは支払延期令(モラトリアム)の公布であり、もう一つは政府系銀行である台湾銀行の救済であった。また全国の銀行



銀行休業を報じる新聞(昭2.4.22)

はこのような混乱を鎮静するため、4月22日(金)、23日(土)の2日間を臨時休業することを決定した。政府は22日に、緊急勅令により21日間の支払延期令を公布、即日実施した。ただしこの延期令では、銀行預金については給料・労銀の支払いのための払出しと1日500円以下

の払出しが認められてはいたが、長期にわたる金銭債務の支払い延期は、金融史上、戦時あるいは変災時以外ほとんど例をみないもので、国民に与える不安は関東大震災の比ではなかった。

愛媛県の伊豫銀行同盟会加盟の各銀行も4月22、23の両日一斉に休業した。休業明けからの預金の支払いは、松山市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡では支払延期令どおり実施し、その他の地区では100～200円の支払い制限をすることでこの場を切り抜けた。

日本銀行は4月21日から約20億円に及ぶ非常貸出を行った。巨額の紙幣の印刷が間に合わず、片面印刷の俗に“裏白”^{うらじろ}といわれた急造200円紙幣を発行したのはこの時のことである。この支払延期令の公布と日銀の救済が効を奏して、25日の月曜日には各地とも平静を取り戻した。

5月4日に開かれた臨時議会で、政府は「日本銀行特別融通及び損失補償法案」と「台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律案」を提出、この法案は8日（日曜日）に成立、翌9日に公布・施行された。前者は日本銀行が普通銀行に対して支払準備金の特別融資を行う一方、政府は5億円を限度に日銀の損失を補償するというものであり、後者は政府の補償により日銀が台湾銀行に2億円を融資するというものであった。この2法の成立によって、9日、台湾銀行が営業を再開、財界、金融界にも安心感が広がって、5月13日の支払延期期限は無事平穩のうちに明けた。ここに政・財界を一挙に巻き込んだ金融恐慌もようやく終息した。

この金融恐慌は、片岡蔵相の失言が直接の引き金になったものであるが、その原因はもっと根深いところにあった。その点について日本銀行調査局の前掲書には次のように叙述されている。

今回ノ銀行破綻ノ原因ハ各銀行ニヨリテ夫々多少ノ相違アルベシト雖、之ヲ概括シテ見ルトキハ何レモ歐洲戦争好況時代ニ各種事業ニ手ヲ拵ゲ放漫ナル貸出ヲ為シタル結果、休戦二次グニ大正九年ノ財界反動ノ打撃ヲ受ケ、尋イデ大正十二年ノ震災ニ遭遇シ資金ノ大部分ヲ固定スルニ至リ、爾後一般財界ノ不況ノ為メ漸次苦境ニ陥リタルモノナリ

恐慌の影響

昭和2年3月15日から4月25日までの間に休業した銀行は、全国で32行にのぼった。大正9年の反動恐慌における21行、大正11年末の銀行動揺時における11行、大正12年9月の関東大震災後同年末までの5行と比べると、休業銀行が多にばかりでなく、そのなかには台湾銀行、十五銀行などの特殊銀行や大銀行も含まれていた。

金融恐慌の直接的な影響は、まず預金者が銀行を信用の度合いによって厳しく選別するという形で現れた。休業銀行はじめ信用の薄い銀行では預金が引き出され、これが都市銀行、地方有力銀行、郵便局などに預け替えられた。昭和2年に地方銀行全体で失った預金は約10億円と見込まれ、そのうち5億600万円が7大銀行（三井、三菱、安田、住友、第一、三十四、山口）に、残りが郵便局と信託会社に流れたと推定されている。これは明らかに預金の銀行への集中であり、地域的には東京、大阪への資金の偏在を意味するものであった。このため地方銀行は資金の枯渇に悩む一方、中央の大銀行は遊資の運用に腐心することとなった。

愛媛県の預金の変動をみると、県内に本店を持つ銀行の預金は、昭和元年末に1億937万円であったのが、恐慌が発生した2年年末には1億646万円となり、291万円の減少となった。一方、この間、住友銀行新居浜支店をはじめ県外に本店を持つ銀行の支店では、547万円から804万円と257万円増加し、県内の郵便貯金

表序-5-3 昭和2年の金融恐慌による預貯金の移動 (単位:百万円)

区 分		昭和 元年末	昭和 2年末	増 減 (△)	自然増 加仮定	恐慌による 増減 (△)
全国普通銀行	7大銀行	2,769	3,435	666	160	506
	昭和2年中休業せる銀行の預金	822	592	△ 230		△ 230
	その他の銀行預金(中小銀行)	5,587	5,000	△ 587	240	△ 827
	小 計	9,178	9,027	△ 151	400	△ 551
郵便貯金	1,156	1,523	367	50	317	
信託会社の金銭信託	439	710	271	100	171	
小 計	1,595	2,233	638	150	488	

表序-5-4 松山郵便局貯金高の推移

年 月	貯 金 高
昭和2.1	42,426.60 円 銭
2	28,541.34
3	41,907.65
4	103,923.14
5	74,326.47
6	53,011.23
7	36,856.17

『日本金融史資料明治大正編』(第22巻)より作成

も、689万円から989万円と300万円増加した。松山郵便局の貯金高をみても、2年2月末には今治商業銀行の休業の影響で一時減少していたが、同年4月の全国的な動揺のピーク時には10万4,000円となり、2月末の2万8,000円と比べると急激な増加となっている。

金融恐慌の間接的な影響は、経営内容の悪化した不良弱小銀行を淘汰するとともに、恐慌を乗り切った銀行に対しても、その経営に反省を促すところとなった。これまで銀行破綻の最大原因であった機関銀行的なあり方も、恐慌の教訓と新しい銀行法の制定によってほとんど一掃された。また、地方銀行のなかには政党性によって対立しているところもあって、政争の犠牲で破綻を生じたものも少なかつたが、このような傾向は恐慌後かなり薄らいだ。また金融恐慌を通じ、休業銀行では役員の私財提供が当然の義務とされるようになったため、単なる名義上の役員は激減した。さらに預金および貸付に関する過当競争の弊害もようやく是正された。

表序-5-5 大正4年～昭和2年普通銀行数の推移 (大正3年末銀行数 1,595)

	増 加			減 少				差 引 増 減	昭和2年末 行 数
	新 設	貯蓄銀行 から転換	計	廃 業	貯蓄銀行 へ 転 換	合併・消滅	計		
大正4年 昭和2年	200	566	766	300	216	562	1,078	△ 312	1,283

『銀行局金融年報』より作成

(注) 1. 大正11年1月の「貯蓄銀行法」施行によって、大正11年における貯蓄銀行の普通銀行への転換は515行に達したが、これは貯蓄銀行業務兼営禁止に伴うものである。

2. 廃業は、解散・破産を含む。

2. 今治商業銀行の休業

今治商業銀行の業務沿革

昭和2年3月の金融恐慌の勃発に先立つ同年1月に、愛媛県下では今治商業銀行の休業がみられた。

同行は明治25年5月に創立され、当初は今治融通株式会社と称したが、翌26年

に今治銀行と改め、33年9月には(旧)今治商業銀行を吸収合併し、その1カ月後に今治商業銀行と改称した。設立当時の資本金は5万円であったが、業績の進展にともなって逐次増資し、29年3月に20万円、33年9月に40万円、40年3月に100万円、大正11年3月には250万円となった。同行は、県内有力銀行の一つに数えられ、役員には今治地方の一流の資産家、有力者が名を連ねていた。その営業範囲は東予地方一円にわたり、支店は11店であった。本拠地の今治市では、綿ネルその他綿織物業者の金融を一手に引き受けていたため、これら業界の消長が同行の業績に如実に反映されていた。

欧州大戦による好況を背景に綿織物業が活況を呈した大正7～8年には、同行の業績は急速な進展をみせたが、9年以降の反動恐慌により綿織物業界の大勢が不振を続けたため、同行の業績も伸び悩んだ。その後、不況が深刻化するにつれて同行の貸出金の回収ははかどらず、さらに新規の滞り貸も増加して、業績は年を追って悪化していった。そのうえ、役員に対する固定貸が多額にのぼっていたことから、放漫経営の風評が世上に流れて一般の信用がしだいに薄らぎ、預金は流出する傾向にあった。貸出金は漸増傾向をたどりながらますます固定化し、常に手一杯の借入金によって資金繰りを行わなければならない状態となっていた。

取付と臨時休業の発表

今治商業銀行の経営内容が悪化していくなかで、大正15年秋の綿糸の暴落は、綿織物業に対する貸出金の回収を一層困難にした。さらに同行役員の綿糸思惑の失敗と同人に対する多額の貸付がうわさにのぼるようになり、緩慢ながら預金の引出しが続いていた。

昭和2年早々、香川県の琴平銀行の休業、帝国實業貯蓄銀行(本店・東京)角野支店長の横領事件などがあり、銀行への不信が取りざたされる事態が続いた。このような時に、新居浜小学校の一教員による軽率な発言が流言となり、これが引き金となって、同年1月14日、今治商業銀行の新居浜・角野両支店に取付が起ると、たちまち本支店に波及して事態は急迫した。同行は直ちに五十二銀行、大野銀行などに要請して資金の応援をうけ、これに旧暦の年末資金として手元に

あったものをあわせて取付に対処した結果、同月18日にはひとまず火の手を収めることに成功した。

この取付で約45万円の預金が引き出された。その後も引き続き軽微な取付に遭う一方、旧暦の年末資金の手当も必要となった。役員は各方面に応急資金の調達に奔走し、仲田銀行から20万円、伊豫相互貯蓄銀行から80万円を借り出したが、これだけでは必要資金を満たすに足りなかった。しかも同行は、すでに大阪の藤本ビルブローカー銀行と広島ของ藝備銀行から手一杯の融資をうけていて、今となつては緊急避難のための担保品にも事欠き、これ以上に融資を仰ぐ方法がなかった。1月20日、最後の手段として藝備銀行に対し、役員の不動産を担保に50万円の借入を申し込んだが拒絶された。また五十二銀行、愛媛県農工銀行にも同様の借入を試みたが失敗に終わり、加えて日本銀行広島支店への借入依頼も成功せず、ついに万策尽きたのである。

香坂昌康愛媛県知事は、同行の閉店が県下に及ぼす影響を憂慮し、地方財界の首脳を招いて救援をあっせんするとともに伊豫銀行同盟会の援助をも促した。しかし、同盟会では、「同行の行き詰まりの原因が、単なる流言によるものではなく平素の放漫経営によるものであるから、これを機に根本的な整理を断行する必要がある、この際一時的に資金援助をしても何ら効果がない」とする意見が多数であった。現に各行の実情をみても、旧暦の年末を控えて忙しく、特に取付以来、預金者の動揺に対し自衛にきゅうきゅうとしており、到底他行の面倒をみるほどの余裕はなかったのである。事ここにきて共同救済の方途は絶望的となり、つい



今治商業銀行休業を報じる海南新聞（昭2・1.25）

に1月24日、今治商業銀行は帳簿整理を名目として3週間の臨時休業を発表するに至った。

取付の程度をみると、昭和元年末の預金総額1,368万円は休業後の2年1月末には1,265万円と、約100万円の減少となっており、しかも、その大部分は

1月14日から23日までの10日間に引き出されたものであった。

臨時休業の影響

今治商業銀行の臨時休業によって直接の影響をうけたのは多数の預金者であった。また貸出先のなかでも特に打撃の大きかったのは、今治地方随一の重要産業としてその盛衰が同地方に大きく影響を及ぼす綿織物機業であった。今治市を中心に散在する機織工場^{はたおり}は120、これに従事する職工は6,000人を数えていたのである。彼らの大部分は、これまで全面的に同行の融資に依存していた関係で、この休業によって一時金融の道を断たれ、なかには経営難におちいるものも現れた。

同行の休業の影響をうけて、愛媛県下の銀行に対する預金者の信頼は極度に揺らぎ、五十二銀行、愛媛銀行、西條銀行などは激しい取付に遭った。県内の銀行は、五十二銀行を除けば預金支払準備が薄かったことから情勢は憂慮された。なかでも西条地方の情勢が最も険悪で、西條銀行ではほとんど閉店同様となり、その他の地方においても基盤の薄弱な小銀行の成行きが危惧された。

このような事情に対処して、香坂愛媛県知事は、「地方財界安定に関する声明書」を発し、これを「チラシ」にして今治・松山・西条方面に配布した。一方、今治商業銀行の役員は、連名で私財の提供により預金者に迷惑をかけない旨の次のような「誓約書」(原文のまま)を発表した。

本行は、業務整理の爲め臨時休業を為したりと雖も速かに復興策を講じて世間に対する不便を尠からしむべし。

而うして万一予期に反し復興し得ざる場合ありとするも、預金者に対しては厘毛の迷惑を及ぼさざるものとす。即ち本行資産を以て万一預金払戻に不足を生ずるが如き場合に於ては、取締役一同連帯の責任を以て私財を銀行に提供し補償するものとす。

取締役の私財を以てするも尚不足を来す場合に於ては、監査役一同に於ても徳義上相当の責任を負ふべし。

茲に本県知事に対し相違無きことを誓ふ。

昭和2年1月25日

また、今治商工会は緊急役員会を開いて対策を協議した。一応の成案を得て、市当局、関係者および諸団体の長を招いて直ちに連合協議会を設け、一致団結して今治商業銀行の復興に邁進することを決定した。前後6回にわたる休業延期声明書を出したのは、この協議会の決定にもとづいたもので、こまごまと延期理由を説明して人心の安定をはかり側面から援助した。ところでこのような時に、今治市出身で在京の馬越文太郎が、50円以下の預金者に対して無償立替え払いをすることを申し出たことがある。協議会はこの篤志を快諾、時あたかも旧暦の年末で切迫した金融事情であったため、この少額預金だけでも救済される面が多く、人心の動揺を防ぐのに大いに役立ったという。

県内の各銀行は、情勢が容易でないともて、手元資金の充実に努めて預金の引出しに備えた。県内の銀行に対する日本銀行の貸出残高は、今治商業銀行休業前の51万円から、1月27日には一挙に最高の537万3,000円に膨張した。また当時、県内の銀行が藤本ビルブローカー銀行へ放出していた総額800万円にのぼるコールの大部分は急きょ引き揚げられた。一時危機状態にあった西條銀行は、五十二銀行の援助と大口預金者の了解による支払猶予によってようやく難局を切り抜け、その他の小銀行も辛うじてその場をしのぐことができた。險悪であった情勢も漸次緩和した結果、県下の金融界では今治商業銀行だけの破綻にとどまり、事態は1月末にはほとんど静穏に帰した。

取付が終息したあとは、表向きは概して平穏な状態が続いたが、今治商業銀行の休業がしこりとなってなおも預金者の不安の念はぬぐえず、小銀行の預金は郵便局、五十二銀行などに移っていった。取付の最も激しかった西條銀行、愛媛銀行などは、その預金の帰来が少なく業容の回復は容易でなかった。

破綻の原因

今治商業銀行の破綻の原因は大きくわけて二つあった。その一つは外部事情で、大正9年の反動恐慌以来、主要取引先である綿織物機業の苦境が同行の業績に大きく影響したことであり、もう一つは内部事情で、同行の業態の欠陥と貸付の放漫にあった。特に貸付の放漫が禍根を一層深いものとした。

〔業態の欠陥〕

まず業態の欠陥についてみると、同行は資金面、利益面ともにその内容が悪化していた。

資金の調達面では、預金総額は大正15年上期までは漸増傾向をたどり、一見して業容の伸展を示したかにみえるが、これを預金種類別にみると、同行は預金の増加を定期預金だけに依存する傾向が特に強く、定期預金は每期累増して昭和元年末には預金総額の70%にも達していた。そのうえに支払利息は概して高率で、年7%を最低とし、大口に対しては8%以上のものが多く、なかには9%をつけるものさえあった。その原因は、巨額の固定貸で資金の回転が円滑に行われなかったために、無理を承知で高利の預金を吸収せざるをえない点にあったと考えられる。

表序-5-6 定期預金の総預金に対する割合 (単位:千円)

	大正13上	13 下	14 上	14 下	15 上	大正15 昭和元 下
定期預金	7,018	7,669	8,369	9,102	10,149	10,007
総預金	12,067	12,552	13,134	13,805	14,708	13,684
割合%	58	61	63	66	69	73

『日本金融史資料昭和編』(第24巻)

資金の運用面についてみると、貸出金の総額は大正15年上期まで每期著しく膨張してきた。種類別では、手形貸付の増加が目立ち、これと反対に割引手形が漸次減少していた。このような傾向は資産の健全性から決して好ましいものとはいえなかった。担保別では、無担保貸出が最も多く、その額は大正12年下期から昭和元年下期までの7期平均で、貸出総額の過半数を占めるほどであった。また貸出金は常に預金を上回り、その超過額は大正12年下期以降260~400万円にのぼっていた。このオーバー・ローンに対する資金手当は自己資本だけでは不十分で、他行からの借入金にも頼る必要が生じ、固定貸の累増による貸出金の膨張とともに每期借入金の増加をみた。

営業利益は大正14年を除き減少傾向が続いた。これは貸出金の増加にともなう借入金も増え、これへの利払いが漸増したことによるものであり、また預金の吸収が定期預金に偏った結果、預金利息の支払いが増えて調達資金の原価を高め

表序-5-7

主要勘定の推移

(単位：千円)

	大正13上	13 下	14 上	14 下	15 上	大正15下 昭和元
預 金	12,067	12,552	13,134	13,805	14,708	13,684
貸 出 金	15,040	15,379	16,687	16,025	18,873	17,573
借 入 金	697	364	1,144	842	1,685	1,612
純 益 金	223	220	221	222	219	197
配当率(年)	10%	10%	9.5%	9.5%	10%	10%

『日本金融史資料昭和編』(第24巻)

たことも働いている。利益処分についても、伊豫銀行同盟会の決議にもとづいて配当率をこれまでの10%から、大正14年上・下期には9.5%に減配したが、その後損益状況が悪化したにもかかわらず10%に復配するなど、その方針に堅実さを欠いていた。

〔貸付の放漫〕

同行の経営のなかで最も弊害の大きかったものは貸付の放漫で、資産状態不良の根源もこれに発するものと考えられ、これが同行破綻の最大の原因となった。

貸付業務の取扱いは全般的に規律を欠いていた。日常業務のすべてが使用人である支配人、副支配人の独断専行に任せられ、監督が十分に行われていなかったのである。このようなことは、銀行業務ではつとめて排除すべきものであるが、これを慣行としたため、ついに取返しのつかない弊害を残す結果となった。その弊害の主なものには次のものがあった。

- (1) 期日を経過した貸付金や利息の未収をそのまま放置したものが多。
- (2) 役員との間の取引について商法の規定する監査役の承認をうけていないものがある。
- (3) 割引手形のなかには融通手形が多数見受けられる。
- (4) 貸付の大部分が少数の大口貸出先に集中しているうえに固定化している。
- (5) 役員ならびに行員に対する貸付が放漫で総貸出金の30%も占めている。

このように貸付の放漫がしだいに同行を経営の危機におとし入れていった。日本銀行が金融恐慌時に特別融資をするに当たって行った調査によると、総貸出金

のうち回収の容易なものはわずか30%に過ぎず、残りの70%はすべて固定貸とみなされ、そのうちすでに回収不能となっていたものは資本金の約半額に達していた。

	綿機業者向け貸出金		その他の一般貸出金	
	金額	合計に対する割合	金額	合計に対する割合
1. 回収容易なるもの	818,225 ^円	15.8 [%]	4,454,575 ^円	36.6 [%]
2. 回収懸念なきも 年月を要するもの	3,242,323		7,128,914	
3. 訴訟または繁雑な手 続費用を要するもの	190,110		210,754	
4. 回収不能のもの (2+3+4)	898,837 (4,331,270)	84.2	344,210 (7,683,878)	64.4
合計	5,149,496	100.0	12,138,454	100.0

『日本金融史資料昭和編』(第24巻)

整理の経緯

休業した今治商業銀行は、まず善後処置として整理再建問題に取りかかり、昭和2年2月初めから役員の大半が上京して財界有力者の援助を懇請した。一方、県知事、県選出代議士その他地方有力者も、地方財界安定のため整理の促進について種々のあつせんを試みた。しかし、累増した病弊を一挙に除去することができず、欠損も巨額にのぼることから、当初はほとんど整理の見当すらつかなかった。

加えて2年3月から4月にかけて、全国各地に銀行の休業が続出して金融界は空前の混乱となったため、今治商業銀行の整理問題も進展をみなかった。この間、地元では預金者、取引先をはじめ商工組合、地方公共団体などが一体となって同行の整理促進、営業再開について督励を続けたが、局面打開の機運をとらえることができなかった。このため、同行はやむなく休業延期を繰り返すことになるわけであるが、次に掲げるのは、同行が、この間の内部事情を釈明して株主の了解を請うた挨拶状の文面(原文のまま)である。

肅啓 春暖相催し候折柄益々御清適に被為涉大慶の至りに奉存候

陳者弊行休業も予想以上に長引き御迷惑の廉も愈々痛切に相成候御事と恐縮の至りに存じ鋭意努力罷在候

幸に地方有志各位を始め在京有力者御一同も一層の御後援を賜はり旁々復興に關する内外の状勢は次第に良好に相向ひ居り申候 殊に大蔵省に於ては当行内容に關し漸次御信頼を厚くせられ又主として斡旋の任に当り居られ候 某有力者は一面に於て愈々固き御尽力の決意を屢々言明せられ他の一面に於て同氏の懷抱せられつつある復興案は其の内容益々明確と相成居候に付今や開店の計画樹立に垂んとする状勢に罹在候

然るに好事魔多く頭取は去月下旬より肺炎の大患に犯され且つ上記御世話役は約二週間遠方に御旅行不在の事情に有之其為終に期間内に開店致す事を得不申候段真に汗顔の至りに不堪恐懼の外無御座候

右の次第にて尚五週間休業延期仕候間何卒御諒察被成下度候 就ては誠に申兼候へ共大局の利害より御觀察の上一入御寛容の御趣旨を以て今後の推移を御看取被成下度尚此上とも御配慮御後援の程奉切願候

右御報告旁々御依頼迄如斯御座候

敬白

昭和二年四月廿日

2年5月、金融恐慌の応急措置として「日本銀行特別融通及び損失補償法」が公布された。これによって休業中の銀行であっても、将来整理再建の見込みあるものに対して、日本銀行から不動産その他を担保として預金支払準備資金を融資する道が開かれるようになり、今治商業銀行もその恩恵に浴することとなった。同行は直ちに大蔵省、日本銀行に了解を求めて救援を要請した。日本銀行は、この要請を受け入れて整理案の立案を引き受けることになり、同年6月はじめから資産・負債の内容調査に着手した。整理案の基礎としてまず最初に確定すべきものは同行の欠損総額であったが、その大部分は貸出金の欠損であった。融資が放漫であったために事情が複雑で、回収見込みの鑑別に難渋し、また担保の評価に

も手間取ったが、6月29日現在でようやく資産・負債の査定が確定した。それによると、純欠損額は384万円で自己資本の額385万円に相当するものであった。

表序-5-9

清算貸借対照表

(昭和2年6月29日現在)

資 産	帳簿価額	査定価額	査定損(△)益	資本・負債	帳簿価額
諸貸付金	15,014,206	10,891,922	△ 4,122,284	資本金	2,500,000
預け金	456,665	456,665	0	諸積立金	1,336,650
所有有価証券	1,008,406	1,125,653	117,247	前期繰越金	19,013
貸付有価証券	139,500	67,500	△ 72,000	諸預金	11,127,636
所有土地建物	353,954	612,972	259,018	コールマネー	1,405,451
他店貸	126,525	104,382	△ 22,143	他店借	86,306
仮払金	56,265	56,265	0	借入有価証券	139,409
金銀	100,442	100,442	0	未払利子配当金	622,959
				仮受金	6,542
				本支店未達勘定	3,500
				雑勘定	8,497
合 計	17,255,963	13,415,801	△ 3,840,162	合 計	17,255,963

『日本金融史資料昭和編』(第24巻)

2年7月には、役員に対して約450万円の私財の提供を承諾させるとともに、開店に際して調達を要する支払準備額は約720万円と算定された整理案が完了した。これにもとづいて同行は、不動産ならびに工場財団抵当権付債権および有価証券を担保として、日本銀行から特別融資をうけることになった。8月15日、臨時株主総会において整理案の可決をみたので、翌16日、日本銀行広島支店から



日本銀行からの特別融資

520万9,000円の融資をうけた。これが日本銀行特別融通制度が開始されてから、わが国で最初に実行された特別融資であった。これに住友銀行からの預金の引出し70万円を加えた約600万円の資金を得て、営業再開の準備を完了した。

開店の状況

昭和2年8月18日に至り、今治商業銀行はようやく営業再開の運びとなり、厳重に警戒するなかで他行に類例のない無条件払戻しを開始した。1月24日に臨時休業を発表して以来、実に206日ぶりの開業である。

開店後の経過は順調であった。日本銀行の支援に安心感を持った預金者は、預金の払戻しに殺到することもなく、最初の数日間はやや目立った払戻しがあった程度で、その後はしだいに落ち着いてきた。預金の減少は予想外に少なく、営業を継続するについて当初抱いていた不安はほとんど解消された。

表序-5-10 開店から8月末日までの預・貸金の異動

	(単位：千円)		
	8月17日残高	8月31日残高	減少高
預金	10,786	8,226	2,560
貸金	14,262	11,811	2,450

年初以来、全国に銀行の休業が相ついでいたなかで、今治商業銀行の整理が他の休業銀行よりも早期にしかも順調に運んだのは、日本銀行の援助と多大の私財提供による

「日本金融史資料昭和編」(第24巻)

役員の犠牲に負うところが大きかった。

当時、南支店大井出張所で取付と休業を体験した眞木高重(元伊豫銀行取締役)は、生前、その時の模様について、「休業から開店までの200日間、店舗内にろう城^{ぼりぞうごん}していて得意先から罵詈雑言を浴びた時の苦悩は、思い出してもこれほど情ないことはなかった。また一日千秋の思いで『来る何日迄休業延期』の張り紙を繰り返す心境は、到底筆舌に尽くしがたいものがあつた」と述懐している。

2年8月末には、整理案にもとづく欠損金の消却および補填が実行され、休業前から持ち越されていたコール・マネーも9月3日までに完済された。

欠損金消却の実施状況は次のとおりであった。

欠損総額4,216,427円に対する補填繰入実行額	
資本減少(半額減資)	1,250,000円
積立金 { 前期繰越金19,013円は整理実行に際し決算の結果消滅 }	1,336,650
所有不動産および有価証券評価益	393,018
{ 原案との差16,753円は前期繰越金消滅を補足するため所有不動産の評価を引き上げたことによる }	

役員私財提供	1,234,499
所有有価証券償還および売却	<u>2,260</u>
合 計	4,216,427

さらに9月6日、臨時株主総会において役員の改選を行い、ここに今治商業銀行は面目を一新して再出発することとなった。

補償法による特別融資の整理回収

日本銀行によるいわゆる補償法特別融資は、昭和3年5月8日をもって実行が終了し、以後、整理回収の段階に入った。当初の融資先114行のうち、実行終了日までに完済したのはわずか26行に過ぎず、残りの銀行の返済は、その後、世界的な経済不況期に遭遇したこともあって、予期に反してはかどらなかった。結局、回収不能額5,283万円余を残して日本銀行の回収作業が完了したのは、戦中・戦後の激しいインフレによって、通貨価値が大幅に減少していた27年5月であった。

今治商業銀行に対する特別融資金が完済されたのは、3行合併による伊豫合同銀行誕生後の16年12月1日であった。

3. 銀行法と地方的銀行合同

銀行法の公布

金融恐慌は、長い不況のもとにあえいでいた不健全な弱小銀行に徹底的な打撃を与え、必然的にこれらを淘汰していった。恐慌さなかの昭和2年3月30日に公布され、翌3年1月1日から施行された「銀行法」は、従来の銀行条例にとって代わるもので、これまでに機運として高まりをみせてきた銀行合同を急速に具体化させるものであった。同法の最大の眼目は、これまでの銀行制度を整備、改善することによって預金者保護の精神を貫くとともに、銀行経営健全化のため資本の充実強化をはかったことであり、具体的には新設・既存を問わず銀行の最低資本金を、東京、大阪に本店を有する銀行は200万円に、その他は100万円とする、いわゆる「最低資本金制度」を導入したことであった。

無資格銀行の整理

銀行法は、どの条項をみても大銀行より地方銀行に影響を及ぼすところ大であった。なかでも最低資本金制度は、資本金が最低基準に達しないいわゆる無資格銀行をおびただしく発生させた。銀行法が施行された昭和3年1月における無資格銀行数は617行に達し、普通銀行総数1,283行の48%にもものぼっていた。その後減資等により無資格銀行に格下げとなったものがあり、それらを合わせると結局631行となった。

銀行法によれば、無資格銀行の存続猶予期間を7年末までの5年間としていた。この間、最低資本金をクリアするためには、増資か合併かのいずれかによるほかなかったが、増資については政府は原則として単独増資を認めず、資本の増加は合併によることを半ば強制的に勧奨した。政府の狙いとするところは、この際、無資格銀行を整理するとともに、中小銀行を合併させて強力な地方銀行を出現させることであつたのである。このことは地方銀行の存在を根底から揺さぶるものであつた。

地方的銀行合同の進展

金融恐慌のもとに地方銀行の存立を困難に追い込んだ経済情勢は、銀行合同を急速に進展させることとなった。政府は、銀行法の公布から施行までの間の昭和2年8月と9月に、地方長官に対して銀行合同促進の通達を発するとともに、側面的に次のような方法で合同を強力に勧めていった。

- (1) 銀行合同は主として地方的に行う。
- (2) 各地に銀行検査官を派遣し、日本銀行支店、商業会議所その他の重要経済団体と協議のうえ合同の促進をはかる。
- (3) 合同に際して希望する向きには、合同条件を裁定する。
- (4) 必要と認める向きに対しては、積極的に大蔵省から勧告する。
- (5) 銀行局から各課長、検査官を全国に派遣して銀行合同を勧める。

また、3年以降は、銀行法にもとづいて弱小銀行の整理と銀行合同の促進をはかった。この結果、銀行法が施行された3年1月から5年間を経過した7年末に

かけて、有資格銀行、無資格銀行ともに合併・買収による減少数は527行にのぼり、これに廃業（解散・破産を含む）した293行を加えて、消滅数は820行に及んだ。この間の新設は75行にとどまったので、結局745行の減少となり、2年末に1,283行であった普通銀行は、7年末には538行となった。なお、無資格銀行631行のうち、その過半数の340行が、合併・買収による合同の道を選んで消滅した。

表序-5-11 昭和3年～昭和7年普通銀行数推移

	増加	消滅					増減	年末現在 行 数
	新設	廃業	合 同			合計		
			買収	合併	小計			
昭和3年	29	59	58	164	222	281	△ 252	1,031
4	14	54	35	75	110	164	△ 150	881
5	6	26	31	48	79	105	△ 99	782
6	9	52	27	29	56	108	△ 99	683
7	17	102	18	42	60	162	△ 145	538
計	75	293	169	358	527	820	△ 745	

『日本金融史資料昭和編』（第1・2巻）より作成
 (注) 廃業は解散・破産を含む。

表序-5-12 無資格銀行整理状況

	昭和3年	4年	5年	6年	7年	計	構成比
増資	5行	1行	—行	7行	37行	50行	7.9%
支店廃止	1	—	—	—	3	4	0.6
合同	132	73	45	45	45	340	53.9
解散	19	22	12	21	41(3)	115(3)	18.2
業務廃止	6	11	3	9	45	74	11.7
免許取消	16	5	1	5	3	30	4.8
破産確定	4	—	2	4	1	11	1.7
存立期間満了	3	2	—	—	1	6	1.0
行主死亡	—	—	1	—	—	1	0.2
計	186	114	64	91	176(3)	631(3)	100

小宮陽『所謂一県一行主義の原理』（全国地方銀行協会『会報』第2号）
 (注) かつこ内はうち猶予期間満了により法定解散となった銀行。

愛媛県の銀行合同

銀行法の施行により、愛媛県でも、普通銀行32行のうち半数の16行の無資格銀行が生じた。県内における銀行合同は、大蔵省、日本銀行、県当局の熱心なあっせんにもかかわらず容易にはかどらなかつた。そこで健全な発展を期して金融界を徹底的に整理するため、昭和3年に入り県当局の尽力のもとに、井上要、阿部光之助、大野^{てい}梯らが合同のあっせんに当たり、仲田^{かねとし}傳之助（包利）が中心となつて銀行合同計画を立てた。

当初は、東予、中予、南予に所在する西條銀行、伊豫三島銀行、愛媛銀行、大野銀行、今出銀行、三津濱銀行、仲田銀行、第二十九銀行、宇和島銀行の9行合併案が推進された。この合併案は、新立合併の方法によりまず新銀行を設立して、被合併銀行の資産・負債全部を継承しようとするものであつた。このうち、宇和島銀行は、この合併案を推進しようとする堀部頭取と、むしろ五十二銀行に合併を希望する他の役員との間で意見の一致をみなかつたために不参加を表明し、ここに当初の9行合併案は行き詰まりをみた。3年4月には愛媛銀行も正式に合同会議を脱退したため、足並みの乱れがみえはじめた。

そのうち仲田銀行も参加に難色を示しはじめたが、同行の不参加は合併の前途に大きな影響を与えることになるため、井上要らは極力勧誘に努めるとともに香坂知事の援助をも求めた。最終的には各銀行の首脳が東京に集合し、3年5月3日以降、大蔵省、日本銀行のあっせんのもとに協議を重ねたが、同月7日、西條銀行頭取の岡本栄吉が死去するという不幸が起こつたため、この7行合同計画はついに日の目をみることなく崩壊した。

合同計画に参加した各行のその後の経緯は次のとおりとなっている。まず今出銀行は、5年12月に休業、8年4月に破産宣告をうけ、第二十九銀行は、8年3月宇和島銀行を吸収してその後に豫州銀行となつた。大野銀行は6年12月に五十二銀行に買収され、仲田銀行は12年12月に五十二銀行と合併して、ともに松山五十二銀行となり、また三津濱銀行は、13年12月に松山五十二銀行に買収された。

一方、早ばやと9行合同計画から脱退した愛媛銀行と7行合同計画の当事者ともなつた西條銀行、伊豫三島銀行の3行は、いち早く時を同じくして3年12月に

広島県の本店銀行である藝備銀行（現・広島銀行）に吸収合併された。これら3行の合併前の業態ならびに合併事情は次のとおりである。

〔西條銀行〕

西條銀行の前身は、明治12年に設立された第百四十一国立銀行である。明治29年10月、国立銀行の営業満期による普通銀行への転換を機会に西條銀行と商号を変更し、大正2年11月には東豫銀行を吸収合併した。

昭和2年1月の今治商業銀行休業の余波をうけて、西條銀行も同年1月25、26日の2日間激しい取付に遭った。その後業績は急速に悪化、3年に入りまさに破綻寸前の状態におちいった。危機脱出のためには合併やむなしとするこのような情勢下で、7行合併の協議が行われているさなかの同年5月7日、かねて病氣療養中であった頭取岡本栄吉が死去した。かつては貴族院議員の要職にあり、地方の有力者として厚い信望をうけていた岡本頭取の死去は、この地方の人心に少なからぬ動揺を与えた。金融恐慌直後のこととて、地方の信用不安を危惧した同銀

表序-5-13

昭和2年末の愛媛県内普通銀行

(単位：千円)

	有 資 格 銀 行 (16 行)					無 資 格 銀 行 (16 行)				
	銀行名	公称 資本金	払込 資本金	預金	貸金	銀行名	公称 資本金	払込 資本金	預金	貸金
	(旧)伊豫	1,000	600	2,190	2,330	伊豫高山	150	150	107	255
	伊豫三島	1,000	625	1,827	2,202	伊豫長濱	500	500	492	1,019
	今治商業	1,250	1,250	9,122	13,320	伊豫野村	500	500	205	632
	今 出	1,500	900	3,203	3,874	伊 延	100	68	20	114
	西 條	2,500	1,720	1,972	5,038	穂 積	600	565	581	1,088
	大 洲	6,000	4,200	6,250	9,022	大 野	300	300	419	528
	第二十九	1,000	1,000	4,929	4,593	吉田商業	250	220	631	565
	卯之町	1,100	1,000	1,140	2,256	多 田	60	60	24	72
	宇和商業	1,200	1,050	1,244	2,087	仲 田	200	200	6,485	4,560
	宇和島	1,000	862	1,951	2,601	久 万	500	406	753	1,025
	内 子	1,200	1,200	1,694	2,539	五反田	100	100	267	401
	八幡濱商業	1,200	960	2,288	2,592	三 机	100	60	357	437
	五十二	7,125	5,458	28,891	25,739	御 荘	500	500	667	1,154
	愛 媛	5,000	3,600	11,019	13,566	新 谷	500	500	648	1,203
	三津濱	1,000	650	868	1,410	西 南	500	500	1,228	1,493
	實 業	1,000	325	782	860	西 漸 成	100	80	305	327

『日本金融史資料昭和編』(第1巻)

行の代表者は、直ちに日本銀行総裁井上準之助に救援方を懇請した。これと並行して進められていた7行合併の協議は、5月10日ついに不調に終わり振出しに戻ることになった。

西條銀行の代表者が再度総裁に援助方を陳情したところ、総裁から「このうえは他県の銀行と合併するほかない。内容がよく資金も潤沢で、愛媛県に進出を希望している藝備銀行と合併してはどうか」との勧奨があり、これが合併の決定的な契機となった。

〔愛媛銀行〕

愛媛銀行は、明治31年1月に開業した伊豫農業銀行が前身である。明治38年12月、松山市に本店をおく八束銀行を買収し、大正11年3月に、同じく松山市に本店のある松山商業銀行を吸収して商号を愛媛銀行と改称した。

店舗は東予と中予の全域にわたっていたが、昭和2年1月の今治商業銀行休業の影響は避け難く、今治地方の支店も激しい取付に遭い、この頃から業績の悪化がしだいに表面化していった。3年に入って、にわかには具体化しはじめた愛媛県内9銀行の合同計画案に当初は積極的な姿勢を示していたが、合併条件が折り合わずしだいに離反、同年4月に合同会議から脱退した。翌5月に、広島市在住の永井幸兵衛のあっせんをうけて藝備銀行との間で会談が行われ、愛媛銀行頭取村上半太郎をはじめとする両行首脳の間で、合併の基本事項について了解が成立した。

〔伊豫三島銀行〕

伊豫三島銀行の前身は、明治25年6月30日に宇摩郡三島村に設立された東豫物産株式会社である。27年2月、商事部門を分離して商号を伊豫三島銀行と変更した。3支店を持つだけの小銀行ではあったが、堅実経営をモットーに着実に発展を続け、昭和2年の今治商業銀行破綻の影響も最小限に食い止め、無事にこの難局を切り抜けることができた。しかし同年末の払込資本金は62万5,000円にとどまっており、最低資本金を規制する銀行法のもとでは、いずれかの銀行と合併せざ

るをえない状況におかれていた。

伊豫三島銀行が藝備銀行と合併することとなった直接の動機は、当時、愛媛県内の銀行合同が暗礁に乗り上げていたところに、西條銀行の場合と同様、日本銀行総裁から藝備銀行と合併するよう強い働きかけがあったことによるものである。

なお、愛媛県における昭和3年の銀行法施行以後7年までの銀行合同の状況と、7年末現在の本店銀行は次のとおりである。

表序-5-14 愛媛県における銀行合同と解散

年・月	消滅銀行	内容	残存銀行
昭和3.2	多田	吸収合併	卯之町
9	漸成	吸収合併	八幡濱商業
11	新谷	吸収合併	大洲
12	愛媛・西條・伊豫三島	吸収合併	藝備(広島県)
4.11	御荘・幡多(高知県)	新立合併	土予(高知県)
5.1	五反田	買収	八幡濱商業
1	西南・實業	吸収合併	第二十
2	伊延	解散	
3	伊豫高山	買収	八幡濱商業
3	吉田商業	買収	第二十
3	伊豫長濱	買収	大洲
5	三机	買収	八幡濱商業
6.12	大野	買収	五十
12	宇和商業・卯之町	新立合併	宇和卯之町
7.3	伊豫野村	吸収合併	穂積

表序-5-15 愛媛県本店銀行一覽

(昭和7年末)

	銀行名	愛媛県内		預金	貸出金
		支店	出張所		
普通銀行	五十	15	19	千円 26,744	千円 21,203
	(旧)伊	4	1	1,672	1,693
	今出	6	2	1,432	2,199
	今仲田	6	2	6,751	3,303
	今治商	11	10	7,996	11,071
	穂積	2	1	675	1,096

序章 創立前史

普通銀行	大	洲	15	7	5,623	5,545
	第		13	0	8,141	6,415
	二		6	1	2,540	3,671
	十		2	1	1,235	1,748
	九		3	0	889	1,496
	町		0	0	560	666
銀行	宇	和	6	3	2,870	3,510
	和	島	0	0	783	958
	子	萬	4	0	10,833	21,406
特殊銀行	久	業	5	0	11,523	3,815
	八	濱	0	0		
行	幡	商	16	47	90,267	89,795
三	津	濱				
合計	愛	媛	98	47	90,267	89,795
	伊	豫				
	相	互				
	貯	蓄				

(注) 以上のほか愛媛県内には県外本店銀行として次のものがあつた。

銀行名	支店	出張所	預金	貸出金
藝備	8	17	14,322千円	10,358千円
四国	3	1	4,358	1,535
住友	1	0	5,183	126
土豫	3	1	337	623
中国	0	1	不詳	不詳
高松百十四	0	1	不詳	不詳
不動貯金	1	不詳	2,530	881

4. 金解禁と経済界の動揺

金解禁の実施

金融恐慌が終息したあとも、わが国の経済は不況から脱出することができなかった。昭和3年から4年にかけての不況と金融緩和のなかで、再び台頭してきたのが金解禁問題である。

明治30年の貨幣法施行以来、国際金本位制に参加していたわが国が、金の輸出を禁止して金本位制を離脱したのは大正6年9月であった。これは、アメリカが欧州大戦に参戦してから5カ月後に発動した金の輸出禁止に直ちに対抗したものである。しかし、わが国をはじめ世界の主要国がとってきた金の輸出禁止は、大戦という非常事態に対処する一時的な措置と考えられていた。現にアメリカは、大戦が終結した翌年の8年6月に金の輸出禁止を解いた。アメリカに続いて13年にドイツ、14年にイギリス、昭和2年にイタリア、そして3年にはフランスと、欧米各国が大戦中に停止していた金本位制に続々と復帰した。にもかかわらずわ

が国だけが世界の大大勢に立ち遅れる形となったため、円に対する投機が激化して為替相場はますます動揺し、貿易をはじめとする経済活動に悪影響が出はじめた。このため金解禁を求める声は各方面で一段と高まってきた。

金解禁の目的は、(1)欧州大戦以来の企業に対する放漫かつ一時しのぎの救済策を改

表序-5-16 正貨高表 (単位：百万円)

年月末	総額	所有別		所在地別	
		政府	日本銀行	内地	海外
大正8年	2,045	1,051	994	702	1,343
9	2,178	887	1,291	1,116	1,062
10	2,080	791	1,289	1,225	855
11	1,830	667	1,163	1,215	615
12	1,653	526	1,127	1,208	445
13	1,501	424	1,077	1,175	326
14	1,413	343	1,070	1,155	258
昭和元年	1,357	283	1,074	1,127	230
2	1,273	192	1,081	1,087	186
3	1,199	155	1,084	1,085	114
4年3月	1,178	91	1,087	1,087	91

『日本金融史資料昭和編』(第20巻)

め、企業体質を強化して日本経済を国際経済に直結させる、(2)物価を国際水準に引き下げて国際競争力を強め輸出を増大させることにあった。

昭和2年に発足した田中内閣は、金解禁の不安から証券・商品市場が混乱するのをおそれて金解禁の断行を躊躇した。しかし、産業界、金融界の金解禁即時断行の要請は強く、3年10月に東京・大阪の手形交換所が行った金解禁即行の要望決議には、「金輸出禁止状態の下に於て永く為替騰落の悪影響を受くるよりはむしろ一時の苦痛を忍びても即時解禁せられんことを希望す」とある。4年7月の浜口おさち雄幸内閣の成立で、浜口首相は大蔵大臣に井上準之助を据え、直ちに財政の緊縮と財界の整理を含む金解禁を早期に実施する声明を発表、まず「借金なき予算」を企てて公債新規募集の打切りを断行し、国民に対しても徹底した消費節約運動を呼びかけた。この運動は官吏の減俸問題にまで及んだ。

特に官吏の減俸問題については、4年10月15日の閣議で、年俸1,200円以上の者に対し一斉に10%の減俸を実施することを決定したところ、その翌日に東京地方裁判所中堅検事二十余人によって反対運動が起こり、これが鉄道・拓務・逓信の各省に飛び火したうえ、さらに全国に波及する形勢となったため、政府は22日に、急きょこの減俸案を撤回したといういきさつがある。

このような展開を経て、政府は5年1月11日に、金輸出取締令を廃止する大蔵

省令により金解禁を断行した。ここにわが国は、大正9年以来停止されていた金本位制に、10年目にしてようやく復帰することになった。金解禁日には、新聞は挙げて「多年の暗雲ここに一扫され国力進展のとき来る」と書きたて、またこの



乙百円券

日を記念してはじめて聖徳太子像のある日本銀行兌換券（乙百円券）が発行された。

しかし、金解禁によって安定した為替相場のもとに輸出力を回復し、大正以来続いている慢性的な経済不況の打開をはかろうとした政府の意図は、やがて根底から覆ることになるのである。

世界恐慌へ発展

折しも昭和4年10月24日の木曜日（いわゆる「暗黒の木曜日」）に、ニューヨーク株価の大暴落にはじまったアメリカの恐慌は、翌5年にはヨーロッパからアジアにも波及して世界的な大恐慌に発展した。

5年1月に金解禁を実施して緊縮政策をとっていたわが国の経済は、この世界恐慌の影響で深刻な打撃を被った。貿易の伸長は頭打ちとなり、さらに円為替売却の投機に災いされて正貨の流出が続き、わが国の正貨準備は減少の一途をたどった。

一方、産業界も、輸出の減退と国内購買力の落ち込みによって、生産過剰と価格の低落に悩まされ、収益状況の悪化から減資・倒産する会社が続出、5年には

表序-5-17 金解禁下の財政 (単位:百万円)

	一般会計歳出	一般・特別両会計 歳出純計
昭和4年度	1,736	4,116
5	1,557	4,001
6	1,476	3,508

『日本金融史資料昭和編』(第20巻)

減資311社、倒産823社を数えた。不況の深刻化とともに、生産制限、共同販売、産業合理化が促進され、失業者や労働争議が激増して社会不安をつのらせた。

金解禁と、これに追い討ちをかけた

世界恐慌によって、わが国の経済は、5年から6年にかけて全面的な恐慌状態となり、ますます重大な難局に直面するに至るのである。

農村の疲弊

昭和4年のニューヨーク株式の大暴落にはじまった世界恐慌が、わが国の農村を直撃したのは翌5年に入ってからである。

米価、繭価などの農産物価格は、すでに大正末期から昭和2年の金融恐慌にかけて下落を続けていたが、この世界恐慌でアメリカ向けの生糸の輸出が衰退したため、5年4月頃から繭価が暴落して未曾有の安値となり、養蚕農家は非常な打撃を被った。さらに同年の稲作が大豊作であったことから米価も一段と急落、「豊作飢饉」と呼ばれる状態が現出した。翌6年には一転して北海道・東北地方が「凶作飢饉」に見舞われるなど、「農村恐慌」は本格的なものとなり、農家の窮乏はますます深刻化した。また、農村出身の女工、織子に対する賃金の引下げや不払いも続出し、農村の疲弊を一層加重するに至った。

農村の疲弊は、本県でももちろん例外ではなかった。大正末期から昭和初期にかけての本県の農業は、稲作と養蚕を兼ねた米蚕農業が全県の約44%を占めていたが、恐慌による米価と繭価の暴落は、特に養蚕農家に大きな打撃を与えた。ちなみに昭和5年の米価は大正15年の47%、昭和7年の繭価は同元年の28%という激落ぶりであった。

5年8月に久万町で開催された第29回農事大会では、(1)過重な農民負担の軽減、(2)農産物価格の安定、(3)農村金融の改善などを決議し、政府に対してその実

表序-5-18 三大農産物に関する全国農家収入（推定）

（単位：百万円）

	価 額				対前年 増 減
	米	麦	繭	計	
昭和4年度	1,584	271	655	2,510	—
5	1,117	203	304	1,625	△ 885
6	1,012	155	275	1,443	△ 181

『日本金融史資料昭和編』（第20巻）

表序-5-19 労働人員および労働賃金指数

（年平均）

	労働人員	定額賃金	実収賃金
昭和元年	100.0	100.0	100.0
4	91.1	98.6	103.9
5	82.0	96.2	98.7
6	74.4	91.3	90.7

『日本金融史資料昭和編』（第20編）より作成

現を要望する陳情書を提出している。

6年における県下の農家経済は、米麦作地帯を除いて地域、階層を問わず赤字となった。農産物価の暴落、農業収入の激減で、農家の負債額は7年には1戸当たり平均955円に達した。同年6月に県の農商課が実施した温泉郡某村の実態調査について、「この村の負債は現在平均1戸当たり623円に達しており、不況のため南米へ渡航したもの3家族、夜逃げしたもの7戸、児童の学用品を購入するため電灯を消したもの1戸、電灯の燭光を減じたもの全戸数の7割に及び、破産したもの34戸、芸妓娼妓に娘を売ったもの2戸……」と報告されている。

愛媛県の産業界

愛媛県の産業界も、金融恐慌とこれに続く世界恐慌のあおりをうけて、価格の低落や資金繰りの悪化により賃金の引下げや不払いを行う工場が続出し、工場閉鎖に追い込まれるものも少なくなかった。

〔製糸業〕

わが国の製糸業は、国内市場よりも海外市場、特にアメリカ市場に依存していたため、昭和4年10月にアメリカに端を発した世界恐慌により致命的ともいえる打撃を受けた。翌5年6月に糸価は記録的な暴落となり、これを契機に製糸業界は後退を続けた。

愛媛県の製糸業も、生産量がわずかに増加したのに対して生産額は急激に減少

表序-5-20 愛媛県製糸業の推移

年次	生産量	生産額	1貫当たり 平均単価
	千貫	千円	円
昭和元年	231	23,126	100
2	279	24,567	88
3	328	28,605	87
4	322	25,895	80
5	320	17,592	55
6	340	15,437	45
7	287	12,709	44

し、1貫当たりの平均単価は大正15年（昭和元年）の100円から昭和6年には45円と、半分以下に下落した。一斉休業による生産制限が繰り返されたが、糸価は好転せず、資金繰り難から賃金の不払いが続出し、6年には南予地方だけで30工場が倒産した。製糸業者の経営難とともに、すでに早くから政府、県当局が奨

励していた製糸業者の合同がここに至って具体化し、小規模の製糸工場は姿を消していった。

〔伊予絣〕

金融恐慌による農村の疲弊と捺染絣の攻勢により、伊予絣機業協成会では、昭和2年4月23日から1カ月間、伊予絣創始以来初の一斉休業を断行した。また、従来大口需要先であった農村の小学校が洋服を制服に採用しはじめたために、販売市場が急速に縮小し、生産量では久留米絣をしのいで全国のトップを占めていた伊予絣は、4年にはじまった世界恐慌を境に、生産額、生産量ともに低落していった。

〔綿織物業〕

今治地方の綿織物業界は、昭和2年の今治商業銀行の休業により業者の資金繰りが一層困難となり、賃金の支払いにも窮するようになった。なかでも販売の大半を輸出に依存していた広幅織物業者は、同年3月24日の南京事件の発生による輸出の途絶で致命的な打撃を被ることとなった。

広幅など各種織物団体では、操業短縮による生産制限、賃金引下げや運輸業者への運賃値下げ運動などの打開策を講じたが、不況からの脱出ができず、県内の綿織物生産額は5年以降急激に減少した。

表序-5-21 愛媛県綿織物生産の推移

年次	生産額
昭和2年	千円 38,633
3	36,412
4	36,849
5	24,677
6	21,803
7	26,341

金融界の動揺

金解禁下の恐慌で最も打撃を被ったのは地方銀行であった。預金者の多くは、世相の混迷による不安感から預金を大銀行や郵便局に移した結果、東京、大阪などの大都市の銀行では資金が潤沢のうちに推移したのに反し、地方銀行は資金のひっ迫を告げ、業態の悪化から預金の支払いを制限する動きが後を断たず、昭和5年には県下の今出銀行をはじめ全国で17行が休業した。翌6年に入ると、同年

秋の北海道・東北地方の大飢饉の影響で、同年末にかけて青森の第五十九銀行が休業するなど東北地方一円に金融界に動揺が起こり、これがしだいに南下して全国に拡大、同年に休業を発表した銀行は12行、休業同然の状態となった銀行は45行にのぼった。

愛媛県の金融界

愛媛県内では、昭和5年12月2日、今出銀行が休業を発表して金融界に衝撃を与えた。同行は経営内容が悪く、預金の減少を借入金によってまかなってきたが、前日の12月1日の交換戻決済が困難となり休業の発表となったものである。また同年12月、内子銀行も業績の悪化から資本金を120万円から80万円に減額することを発表した。しかし愛媛県の各銀行は、手元の準備金を厚くして預金の払戻しに備えたため、一般預金者の態度は平穏で、いずれにも波及することなく収まった。

この時期、不況の浸透で今治、八幡浜などで休業する工場が相つぎ、また米価と繭価の低落による農村の疲弊も目を覆うものがあったため、銀行預金は減少し、6年上期から愛媛県内の約半数の銀行が、業績の低迷で利益配当の削減を余儀なくされるありさまとなった。

第6節 戦時経済と一県一行主義

1. 戦時経済への移行

満州事変とイギリスの金本位制離脱

金解禁を契機として、わが国経済の不況は予想以上に深刻なものとなったが、金解禁が断行されてから1年半を過ぎた昭和6年9月、わが国経済の基礎を揺るがす大事件が相ついで突発した。

その一つは、9月18日に勃発した満州事変で、事変の拡大による軍事費の増大は、わが国の歳出規模を急速に膨張させた。もう一つは、同月21日、イギリスが突如として金本位制の離脱を声明したことで、わが国経済界に大きな衝撃を与えた。株式取引所は大混乱を呈し、立会を停止するに至った。同月中にデンマーク、ノルウェー、スウェーデンなどのヨーロッパ諸国も相ついで金本位制から離脱した。このためわが国の在英資金は回収難におちいり、さらにポンドの下落によって輸出の不利は増大した。わが国の金輸出再禁止を見越した「ドル買い」も行われた。日本銀行は10月6日公定歩合を2厘引き上げ、あるいは貸出規制を厳格にするなど正貨流出の防止に努めたが、4年末に10億円台であった正貨準備高が6年末には5億円台割れとなるなど、わが国は金本位制の危機に直面した。

他方、井上蔵相は金本位制維持のため、財界にも協力を求め、実業界の有力者と政府側との懇談会を開くなどして、わが国の金解禁後の国際収支と正貨状況を説明し金輸出再禁止の必要がないと力説して理解を求めた。しかし、結局は再禁止へと向かわざるをえなかった。

金輸出再禁止と高橋財政

昭和6年も暮れに迫り、内外の情勢が緊迫を重ねていた折から、時の第2次若槻内閣は、12月11日、閣内の不統一から総辞職した。その後をうけて13日に、

金解禁に反対していた立憲政友会の犬養毅^{つよし}内閣が成立、高橋是清が4度目の大蔵大臣に就任した。

新内閣は、12月13日に大蔵省令を公布して金輸出を再禁止するとともに、17日には「銀行券の金貨兌換に関する件」と題する緊急勅令、いわゆる兌換停止令を発して金貨の兌換を停止した。こうして金解禁はわずか2年足らずで終局を告げ、わが国の金本位制はこの日をもって崩壊した。

金輸出の再禁止で株式・商品相場が暴騰、各地の株式市場、期米市場は、15日から3日間、立会中止となった。一方、為替相場は下落を続けた。再禁止直前の6年12月に100円対49ドル8分の3と平価に近かった対米為替相場は、翌7年11月には100円対20ドルを割るまでに暴落したのである。

7年5月に発生した五・一五事件で犬養首相が暗殺され、代わって齋藤実^{まこと}内閣が発足したが、高橋是清は、同内閣の蔵相として留任することになった。

表序-6-1 対米為替相場
(単位：100円・ドル)

年 中	最 高	最 低
大正15	48 ³ / ₄	43 ¹ / ₂
昭和 2	49	45 ⁵ / ₈
3	48	44 ³ / ₄
4	49	43 ³ / ₄
5	49 ³ / ₈	49
6	49 ³ / ₈	34 ¹ / ₂
7	37 ¹ / ₄	19 ³ / ₄
8	31 ¹ / ₄	20 ¹ / ₄
9	30 ³ / ₈	28 ¹ / ₂
10	29 ¹ / ₈	27 ³ / ₄

大蔵省「金融事項参考書」(昭和4年まで)
日本銀行「本邦経済統計」(昭和5年から)

表序-6-2 国債新規発行額の推移
(単位：百万円)

年 度	発行額	目的別 (一部)	
		軍事費	赤字国債
大正15	213	—	—
昭和 2	367	—	—
3	458	—	—
4	193	—	—
5	109	—	—
6	212	63	—
7	834	310	338
8	881	184	535
9	865	164	570
10	793	172	499
11	718	183	423
12	2,259	1,751	355
13	4,548	3,807	579
14	5,562	4,371	940
15	6,983	5,228	1,264
16	10,637	7,100	2,433

大蔵省「国債統計年報」(昭和40・42年版)

(注) 新規発行額で借換えのための発行額は含まない。

高橋財政の役割は、満州事変の軍事費を調達しながら、年来の不況を克服して速やかに景気を回復させることにあった。そこで高橋蔵相は、前任の井上蔵相の表看板であった増税、行政整理、非募債主義などの緊縮財政を放棄し、膨張する軍事費や農村・中小商工業救済のための時局^{きようきゆう} 匡救費（不況対策費）の財源を、増税に求めず国債による借り入れで賄うという積極財政をとった。このため、政府は歳入不足の補填を目的とする国債を発行することになり、7年6月、「昭和7年度歳入補填公債法」を公布、まず同年11月に、7年度分として予定されている3億3,800万円のうち、2億円の赤字国債の発行を開始した。これはわが国財政史上初めての赤字国債であった。

国債の日本銀行引受発行

高橋蔵相は、赤字国債の発行を前提とした積極財政を展開するに当たり、国債が金融市場で無理なく消化される条件をつくり出そうとした。その一つは日本銀行引受けによる国債発行制度であり、もう一つは低金利政策であった。

国債をむやみに発行すれば、悪性インフレを招く危険があり、また市中に国債を売り出しても、不況の折から一般応募は期待できないばかりか、国債発行による民間資金の吸収は金融をますますひっ迫させて景気の回復が遅れることは必定である。

そこで政府は、当時の経済情勢のもとで国債を発行するに当たって、明治以降実施されてきたシンジケート団の引受けによる公募方式を継承することは極めて困難であるとして、赤字国債の発行を機に、昭和7年11月以降、これを日本銀行に引き受けさせる方法をとることにした。そして日本銀行で引き受けた国債を随時市中で売却するというオープン・マーケット・オペレーション（公開市場操作）方式を採用して12月以降、市中での売却を開始した。政府は、この新しい発行制度の運用によって、インフレの悪化を防止しながら民間経済に刺激を与え、景気を浮揚する効果を狙ったのである。

また、政府は、これに先立つ7年6月に、多額の財政資金の散布を円滑にするため、兌換銀行券条例を改正し、明治32年以来の銀行券発行限度1億2,000万円

を一挙に10億円に拡大するとともに、制限外発行に関する大蔵大臣の許可条件も緩和した。

これら一連の措置により、わが国の通貨制度は、6年12月の金本位制停止と相まって実質的に管理通貨時代に入ることになった。

第1次低金利政策

増発を続ける国債の円滑な消化と国債費の軽減をはかり、あわせて景気浮揚を促進するために低金利政策が推進された。

表序-6-3 公定歩合の推移
 (単位：日歩銭 ()内年利%)

変更実施年月日	公定歩合
昭和 5.10. 7	1.40(5.11)
6.10. 6	1.60(5.84)
11. 5	1.80(6.57)
7. 3.12	1.60(5.84)
6. 8	1.40(5.11)
8.18	1.20(4.38)
8. 7. 3	1.00(3.65)
11. 4. 7	0.90(3.29)

日本銀行『明治以降本邦主要経済統計』
 (昭和41年刊)

金輸出再禁止の後、日本銀行は、とりあえず現行の高金利の公定歩合日歩1銭8厘(年利6.57%)を是正するため、昭和7年3月と6月に相ついで公定歩合を引き下げ、5年10月の水準と同じ日歩1銭4厘(年利5.11%)とした。さらに8月には2厘、翌8年7月にも2厘の引下げを行った結果、公定歩合は日歩1銭(年利3.65%)となり、日本銀行創立以来空前の低率になった。これとともに各地の銀行預金協定利率も引き下げられ、これに追随して市中貸出金利も低下した。

大蔵省も、国債の券面利率を7年11月には年5%から4.5%に、続いて8年9月には年4%に引き下げることがを告示した。

以上のような広範囲にわたる矢つぎ早やの金利措置が、いわゆる第1次低金利政策と呼ばれるものであった。

軍事費の膨張

昭和8年3月、わが国は満州撤兵問題に関連して国際連盟を脱退した。9年7月、いわゆる帝人事件によって総辞職した齊藤内閣に代わり、岡田啓介内閣が発足するところとなり、高橋是清は同年11月、藤井真信の後をうけて5度目の大蔵大臣となった。この時期、国際情勢はますます緊迫し、同年12月のワシントン軍

縮条約の破棄、10年12月のロンドン軍縮会議における各国の激しい対立など、軍縮をめぐる国際的緊張が高まるなかでわが国の軍事費の支出はしだいに膨張していった。6年度からはじまった満州事変関連の予算をみても、11年度までに累計13億円に達している。

表序-6-4 明治以降の戦争・事変における戦費支出額
(単位：千円)

戦争・事変名	戦費支出額	戦争継続期間 月
日清戦争	233,400	10
北清事変	43,602	4
日露戦争	1,826,290	19
欧州大戦 シベリア出兵}	1,553,706	127
山東出兵	66,363	18
満州事変	1,905,072	70

大蔵省「昭和財政史」(第4巻)

このように巨額の財政資金の散布が、特に軍需産業、匡救産業に刺激を与え、関連部門の生産活動が活発となった結果、10年を境として景気はしだいに回復に向かった。

景況の上昇にともない、国債の増発と民間の資金需要増とが競合して悪性インフレの兆候が現れはじめたため、高橋蔵相は、これ以上の国債の増発は日本財政の破綻につながるとして、軍事費の節減と赤字国債の漸減によって健全財政主義に転換することを表明した。これに対し、軍部は強硬に軍事費の増額を要求して譲らなかつたために軍部との間で激しい摩擦を引き起こし、その矢おもてに立った高橋蔵相は、11年の二・二六事件で反乱部隊の凶弾に倒れた。

この事件を契機として、軍部の政治的発言権が強まり、わが国の政情は一路準戦時体制へと大きく転換していった。

第2次低金利政策

二・二六事件後の昭和11年3月9日、広田弘毅^{こうき}内閣が成立、大蔵大臣には軍部の推挙をうけて馬場鏐一が就任した。馬場蔵相は、軍事費を中心に膨張する財政支出をいかに賄うかを出発点として、税制の根本的改革による租税収入の増加、国債漸減主義の放棄、国債消化のための低金利政策を財政方針に掲げた。

まず着手したのは金利水準の一段の引下げであった。7年から8年にかけての高橋蔵相時代に、数度にわたり公定歩合、預貯金利率、国債券面利率などの引下げを実施した第1次低金利政策に続いて、11年4月、日本銀行は、さらに低金利

を誘導するため、公定歩合を1厘下げの日歩9厘(年利3.29%)とした。これは、わが国金融史上これまでにない最低の金利水準である。政府も、同月、国債の券面利率を年利4%から3.5%に引き下げる大蔵省令を公布、ついで翌5月、5分利国債についてわが国未曾有の3分半利国債との借換えを断行し、市中銀行もこれに追随して預金利率の引下げを実施した。こうして馬場財政による第2次低金利政策は急速に推進され、このことが巨額の軍事費を賄う国債の増発に一層の拍車をかけた。

金融統制の進展

昭和12年7月7日、日華事変が勃発した。わが国の経済は、準戦時体制から一挙に戦時体制に移行することになった。金融面では、軍事生産力拡充資金の供給が新しい課題となり金融統制がはじまった。同年9月には、戦時金融統制を規定した「臨時資金調整法」と戦時における貿易・物資統制の基本法である「輸出入品等臨時措置法」が公布され、資金と物資の両面から統制が加えられた。ついで13年4月に、「国家総動員法」が公布された。これにより政府は、人的・物的資源のすべてを戦争目的に動員する権限を持つことになった。

臨時資金調整法では、軍需産業以外の事業に対する設備資金の貸出は政府の許可を必要としていたので、運転資金として借り出した資金を設備資金に転用したり、あるいは投機思惑に流用するなど脱法行為を行うところが出てきた。このため政府は、15年10月、「銀行等資金運用令」を公布し、運転資金の貸出についても政府の許可を要するとするなど、設備資金と同様の統制を行うことになった。

また、軍需産業に対する資金供給の方法として共同融資方式が一般化したことにより、14年以降16年6月までに、融資シンジケートの結成は130、その融資先は121件にのぼった。

このように、戦時体制下のわが国の金融機関は、資金の供給について自主性を失い、ひたすら軍需産業への奉仕に専念せざるをえなくなった。

2. 地方経済と銀行経営

県内産業の動き

愛媛県下では、昭和12年の日華事変勃発により、住友系企業をはじめとする軍需関連産業が活況を呈する一方、物価の騰貴にともなう農産物価格の上昇と政府の米買入権限の拡大などで農村経済も好転した。しかし、統制経済の進展につれ県内産業も変ぼうを迫られ、伝統的な諸産業のなかには戦時不急産業として後退を余儀なくされるところも現れた。

[綿織物業]

綿織物業は昭和5年から6年にかけての世界恐慌により不振を極め、今治地方の綿織物生産額は6年に1,000万円を下回っていたが、その後にとられた積極財政政策による国内景気の回復と貿易の伸長で業況は好転し、12年には2,000万円を突破した。しかし、日華事変の勃発によってわが国経済が戦時体制に入るとともに、軍需資材の輸入を増大させるため棉花の輸入が抑制され、綿糸の生産減少から必然的に綿製品の消費が規制されることとなった。

12年12月公布の「綿製品・ステープルファイバー等混用規則」、13年3月公布の「綿糸配給統制規則」など、綿糸、混紡糸の国内消費規制が行われ、13年6月には、ついに「綿製品の製造制限規則」「綿製品の加工制限規則」「綿製品の販売制限規則」ならびに「繊維製品販売価格取締規則」が公布され、輸出綿糸布確保のためのいわゆる綿製品非常管理が実施された。さらに、15年2月には「繊維製品配給統制規則」の公布により、流通面の統制が強化されるに及んで、綿織物業界は完全な統制経済下におかれた。

[製糸業]

昭和2年の金融恐慌に続く国内不況で、製糸業が不振におちいったため、政府は、4年3月に「糸価安定融資補償法」を公布、5年3月同法発動、さらに滞貨

の一括買上げなどの緊急措置を講じた。しかし、糸価は低落の一途をたどり、7年6月の横浜生糸相場は、百斤当たり390円の安値となった。このような情勢のなかで、同年9月の「製糸業法」の公布をはじめとして、製糸業の生産、配給、価格にわたる統制が進行した。

日華事変勃発後、軍需資材輸入に対する外貨獲得の必要から、製糸業界の振興策がとられたが、アメリカの人絹繊維製品の伸張で生糸需要が漸減し、さらに日華事変の泥沼化による国際情勢の悪化と原料繭価の上昇も加わって、業界の回復は思うように進まなかった。16年3月に「蚕糸業統制法」が公布されるに及んで、製糸業は綿織物業同様に完全な統制下に追いやられた。

[製紙業]

世界恐慌で不振をかこった製紙業界も、昭和7年から好況に転じた。12年の生産額は700万円と6年不況時の約2倍となり、さらに需要の増加と価格の高騰で、14年には1,500万円となった。しかし、この業界も16年8月の日本和紙統制会社の設立などにより統制経済下におかれた。

[別子銅山]

世界恐慌により深刻な不況におちいていた産銅界も、金輸出再禁止による為替相場の低落と満州事変による軍需産業の発展で活気を取り戻し、日華事変勃発後はさらに盛況をみた。

その後、戦時統制の機運が高まり、昭和13年2月、日本銅統制組合が組織され、自主統制がはじまった。14年9月の第二次世界大戦の勃発による国際情勢の悪化で、アメリカなど主要産銅国からの輸入が途絶するに至って、国家統制は一段と強化され、産銅業者に対して政府の積極的な生産力拡張政策が強行された。このため、別子銅山では産銅高も飛躍的に増加し、軍需景気をおう歌した。この産銅事業から派生した機械製造、肥料製造など関連事業の発展もめざましかった。これら住友系企業の発展にともない、新居浜市を中心に多くの地場資本による下請企業も活況を呈した。

県内銀行の信用不安

内子銀行は、昭和5年12月に減資整理を発表したが、その後も業績の改善はみられなかった。不況の深刻化とともに預金は漸減し、貸出金の回収もこれにともなわないことからその業績が不安視され、6年秋から五十二銀行、大洲銀行との間に個別に合併交渉が重ねられたが、いずれも不調に終わった。7年3月、酒造税資金の調達に失敗し、ついに同月31日休業するに至った。最も心配されたのは近在の大洲銀行に対する波及であったが、内子銀行の窮状はすでに知れわたっていたうえに、大洲銀行は日本銀行からの融資によってこれに備えたため、さしたる影響もなく推移し、また松山方面への影響もほとんどなかった。

その後、7年5月には、大洲地方に預金支払いの猶予を求める信用組合が現れ、大洲銀行はその余波をうけて預金の引出しが増加するなど信用不安は絶えなかった。五十二銀行については、従前から川崎造船所に対する不良債権が大げさに取りざたされるなど中傷がはなはだしく、このため預金の減少がみられたものの大事には至らなかった。

今治商業銀行は、内子銀行休業の余波と大阪方面に広がった今治機業窮迫の浮説に対処して、警戒的に預金支払準備資金を充実することとし、7年4月9日、日本銀行から国債担保で14万5,000円の特別融資を受けた。8年以降、景気の好転と信用の回復につれて預金も漸増し、特別融資の返済も順調に進んだ。その後、12年2月には、一般物価の騰貴、地元綿業界の好調から資金需要が増大して決済資金に手詰まりをきたすほどになったので、同行は日本銀行に特別融資の限度増額と期限延長を求めたこともあったが、13年1月4日以降、日本銀行特別融資の残高は補償法による特別融資を除き皆無となった。

なお、経営不振におちいていた今出銀行は、8年4月19日に破産宣告をうけて解散した。

日本銀行松山支店の設置

昭和7年11月1日、四国で最初の日本銀行の支店が松山市に設置された。それまでは四国島内に日本銀行の支店がなかったため、県内にあるいずれの本店銀行

も現金輸送には少なからぬ不便を感じていた。本県に最も近い日本銀行の支店は広島市にあった。

大正12年頃に(旧)大洲銀行本店で現金輸送に当たっていた先輩の懐古談によると、まとまった現金の輸送となるとたいて

いが広島か大阪に出張していたという。当時は鉄道が東から壬生川辺りまでしか延びていなかったため、松山まで自動車を出て三津浜港から広島宇品までは小さな汽船を利用していた。日本銀行広島支店で現金を受け取るとすぐに汽船で松山に引き返し、再び犬寄峠を越えて本店に帰着するわけだが、それが暁の2時か3時頃になったと述懐している。

愛媛県に日本銀行の支店を誘致しようとする動きは、大正7年4月の伊豫銀行同盟会総会の時、大野悌が日本銀行の支店設置が緊要であることを提唱したのにはじまる。ついで県商工団体連合会で近藤正平がその必要を主張し、同盟会と連合会が合同で日本銀行と大蔵省に対し設置の請願書を提出した。具体的運動に着手したのは大正8年7月からで、同盟会を代表する村上半太郎、八木春樹、薦田経太郎、これに県商工団体連合会の近藤正平が加わって上京し、県出身の代議士らの応援をえて日本銀行と大蔵省に陳情した。これが陳情運動の最初で爾来8回にわたり陳情が繰り返された。大正13年3月に行われた8回目の陳情は、松山出身の勝田主計蔵相の時で、県商工団体連合会が提出した請願書の内容(原文のまま)は次のとおりであった。

「我四国ノ地ハ由来交通不便ニシテ人文ノ進化ヲ阻害スル嫌ナシトセズ、然レドモ本県ノ如キ産業発展ノ程度ニ到リテハ敢テ他ニ遜色ナキコトハ県統計ノ示ストコロ、コレヲ四国中他ノ三県ニ比較スルモ優ニ第一位ヲ占メ特ニ生糸・綿布・製紙等貿易品ノ産額逐年増加シ、今治市ハ近ク開港場トナルベク、四国鉄道ノ松山市ニ到着スルモ遠キニアラザル状態ニアリ、サレド四国ノ地ハ元来本土ヲ離レ、風波ノ為



日本銀行松山支店開設

メ航路ノ遮断サルルコト屢々ナルヲ以テ取引上不便尠カラズ、多年日本銀行ノ支店若シクハ出張所ノ設置ヲ望ミ、金融機関ノ完備ヲ図ランコトヲ期シ、茲ニ本会總會ノ決議ニヨリ請願仕候也」

この時の陳情団は、県知事宮崎通之助、県商工団体連合会代表近藤正平、伊豫銀行同盟会代表八木春樹、その他県製糸、伊豫織物、松山商工会議所の代表ら10人であった。一方、県議会でも、毎年、支店設置に関する意見書を満場一致で採決しては請願書を提出するなど熱心な運動を続けた。

松山支店の設置が決定したのは、昭和5年の浜口内閣井上準之助蔵相、土方久徴日銀総裁の時で、第1回の陳情を行ってから実に11年目のことであった。

このようにして松山市三番町角に松山支店が開設されたのは7年11月1日で、初代支店長には中山豊が就任した。ここに2年4月の国鉄松山駅の開業と相まって、金融・交通上の動脈が完成し、愛媛県下の金融経済上に多大の便益が与えられることになったのである。さらに、これにより海路はるばる広島から現金輸送していた手数が省かれ、銀行の危険負担も軽減されることとなった。

日本銀行松山支店は、地元の熱意溢れる陳情運動が成功した結果設置されたものであるが、実はこのほかに、陳情がはじまった後の昭和2年、今治商業銀行の休業に際して日本銀行の補償法特別融資が行われ、本県に支店開設の必要が生じたという背景があったことも否定できない。

なお、8年7月には社団法人松山銀行集会所が設置された。

地方銀行の経営概況

銀行預金は金解禁以来伸び悩んでいたが、赤字国債による多大な財政資金の散布、昭和8年3月の米穀統制法にもとづく政府による米の無制限買入れ、時局匡救費による農村救済資金の放出などによって増勢に転じた。軍需産業、輸出産業を中心に景気が回復したこともあって、大銀行の預金増加は著しかったが、全国の地方銀行の預金が総じて減少から増加に転じたのはそれより遅れて9年のことであった。

愛媛県の銀行預金は、これより一足早く8年から増勢に転じた。ことに12年以

降は、財政の膨張にともなう政府資金の散布増、農村所得の増大、貯蓄増強策の推進などによって著しく伸長した。預金増加は、主として営業性預金の伸びによるもので、貯蓄性預金は停滞状態にあった。これは生産活動の活発化と物価の上昇によって企業の運転資金が増加したこと、インフレの進行により預金の固定化が回避されたことなどによるものであった。松山手形交換所の交換高も、インフレの進行を反映して13年以降急速に上昇した。

一方、貸出金は、軍需産業およびその関連産業と密接な取引関係にあった都市銀行において著しい伸びを示したのに対し、地方銀行の増勢は微弱で、愛媛県においてはむしろ減少傾向にあった。これは、長年地方銀行の経営を圧迫していた不動産担保貸出が農村の好景気からしだいに回収されたこと、地方銀行の営業基盤である中小商工業と地方産業が、戦時統制経済の拡大につれて衰退していったことによるものであった。

金利平準化運動

預金金利について、政府は国債消化の促進をはかるため、国債利回りを標準として各種の金利を調整しようとしたが、地方金利は期待どおりには低下しなかった。その原因の一つとして、預金の争奪戦に端的に現れたように、金融機関の間での協調欠如が挙げられた。このため、昭和13年以降、政府は各地方ごとに金融懇談会を設け、地方の実情に応じた金利協定を締結させることとした。

まず13年4月、大蔵・農林両省の通達により、地方長官に対して地方銀行と信用組合連合会を主とした異種金融機関の金利協定の実施を要請し、これをうけて地方金利平準化運動が開始された。14年3月までに、沖縄を除く道府県において、知事または経済部長を長とする金融懇談会が結成され、銀行と信用組合連合会との間に預貯金金利協定が結ばれた。その結果、地方金利はかなり低下したが、なお定期預金利率年3.6%以上のところが23道府県にのぼっていたため、同年4月から再び3.5%以下を目標とする地方金利平準化運動が実施された。この2回にわたる金利平準化運動により、地方銀行の定期預金利率が低下し、15年6月には3.4%以下のところが過半数を占めるようになった。

県内の預金金利

愛媛県における預金金利は、大正12年をピークに低下傾向をたどり、昭和6年以降、第2区の定期預金金利は次のように推移した。

伊豫銀行同盟会の金利協定上の区域は、9年7月に従来の5区制から、東・中予を第1区、南予を第2区とする2区制に改められ、また同年11月には四国地方銀行同盟会が結成されて、金利協定についても地域的な拡大をみた。

ついで12年10月、伊豫銀行同盟会において預金金利協定の厳守を申し合わせ、定期預金金利の県内一律適用が決定した。翌11月には当時対立状態にあった信用組合との間にも預金金利協定が締結され、相互の協調関係が生まれた。さらに14年3月には愛媛県金融懇談会が結成され、「12年11月に成立を見た金利協定の趣意を一層強化し、相互に連絡協調の実を挙げるとともに、政府の低金利政策に順応し、各種金利の不均衡を是正し、低金利の普及徹底をはかる」ことが申し合わされた。ここに愛媛県内の金利はさらに低下して、各種金融機関を通じた金利の平準化が促進された。

表序-6-5 愛媛県第2区定期預金金利の推移

実施年月	定期預金利率 (年利)
昭和 6. 6	5.1 %
8. 7	4.8
10	4.5
9. 2	4.3
7	4.0
11. 2	3.9
4	3.6
12. 10	3.5
14. 4	3.4

- (注) 1. 昭和9年7月までは第2区、11年4月までは第1区の甲種銀行基準利率をとった。
2. 銀行の定期預金金利が、甲種・乙種の2本立てとされ、そのいずれかを選択するよう協定されたのは大正7年のことであり、昭和19年に廃止された。

3. 一県一行主義の進展

無資格銀行整理後の銀行合同

昭和8年に入ると、政府の銀行合同政策は、銀行界の安定化と7年末の無資格銀行整理期間の満了によって転換の傾向がみえてきた。

政府は、8年早々、当時休業中の30行、休業同然の18行に対して実地検査を行った結果、更生の見込みなしと認めてこれら48行を整理したのに引き続いて、

同年7月に次のような新しい銀行合同方針を打ち出した。

- (1) 預金者保護を主たる目的とした従来の消極的銀行政策を一擲する。
- (2) 今後は一府県または経済的に一単位とみられる地域内の全金融系統を整備して金融統制の確立をはかる。
- (3) その実行方法として
 - ① 同一地方に多数の銀行が併存していて金融統制上好ましくないときは、それらの銀行の内容が堅実であっても合併、合同を勧奨する。
 - ② 東西有力銀行の支店、出張所が地方金融界を著しく圧迫している場合には、それを引き揚げさせるかあるいは地方銀行に売却させる。
 - ③ 不当競争を避けさせるため支店、出張所の廃合を行わせる。

この方針は、地方銀行の経営難が解消されたこと、地方の人心が安定したこと、有価証券・不動産の価格上昇により不良資産整理が可能となったことなどの情勢判断にもとづくもので、政府の銀行政策が、従来の預金者保護第一主義から地方的金融統制の確立へ転換することを意味するものであった。

一県一行主義の表明

昭和11年の二・二六事件勃発とともに、政府の銀行合同政策はさらに強化された。馬場蔵相は低金利政策と関連して金融機関の整備にも着手し、準戦時体制下における金融統制の一環として、11年5月の議会で「一県一行主義」と呼ばれる金融機関整備方針を表明した。

すでに昭和2年以降、政府は一経済地域一行を目標として地方銀行の合同を促進してきたが、この伝統的な合同方針は、金融恐慌の苦い経験にもとづき、預金者保護の立場から弱小銀行の整理に重点をおくものであった。しかし、馬場蔵相のもとにおける合同政策は、「一県一行主義」の標語のもとに地方銀行の合同を積極的に促進し、さらに金融機関の整備によって金融制度全般の再編成にまで発展する性質のものであった。

本格的な進展へ

銀行合同は、昭和11年春頃から全国的な動きをみせはじめた。同年5月に低利国債が発行された当時は、乱立する地方銀行が激しい預金獲得競争を演じていて、地方の金利は期待どおりには低下しなかった。そこで利回りの低い国債に投資を行うには、なお一層の資金コストの引下げが必要であり、そのためには、銀行の合同が最も効果的な手段とされていたのである。

銀行合同は、12年9月公布の臨時資金調整法による金融統制の開始とともに、既定方針にそって本格的に進められることになった。

8年から16年にかけての普通銀行数の動向をみると、廃業、解散、破産による消滅87行のほか、合同による消滅299行、新設は34行で、7年末の普通銀行数538行は16年末には186行となり、この間352行の減少をみた。銀行合同の方式は、15年以降新立合併によるものが最も多く、しかも、政府の銀行合同方針が地方的金融統制を目的としていたことから、地方的合同が主流をなした。

最初でしかも大規模な地方的合同として有名なのは、11年12月、兵庫県の有力銀行であった神戸岡崎・三十八・西宮・高砂・灘商業・五十六・姫路の7行が大団結した、資本金2,253万円の神戸銀行の新立である。

表序-6-6

普通銀行数の推移

(昭和7年末538行)

年次	減 少					増 加 新 設	増減(△)	年 末 銀 行 数
	廃業・解 散・破産	合 同			合 計			
		合 併	買 収	小 計				
昭和8	13	8	3	11	24	2	△ 22	516
9	18	15	3	18	36	4	△ 32	484
10	7	5	8	13	20	2	△ 18	466
11	24	14	7	21	45	3	△ 42	424
12	12	10	29	39	51	4	△ 47	377
13	4	13	16	29	33	2	△ 31	346
14	5	7	18	25	30	2	△ 28	318
15	1	21	14	35	36	4	△ 32	286
16	3	61	47	108	111	11	△ 100	186
昭和8 ～16年	87	154	145	299	386	34	△ 352	

大蔵省『銀行局年報』

県内の銀行合同と地域金融圏の確立

愛媛県においては、まず昭和8年3月、第二十九銀行が宇和島銀行を吸収合併し、ついで翌9年8月、第二十九銀行・大洲銀行・八幡濱商業銀行の3行が合併して豫州銀行が設立された。

第二十九銀行・大洲銀行・八幡濱商業銀行の3行は、当時すでに近辺の諸銀行を合併し、県内では比較的有力な銀行に属していた。にもかかわらずこの3行が合併するに至った動機は、合同によって自行の業態をより強固にすることにあっただけでなく、南予地方の金融を積極的に自行の支配下におさめようとするににあった。すなわち、従来の銀行合同が、不況による経営難からの起死回生策として進められたのに対し、この3行合併は、地域金融圏の支配をめざした点で、当時の銀行合同の質的転換を見いだすことができるのである。

豫州銀行の新立合併の概況は次のとおりであった。

- (1) 昭和9年6月25日認可、同年8月20日設立
- (2) 新立銀行 豫州銀行（資本金2,316千円、全額払込済）
 解散銀行 第二十九銀行（資本金1,843千円、全額払込済）
 大洲銀行（資本金1,750千円、全額払込済）
 八幡濱商業銀行（資本金1,300千円、うち払込1,040千円）
- (3) 合同条件

	新銀行 資本金	新銀行 払込額	払込法定 準備金	合併時旧 株主交付金	合併較差金
第二十九	千円 921	千円 921	千円 92	千円 92	円 736
大洲	875	875	87	87	700
八幡濱商業	520	520	52	52	416
計	2,316	2,316	231	231	1,852

- (4) 新銀行設立時の役員割当

取締役 佐々木長治（頭取）、中川鹿太郎（以上第二十九）
 監査役 矢野秀友、岡田喜一（以上第二十九）
 取締役 村上荘之（副頭取）、吉元誠一郎、小野三郎（以上大洲）
 監査役 足立儀国（大洲）

取締役 福岡傳吉（専務）、浅井重平、菊池昌幸、高橋萬太郎
 （以上八幡濱商業）

豫州銀行の新立合併に対抗する意味で、9年9月、宇和卯之町銀行は穂積銀行を吸収合併し、東宇和郡一带の金融を支配するに至った。豫州銀行の新立が政府の勸奨によるものであったのに対し、宇和卯之町銀行と穂積銀行の合併は、立憲民政党という同じ政党色のため話が順調に運んだものであった。

豫州銀行は、さらに12年3月、内子銀行を買収し、翌13年2月には、東宇和郡を支配して同行に対抗しつつあった宇和卯之町銀行を吸収合併し、南予地方の中心銀行を形成するに至った。

一方、中予地方では、12年3月、勸農合併により愛媛県農工銀行が日本勸業銀行に合併されたのに続いて、同年12月、五十二銀行と仲田銀行が合併し、松山五十二銀行が設立された。仲田銀行は、愛媛県財界の有力者で愛媛県農工銀行および伊豫相互貯蓄銀行の頭取でもあった仲田傳之松の個人銀行ともいうべきものであった。

松山五十二銀行の新立合併の概況は次のとおりであった。

- (1) 昭和12年12月9日認可、同年同月10日設立
- (2) 新立銀行 松山五十二銀行（資本金5,475千円、うち払込3,574千円）
 解散銀行 五十二銀行（資本金7,125千円、うち払込5,458千円）
 仲田銀行（資本金2,000千円、うち払込500千円）
- (3) 合同条件

	新銀行 資本金	新銀行 払込額	払込法定 準備金	合併時旧 株主交付金	合併較差金
五 十 二	千円 4,275	千円 3,274	千円 491	千円 1,255	千円 436
仲 田	1,200	300	45	115	40
計	5,475	3,574	536	1,370	476

- (4) 新銀行設立時の役員割当

取締役 原正義（代表常務）、宮内安恭、工藤養次郎、大野邦道、
 小山継一郎（以上五十二）

監査役 遠山道（五十二）

取締役 仲田包寛^{かねひろ}（代表常務）、仲田久太郎、別宮福磨（以上仲田）

監査役 越智貞影（仲田）

顧問 石原操（五十二）、仲田傳之駱（仲田）

上でみるとおり、松山五十二銀行では、新立合併時、五十二銀行頭取石原操、仲田銀行頭取仲田傳之駱とともに顧問に就任し、頭取はおかれなかった。このため、五十二銀行側の原正義と仲田銀行側の仲田包寛の二人が、双方を代表する常務取締役となり、合議制のかたちで新銀行を運営することになった。このような変則的な状況は、12年12月の設立からほぼ2年間続いた。この間、同行は13年12月に三津濱銀行を買収している。

15年1月に至り、日本銀行参事平山徳雄^{のりお}が、松山五十二銀行の招聘をうけて、同月25日の株主総会で頭取に就任することになった。両行合併後、初の頭取誕生であった。

松山五十二銀行の発足に際して、頭取がおかれなかった経緯については、のちの35年6月に全国地方銀行協会で行われた末光伊豫銀行頭取を囲む座談会のなかで、末光頭取は次のように語っている。（カッコ内は編纂室で補記）

銀行の合併から申しますと、五十二銀行と仲田銀行と、仲田というのは、現在私の方の副頭取をしております親父さん（仲田傳之駱）が（頭取を）やっておりました。これは大体個人銀行のようなものでありまして、ごく小さな銀行でありました。

五十二銀行は、県下で県金庫もやっておりますし、一番大きかったのですが、それを対等合併にさした。仲田銀行そのものは小さいのですけれども、親父さんがやはり農工銀行（愛媛県農工銀行）の頭取をやっておったりして一方の旗頭でありますし、五十二の頭取（石原操）と相俣して財界に重きをなしておった人ですから敬意を表したのです。

ところが、今申しますように、五十二の頭取の石原操という人、この人は愛媛県の銀行界では非常な大御所で偉い人でありましたが、この人と仲田傳之駱という人が相争ってどっちを頭取にしようか、やれないのです。われわれ第三者の観測からいえば、五十二が大きいから五十二の頭取が頭取になって仲田の親父さんは会長に

でもなればおさまるものを、それをやらない。それで結局頭取ができなかった。

この松山五十二ができたときには頭取なしで、両方から常務が二人入りまして、一方の五十二銀行からは頭取のおいの原（正義）という人が常務に入った。一方は仲田さんの息子の仲田（包寛）が常務に入って、二人の常務でやった。頭取なしです。そこでやったけれども、結局頭取をこしらえなければいかんじゃないかということ、日本銀行から。…

（地銀協 地方銀行史資料第14号
「伊豫銀行頭取末光千代太郎を囲む座談会」より）

松山五十二銀行は、新頭取就任の翌16年2月に（旧）伊豫銀行、同年5月に久万銀行をそれぞれ買収して、中予地域における中心銀行を形成するに至った。

以上により、豫州銀行、松山五十二銀行、それに明治33年9月以来単独で東予地域の中心銀行として存在してきた今治商業銀行の3行が、南・中・東予の3地域

表序-6-7 3行の預金推移 (単位：千円)

年 末	松山五十二銀行	豫州銀行	今治商業銀行
昭和 10	31,332	21,112	9,652
11	31,649	22,302	9,803
12	43,831	25,125	11,600
13	47,831	36,526	14,056
14	54,771	48,175	18,757
15	71,072	58,826	24,874
16	81,766	67,766	28,722

(注) 昭和16年は6月末

を営業基盤として、県内金融を支配する体制ができ上がった。

しかし、その後も国家的要請のもとに、さらに愛媛県全域を基盤とする新しい銀行の成立が促された。そして、昭和16年9月の伊豫合同銀行の誕生によって、かつて馬場蔵相が提唱した普通銀行の「一県一行」体制の成立をみ

表序-6-8 3行の貸出金推移 (単位：千円)

年 末	松山五十二銀行	豫州銀行	今治商業銀行
昭和 10	19,014	13,887	11,675
11	19,954	13,440	11,586
12	18,350	14,905	12,342
13	17,835	18,709	12,166
14	17,543	24,328	13,552
15	21,570	23,955	16,008
16	24,153	23,111	15,497

(注) 昭和16年は6月末

表序-6-9 3行の有価証券推移 (単位：千円)

年 末	松山五十二銀行	豫州銀行	今治商業銀行
昭和 10	17,909	7,445	1,897
11	18,039	8,225	2,450
12	24,652	9,104	2,765
13	27,869	16,348	4,147
14	36,179	22,398	7,783
15	46,513	31,462	10,765
16	54,362	35,622	13,805

(注) 昭和16年は6月末

表序-6-10

3 行 の 業 績 推 移

(単位：%)

	銀行名	年 末						
		昭和 10	11	12	13	14	15	16
支 払 準 備 率	松山五十二銀行	10.4	9.1	9.2	10.0	7.0	8.3	5.6
	豫 州 銀 行	9.7	10.7	11.7	10.3	6.5	6.9	11.6
	今 治 商 業 銀 行	18.4	15.3	15.2	18.4	10.8	12.9	11.3
預 貸 率	松山五十二銀行	60.7	63.0	41.9	37.3	32.0	30.3	29.3
	豫 州 銀 行	65.8	60.3	59.3	51.2	50.5	40.7	32.8
	今 治 商 業 銀 行	121.0	118.2	106.4	86.6	72.3	64.4	45.9
預 証 金 券 有 比 価 率	松山五十二銀行	57.2	57.0	56.2	58.3	66.1	65.4	67.2
	豫 州 銀 行	35.3	36.9	36.2	44.8	46.5	53.5	56.5
	今 治 商 業 銀 行	19.7	25.0	23.8	29.5	41.5	43.3	57.7

(注) 昭和16年は6月末

ることになるのである。